

定期事業者検査報告の変更について

東北電原運第6号  
2022年 8月 8日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号  
東北電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
樋口 康二郎

東通原子力発電所第1号機の施設管理の実施に関する計画を変更したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第57条の3第4項の規定により、その評価の結果を記載した書類を別紙のとおり提出します。

1. 定期事業者検査報告書及びその変更の内容を説明する書類番号

令和2年4月1日の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律改正前に、同法に基づき実施した施設定期検査申請およびその変更の内容を説明する書類は以下のとおり。

東通原子力発電所第1号機

施設定期検査申請書番号

東北電原運 第68号（平成22年12月27日）

以下、施設定期検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

東北電原運 第23号（平成23年 5月25日）

東北電原運 第16号（平成25年 6月25日）

東北電原運 第21号（平成27年 7月24日）

東北電原運 第43号（平成31年 3月20日）

令和2年4月1日の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律改正後に、同法に基づき実施した定期事業者検査報告書およびその変更の内容を説明する書類は以下のとおり。

東北電原運 第53号（令和 3年 3月30日）

2. 変更理由

長期保管計画に変更が生じたことから、特別な保全計画に関する計画を変更した。

### 3. 変更内容

#### 3. 1 添付書類三 施設管理の実施に関する計画

本文, 別紙- 1, 2 および参考資料を別添- 1 のとおり変更する。

#### 3. 2 添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

添付- 1, 2 を別添- 2 のとおり変更する。

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

変更前	変更後	変更理由
<p>ており、経年的な劣化に起因する故障等が発生した場合、早急な対応が困難となるため、エリア・プロセスモニタの更新工事を実施する。</p> <p>○予定時期 第4 保全サイクル（原子炉停止中）</p> <p>(14) 放水路立坑修繕工事 (使用前事業者検査対象)</p> <p>○工事概要 放水路立坑内のコンクリート側壁を修繕するため、一時的に補機冷却用水を流下させるための仮設連絡水路を構築し、放水路立坑内を断水したのち修繕を実施する。</p> <p>○予定時期 第4 保全サイクル（原子炉停止中）</p>	<p>ており、経年的な劣化に起因する故障等が発生した場合、早急な対応が困難となるため、エリア・プロセスモニタの更新工事を実施する。</p> <p>○予定時期 第4 保全サイクル（原子炉停止中）</p> <p>(14) 放水路立坑修繕工事 (使用前事業者検査対象)</p> <p>○工事概要 放水路立坑内のコンクリート側壁を修繕するため、一時的に補機冷却用水を流下させるための仮設連絡水路を構築し、放水路立坑内を断水したのち修繕を実施する。</p> <p>○予定時期 第4 保全サイクル（原子炉停止中）</p> <p>(15) 原子炉補機冷却系熱交換器伝熱管修繕 (使用前事業者検査対象)</p> <p>○工事概要 原子炉補機冷却水系熱交換器伝熱管の渦流探傷試験を行ったところ、減肉が確認された伝熱管4本について取替えを実施する。</p> <p>○予定時期 第4 保全サイクル（原子炉停止中）</p> <p>(16) RW設備定期点検工事(機械)のうち洗濯廃液サンプルタンク(B)出口弁修繕 (使用前事業者検査対象)</p> <p>○工事概要 洗濯廃液サンプルタンク(B) 出口弁の弁体シート面に非破壊試験(P T)の判定基準を超える指示模様が確認されたことから、当該弁の取替えを実施する。</p> <p>○予定時期 第4 保全サイクル（原子炉停止中）</p>	<p>対象工事の追加</p>

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

変更前	変更後	変更理由
<p>III 発電用原子炉施設の点検，検査等の方法，実施頻度および時期</p> <p>東通原子力発電所第1号機第4保全サイクルの保全計画について以下のとおり策定した。</p> <p>1. 点検計画</p> <p>定期事業者検査中およびプラント運転中の点検について，予め保全方式を設定し，点検の方法ならびにそれらの実施頻度および時期を定めた点検計画を「原子力QMS 保守業務運用要領」に従い策定した。</p> <p>点検計画のうち，定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画を別紙1に記載する。</p> <p>ただし，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（原子力規制委員会規則第六号，平成25年6月28日）ならびに「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u>」（最終改定：平成31年3月13日原規技発第1903132号，原子力規制委員会決定）を踏まえた，原子炉設置変更許可申請および工事計画認可申請内容を勘案したうえで定期事業者検査項目ごとに新規制基準の施行に伴う点検計画の変更の有無を精査し，必要に応じ点検計画の見直しを行うものとし，それまでは自主的な検査による点検を行うものとする。</p> <p>なお，付帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は，「計画保守作業手順書」に規定している。</p> <p>点検計画を策定または変更するにあたっては，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動管理指標の監視結果</li> <li>・保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>・トラブルなど運転経験</li> <li>・高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</li> <li>・他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>・リスク情報，科学的知見</li> </ul> <p>さらに，設備の保全方式および点検頻度は，以下の観点を検討し，信頼性向上を目指した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計，据付不良等による初期故障期での故障発生への低減</li> <li>・状態監視による異常兆候の早期把握</li> </ul>	<p>III 発電用原子炉施設の点検，検査等の方法，実施頻度および時期</p> <p>東通原子力発電所第1号機第4保全サイクルの保全計画について以下のとおり策定した。</p> <p>1. 点検計画</p> <p>定期事業者検査中およびプラント運転中の点検について，予め保全方式を設定し，点検の方法ならびにそれらの実施頻度および時期を定めた点検計画を「原子力QMS 保守業務運用要領」に従い策定した。</p> <p>点検計画のうち，定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画を別紙1に記載する。</p> <p>ただし，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（原子力規制委員会規則第六号，平成25年6月28日）ならびに「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u>」（最終改定：令和4年2月24日原規技発第2202246号，原子力規制委員会決定）を踏まえた，原子炉設置変更許可申請および工事計画認可申請内容を勘案したうえで定期事業者検査項目ごとに新規制基準の施行に伴う点検計画の変更の有無を精査し，必要に応じ点検計画の見直しを行うものとし，それまでは自主的な検査による点検を行うものとする。</p> <p>なお，付帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は，「計画保守作業手順書」に規定している。</p> <p>点検計画を策定または変更するにあたっては，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動管理指標の監視結果</li> <li>・保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>・トラブルなど運転経験</li> <li>・高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</li> <li>・他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>・リスク情報，科学的知見</li> </ul> <p>さらに，設備の保全方式および点検頻度は，以下の観点を検討し，信頼性向上を目指した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計，据付不良等による初期故障期での故障発生への低減</li> <li>・状態監視による異常兆候の早期把握</li> </ul>	<p>法令改正に伴う変更</p>

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施款(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または年度	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断仕書
廃スラッジ系	浄化系沈降分離槽スラッジポンプ	分解点検	C	39 M	-	プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		外観点検	C	10 C	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		外観点検	C	10 C	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		分解点検	C	39 M	-	プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
濃縮液系	使用済樹脂貯蔵槽スラッジポンプ【電動機】	機能・性能試験	C	104 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		漏えい試験	C	10 C	-	プラント運転中
		分解点検	C	195 M	-	プラント運転中
		外観点検	C, D	10 Y	構造健全性検査(先行点検)	プラント運転中
		漏えい試験	C, D	10 Y	構造健全性検査(先行点検)	プラント運転中
		開放点検	C	143 M	-	プラント運転中
		開放点検	C	143 M	-	プラント運転中
		分解点検	C	39 M	-	プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	プラント運転中
機能・性能試験	C	104 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中		

添付2(43/129)

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施款(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または年度	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断仕書
廃スラッジ系	浄化系沈降分離槽スラッジポンプ	分解点検	C	39 M	-	プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		外観点検	C	10 C	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		外観点検	C	10 C	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		分解点検	C	39 M	-	プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
濃縮液系	使用済樹脂貯蔵槽スラッジポンプ【電動機】	漏えい試験	C	10 C	-	プラント運転中
		分解点検	C	195 M	-	プラント運転中
		外観点検	C, D	10 Y	構造健全性検査(先行点検)	プラント運転中
		漏えい試験	C, D	10 Y	構造健全性検査(先行点検)	プラント運転中
		外観点検	C	143 M	-	プラント運転中
		外観点検	C	143 M	-	プラント運転中
		分解点検	C	39 M	-	プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	固体廃棄物処理系設備検査	プラント運転中

添付2(43/129)

保全の有効性評価結果の反映  
 (「点検および試験・検査の項目」の変更)

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機組または系統名	実施枚 (機組名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断仕書による
非常用ガス処理系	非常用ガス処理系排風機 (B)	分解点検	A	130 M		(機動診断 頻度は回転機械設備診断仕書による)
		潤滑点検	A	65 M		
	【電動機】 非常用ガス処理系排風機 (B)	分解点検	A	78 M		(機動診断 頻度は回転機械設備診断仕書による)
		潤滑点検 (ガスケット取替)	A	24 M		点検時期については、保全サイクルの基準値期間 (130) を考慮して設定する。
	非常用ガス処理系空気乾燥装置 (B)	潤滑点検 (ガスケット取替)	A	24 M		点検時期については、保全サイクルの基準値期間 (130) を考慮して設定する。
		機能・性能試験	A	1 C		非常用ガス処理系フィルタ性能検査
	非常用ガス処理系フィルタ装置	潤滑点検 (ガスケット取替)	B	24 M		
		機能・性能試験	A	1 C		
	高性能エアフィルタ	機能・性能試験	A	1 C		
		潤滑点検	A, C	10 C		
	【半駆動部】 非常用ガス処理系入口弁 (A)	分解点検	A	195 M		主要弁検査 (定検：原子炉系)
		分解点検	A	65 M		
	【半駆動部】 非常用ガス処理系入口弁 (B)	分解点検	A	195 M		主要弁検査 (定検：原子炉系)
		分解点検	A	65 M		
	【半駆動部】 非常用ガス処理系空気乾燥装置 (A) 入口弁	分解点検	A	130 M		
		分解点検	A	65 M		
	【半駆動部】 非常用ガス処理系空気乾燥装置 (A) 入口弁	分解点検	A	130 M		
		分解点検	A	65 M		
	【半駆動部】 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A)	分解点検	A	195 M		主要弁検査 (定検：原子炉系)
		分解点検	A	65 M		

添付2(100/129)

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機組または系統名	実施枚 (機組名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断仕書による
非常用ガス処理系	非常用ガス処理系排風機 (B)	分解点検	A	130 M		(機動診断 頻度は回転機械設備診断仕書による)
		潤滑点検	A	65 M		
	【電動機】 非常用ガス処理系排風機 (B)	分解点検	A	78 M		(機動診断 頻度は回転機械設備診断仕書による)
		潤滑点検 (ガスケット取替)	A	24 M		点検時期については、保全サイクルの基準値期間 (130) を考慮して設定する。
	非常用ガス処理系空気乾燥装置 (B)	潤滑点検 (ガスケット取替)	A	24 M		点検時期については、保全サイクルの基準値期間 (130) を考慮して設定する。
		機能・性能試験	A	1 C		非常用ガス処理系フィルタ性能検査
	非常用ガス処理系フィルタ装置	潤滑点検 (ガスケット取替)	B	24 M		
		機能・性能試験	A	1 C		
	高性能エアフィルタ	機能・性能試験	A	1 C		
		潤滑点検	A, C	10 C		
	【半駆動部】 非常用ガス処理系入口弁 (A)	分解点検	A	78 M		主要弁検査 (定検：原子炉系)
		分解点検	A	65 M		
	【半駆動部】 非常用ガス処理系入口弁 (B)	分解点検	A	78 M		主要弁検査 (定検：原子炉系)
		分解点検	A	65 M		
	【半駆動部】 非常用ガス処理系入口弁 (B)	分解点検	A	65 M		
		分解点検	A	130 M		
	【半駆動部】 非常用ガス処理系空気乾燥装置 (A) 入口弁	分解点検	A	65 M		
		分解点検	A	130 M		
	【半駆動部】 非常用ガス処理系空気乾燥装置 (B) 入口弁	分解点検	A	65 M		
		分解点検	A	78 M		主要弁検査 (定検：原子炉系)
【半駆動部】 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A)	分解点検	A	65 M			

添付2(100/129)

保全の有効性評価結果の反映  
 (「保全方式または頻度」の変更)

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数 (機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術
排気ガス処理系	排気ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B)	分解点検	A	195 M	主要弁検査 (定検・原子炉系)	
	排気ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B) 【非駆動部】	分解点検	A	65 M	-	
	排気ガス処理系の弁 一式	分解点検	C	39 M~ 195 M	-	
	排気ガス処理系空気乾燥装置電気ヒータ	機能・性能試験	A	1 C	-	
	流量計測装置 一式	特性試験	A	24 M	安全保護系保護検出要素性能 (校正) 検 査 (その他)	点検時期については、保全サイクルの基準 期間 (130) を考慮して設定する。
	ドライウェル冷却系上部送風機 (A) (B)	開放点検	A	1 C	-	
	ドライウェル冷却系上部送風機 (A) (B)	分解点検	A	26 M	-	
	ドライウェル冷却系下部送風機 (A) (B)	開放点検	A	1 C	-	
	ドライウェル冷却系下部送風機 (A) (B)	分解点検	A	26 M	-	
	ドライウェル冷却系下部送風機 (A) (B) (C) 【電動機】	部品取替 (グリース)	外観点検	A	24 M	点検時期については、保全サイクルの基準 期間 (130) を考慮して設定する。
原子炉格納容器調気系	DWC系グラフ	外観点検	A, C	1 C	-	
	流量計測装置 一式	特性試験	C	24 M	安全保護系保護検出要素性能 (校正) 検 査 (その他)	点検時期については、保全サイクルの基準 期間 (130) を考慮して設定する。
	液体窒素貯槽	特性試験 (リードスイッチ)	C	24 M	-	点検時期については、保全サイクルの基準 期間 (130) を考慮して設定する。
	液体窒素貯槽	特性試験	C	1 C	安全保護系保護検出要素性能 (校正) 検 査 (その他)	
	液体窒素貯槽	機能・性能試験	C	1 C	安全保護系保護検出要素性能 (校正) 検 査 (その他)	
	液体窒素貯槽	外観点検	A	1 C	-	
	常時補給用液体窒素蒸発器 (送ガス用)	外観点検	A	1 C	-	
	パージ用液体窒素蒸発器	簡易点検	A	104 M	-	
	パージ用液体窒素蒸発器	外観点検	A	1 C	-	
	A/C補給用窒素ガス加温器出口ストレーナ	簡易点検	A	104 M	-	
A/C補給用窒素ガス加温器出口ストレーナ	開放点検	A	65 M	-		

添付2(101/129)

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数 (機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術
排気ガス処理系	排気ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B)	分解点検	A	78 M	主要弁検査 (定検・原子炉系)	
	排気ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B) 【非駆動部】	分解点検	A	65 M	-	
	排気ガス処理系の弁 一式	分解点検	C	39 M~ 195 M	-	
	排気ガス処理系空気乾燥装置電気ヒータ	機能・性能試験	A	1 C	-	
	流量計測装置 一式	特性試験	A	24 M	安全保護系保護検出要素性能 (校正) 検 査 (その他)	点検時期については、保全サイクルの基準 期間 (130) を考慮して設定する。
	ドライウェル冷却系上部送風機 (A) (B)	開放点検	A	1 C	-	
	ドライウェル冷却系上部送風機 (A) (B)	分解点検	A	26 M	-	
	ドライウェル冷却系下部送風機 (A) (B)	開放点検	A	1 C	-	
	ドライウェル冷却系下部送風機 (A) (B)	分解点検	A	26 M	-	
	ドライウェル冷却系下部送風機 (A) (B) (C) 【電動機】	部品取替 (グリース)	外観点検	A	24 M	点検時期については、保全サイクルの基準 期間 (130) を考慮して設定する。
原子炉格納容器調気系	DWC系グラフ	外観点検	A, C	1 C	-	
	流量計測装置 一式	特性試験	C	24 M	安全保護系保護検出要素性能 (校正) 検 査 (その他)	点検時期については、保全サイクルの基準 期間 (130) を考慮して設定する。
	液体窒素貯槽	特性試験 (リードスイッチ)	C	24 M	-	点検時期については、保全サイクルの基準 期間 (130) を考慮して設定する。
	液体窒素貯槽	特性試験	C	1 C	安全保護系保護検出要素性能 (校正) 検 査 (その他)	
	液体窒素貯槽	機能・性能試験	C	1 C	安全保護系保護検出要素性能 (校正) 検 査 (その他)	
	液体窒素貯槽	外観点検	A	1 C	-	
	常時補給用液体窒素蒸発器 (送ガス用)	外観点検	A	1 C	-	
	パージ用液体窒素蒸発器	簡易点検	A	104 M	-	
	パージ用液体窒素蒸発器	外観点検	A	1 C	-	
	A/C補給用窒素ガス加温器出口ストレーナ	簡易点検	A	104 M	-	
A/C補給用窒素ガス加温器出口ストレーナ	開放点検	A	65 M	-		

添付2(101/129)

保全の有効性評価結果の反映  
（「保全方式または頻度」の変更）



添付書類三 施設管理の実施に関する計画

変更前				変更後				変更理由																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>保管対策</th> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉補機冷却水系</td> <td>連続運転</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期切替</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉補機冷却海水系</td> <td>連続運転</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期切替</td> <td>1回/2週</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水系</td> <td>定期運転</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</td> <td>定期運転</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備</td> <td>定期運転 (定例試験)</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備</td> <td>定期運転 (定例試験)</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> <td>定期運転</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器調気系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td>窒素ガス供給装置</td> </tr> <tr> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室換気空調系</td> <td>連続運転</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期運転</td> <td>1回/月</td> <td>非常用換気空調系</td> </tr> </tbody> </table>				設備	保管対策	頻度	備考	原子炉補機冷却水系	連続運転	-		定期切替	1回/月		原子炉補機冷却海水系	連続運転	-		定期切替	1回/2週		高圧炉心スプレイ補機冷却水系	定期運転	1回/月		高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	定期運転	1回/月		非常用ディーゼル発電設備	定期運転 (定例試験)	1回/月		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	定期運転 (定例試験)	1回/月		非常用ガス処理系	定期運転	1回/月		原子炉格納容器調気系	乾燥保管	-	窒素ガス供給装置	可燃性ガス濃度制御系	乾燥保管	-		中央制御室換気空調系	連続運転	-		定期運転	1回/月	非常用換気空調系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>保管対策</th> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉補機冷却水系</td> <td>連続運転</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期切替</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉補機冷却海水系</td> <td>連続運転</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期切替</td> <td>1回/2週</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水系</td> <td>定期運転</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</td> <td>定期運転</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備</td> <td>定期運転 (定例試験)</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備</td> <td>定期運転 (定例試験)</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> <td>定期運転</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器調気系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td>窒素ガス供給装置</td> </tr> <tr> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室換気空調系</td> <td>連続運転</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期運転</td> <td>1回/月</td> <td>非常用換気空調系</td> </tr> </tbody> </table>				設備	保管対策	頻度	備考	原子炉補機冷却水系	連続運転	-		定期切替	1回/月		原子炉補機冷却海水系	連続運転	-		定期切替	1回/2週		高圧炉心スプレイ補機冷却水系	定期運転	1回/月		高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	定期運転	1回/月		非常用ディーゼル発電設備	定期運転 (定例試験)	1回/月		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	定期運転 (定例試験)	1回/月		非常用ガス処理系	定期運転	1回/月		原子炉格納容器調気系	乾燥保管	-	窒素ガス供給装置	可燃性ガス濃度制御系	乾燥保管	-		中央制御室換気空調系	連続運転	-		定期運転	1回/月	非常用換気空調系	ターニング運用取止めによる変更
設備	保管対策	頻度	備考																																																																																																															
原子炉補機冷却水系	連続運転	-																																																																																																																
	定期切替	1回/月																																																																																																																
原子炉補機冷却海水系	連続運転	-																																																																																																																
	定期切替	1回/2週																																																																																																																
高圧炉心スプレイ補機冷却水系	定期運転	1回/月																																																																																																																
高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	定期運転	1回/月																																																																																																																
非常用ディーゼル発電設備	定期運転 (定例試験)	1回/月																																																																																																																
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	定期運転 (定例試験)	1回/月																																																																																																																
非常用ガス処理系	定期運転	1回/月																																																																																																																
原子炉格納容器調気系	乾燥保管	-	窒素ガス供給装置																																																																																																															
可燃性ガス濃度制御系	乾燥保管	-																																																																																																																
中央制御室換気空調系	連続運転	-																																																																																																																
	定期運転	1回/月	非常用換気空調系																																																																																																															
設備	保管対策	頻度	備考																																																																																																															
原子炉補機冷却水系	連続運転	-																																																																																																																
	定期切替	1回/月																																																																																																																
原子炉補機冷却海水系	連続運転	-																																																																																																																
	定期切替	1回/2週																																																																																																																
高圧炉心スプレイ補機冷却水系	定期運転	1回/月																																																																																																																
高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	定期運転	1回/月																																																																																																																
非常用ディーゼル発電設備	定期運転 (定例試験)	1回/月																																																																																																																
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	定期運転 (定例試験)	1回/月																																																																																																																
非常用ガス処理系	定期運転	1回/月																																																																																																																
原子炉格納容器調気系	乾燥保管	-	窒素ガス供給装置																																																																																																															
可燃性ガス濃度制御系	乾燥保管	-																																																																																																																
中央制御室換気空調系	連続運転	-																																																																																																																
	定期運転	1回/月	非常用換気空調系																																																																																																															
<p>b. タービン設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>保管対策</th> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン主蒸気系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">復水系 給水系 復水器空気抽出系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td>復水系</td> </tr> <tr> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td>給水系</td> </tr> <tr> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td>復水器空気抽出系</td> </tr> <tr> <td>給水加熱器ドレン系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水加熱器ベント系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水浄化系 復水ろ過装置</td> <td>満水保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水浄化系 復水脱塩装置</td> <td>満水保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主タービン</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ターニング30分間運転</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン制御系</td> <td>高圧油ポンプ停止</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービングランド蒸気系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン潤滑油系</td> <td>主タービンターニングに合わせて油ポンプの運転確認</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設備	保管対策	頻度	備考	タービン主蒸気系	乾燥保管	-		復水系 給水系 復水器空気抽出系	乾燥保管	-	復水系	乾燥保管	-	給水系	乾燥保管	-	復水器空気抽出系	給水加熱器ドレン系	乾燥保管	-		給水加熱器ベント系	乾燥保管	-		復水浄化系 復水ろ過装置	満水保管	-		復水浄化系 復水脱塩装置	満水保管	-		主タービン	乾燥保管	-			ターニング30分間運転	1回/月		タービン制御系	高圧油ポンプ停止	-		タービングランド蒸気系	乾燥保管	-		タービン潤滑油系	主タービンターニングに合わせて油ポンプの運転確認	1回/月		<p>b. タービン設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>保管対策</th> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン主蒸気系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">復水系 給水系 復水器空気抽出系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td>復水系</td> </tr> <tr> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td>給水系</td> </tr> <tr> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td>復水器空気抽出系</td> </tr> <tr> <td>給水加熱器ドレン系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水加熱器ベント系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水浄化系 復水ろ過装置</td> <td>満水保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水浄化系 復水脱塩装置</td> <td>満水保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主タービン</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン制御系</td> <td>高圧油ポンプ停止</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービングランド蒸気系</td> <td>乾燥保管</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タービン潤滑油系</td> <td>油ポンプ停止</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設備	保管対策	頻度	備考	タービン主蒸気系	乾燥保管	-		復水系 給水系 復水器空気抽出系	乾燥保管	-	復水系	乾燥保管	-	給水系	乾燥保管	-	復水器空気抽出系	給水加熱器ドレン系	乾燥保管	-		給水加熱器ベント系	乾燥保管	-		復水浄化系 復水ろ過装置	満水保管	-		復水浄化系 復水脱塩装置	満水保管	-		主タービン	乾燥保管	-		タービン制御系	高圧油ポンプ停止	-		タービングランド蒸気系	乾燥保管	-		タービン潤滑油系	油ポンプ停止	-				
設備	保管対策	頻度	備考																																																																																																															
タービン主蒸気系	乾燥保管	-																																																																																																																
復水系 給水系 復水器空気抽出系	乾燥保管	-	復水系																																																																																																															
	乾燥保管	-	給水系																																																																																																															
	乾燥保管	-	復水器空気抽出系																																																																																																															
給水加熱器ドレン系	乾燥保管	-																																																																																																																
給水加熱器ベント系	乾燥保管	-																																																																																																																
復水浄化系 復水ろ過装置	満水保管	-																																																																																																																
復水浄化系 復水脱塩装置	満水保管	-																																																																																																																
主タービン	乾燥保管	-																																																																																																																
	ターニング30分間運転	1回/月																																																																																																																
タービン制御系	高圧油ポンプ停止	-																																																																																																																
タービングランド蒸気系	乾燥保管	-																																																																																																																
タービン潤滑油系	主タービンターニングに合わせて油ポンプの運転確認	1回/月																																																																																																																
設備	保管対策	頻度	備考																																																																																																															
タービン主蒸気系	乾燥保管	-																																																																																																																
復水系 給水系 復水器空気抽出系	乾燥保管	-	復水系																																																																																																															
	乾燥保管	-	給水系																																																																																																															
	乾燥保管	-	復水器空気抽出系																																																																																																															
給水加熱器ドレン系	乾燥保管	-																																																																																																																
給水加熱器ベント系	乾燥保管	-																																																																																																																
復水浄化系 復水ろ過装置	満水保管	-																																																																																																																
復水浄化系 復水脱塩装置	満水保管	-																																																																																																																
主タービン	乾燥保管	-																																																																																																																
タービン制御系	高圧油ポンプ停止	-																																																																																																																
タービングランド蒸気系	乾燥保管	-																																																																																																																
タービン潤滑油系	油ポンプ停止	-																																																																																																																
別紙2 (3/4)				別紙2 (3/4)																																																																																																														

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>保 管 対 策</th> <th>頻 度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>湿分離器</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>抽気系</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>タービンバイパス系</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>タービン補助蒸気系</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>① 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td></td><td>ターニング10分間運転</td><td>1回/月</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td></td><td>ターニングに合わせて油ポンプの運転確認</td><td>1回/月</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>タービン発電機密封油系</td><td>主タービントーニングに合わせて油ポンプの運転確認</td><td>1回/月</td><td></td></tr> <tr><td>タービン発電機固定子巻線冷却水系</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>復水器</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>気体廃棄物処理系</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>② 循環水系</td><td>定期運転</td><td>1回/4月</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td></td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>タービン補機冷却水系</td><td>連続運転</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>タービン補機冷却海水系</td><td>連続運転</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>ポンプは定期切替</td><td>1回/2週</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">c. 電気設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>保 管 対 策</th> <th>頻 度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>① タービン発電機系</td><td>機内計装用圧縮空気連続掃気による乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td></td><td>コイル内窒素封入保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td></td><td>コレクタリング防錆紙養生(ブラシも防湿保管)</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td></td><td>水素ガススクーラー乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td></td><td>ターニング30分間運転</td><td>1回/月</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">d. 計測制御設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>保 管 対 策</th> <th>頻 度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測制御設備</td> <td>系統の保管対策に合わせ、乾燥保管・満水保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">別紙2 (4/4)</p>	設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考	湿分離器	乾燥保管	—		抽気系	乾燥保管	—		タービンバイパス系	乾燥保管	—		タービン補助蒸気系	乾燥保管	—		① 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	乾燥保管	—			ターニング10分間運転	1回/月			ターニングに合わせて油ポンプの運転確認	1回/月		タービン発電機密封油系	主タービントーニングに合わせて油ポンプの運転確認	1回/月		タービン発電機固定子巻線冷却水系	乾燥保管	—		復水器	乾燥保管	—		気体廃棄物処理系	乾燥保管	—		② 循環水系	定期運転	1回/4月			乾燥保管	—		タービン補機冷却水系	連続運転	—		タービン補機冷却海水系	連続運転	—			ポンプは定期切替	1回/2週		設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考	① タービン発電機系	機内計装用圧縮空気連続掃気による乾燥保管	—			コイル内窒素封入保管	—			コレクタリング防錆紙養生(ブラシも防湿保管)	—			水素ガススクーラー乾燥保管	—			ターニング30分間運転	1回/月		設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考	計測制御設備	系統の保管対策に合わせ、乾燥保管・満水保管	—		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>保 管 対 策</th> <th>頻 度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>湿分離器</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>抽気系</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>タービンバイパス系</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>タービン補助蒸気系</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>① 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>タービン発電機密封油系</td><td>油ポンプ停止</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>タービン発電機固定子巻線冷却水系</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>復水器</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>気体廃棄物処理系</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>② 循環水系</td><td>乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>タービン補機冷却水系</td><td>連続運転</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>タービン補機冷却海水系</td><td>連続運転</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>ポンプは定期切替</td><td>1回/2週</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">c. 電気設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>保 管 対 策</th> <th>頻 度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="border: 2px dashed red;"><td>① タービン発電機系</td><td>機内計装用圧縮空気連続掃気による乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td></td><td>コイル内窒素封入保管</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td></td><td>コレクタリング防錆紙養生(ブラシも防湿保管)</td><td>—</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px dashed red;"><td></td><td>水素ガススクーラー乾燥保管</td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">d. 計測制御設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>保 管 対 策</th> <th>頻 度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測制御設備</td> <td>系統の保管対策に合わせ、乾燥保管・満水保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">別紙2 (4/4)</p>	設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考	湿分離器	乾燥保管	—		抽気系	乾燥保管	—		タービンバイパス系	乾燥保管	—		タービン補助蒸気系	乾燥保管	—		① 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	乾燥保管	—		タービン発電機密封油系	油ポンプ停止	—		タービン発電機固定子巻線冷却水系	乾燥保管	—		復水器	乾燥保管	—		気体廃棄物処理系	乾燥保管	—		② 循環水系	乾燥保管	—		タービン補機冷却水系	連続運転	—		タービン補機冷却海水系	連続運転	—			ポンプは定期切替	1回/2週		設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考	① タービン発電機系	機内計装用圧縮空気連続掃気による乾燥保管	—			コイル内窒素封入保管	—			コレクタリング防錆紙養生(ブラシも防湿保管)	—			水素ガススクーラー乾燥保管	—		設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考	計測制御設備	系統の保管対策に合わせ、乾燥保管・満水保管	—		<p>①ターニング運用取止めによる変更</p> <p>②高電導度廃液系処理水の放出に伴う希釈方法の運用変更による変更</p>
設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考																																																																																																																																																																																							
湿分離器	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
抽気系	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
タービンバイパス系	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
タービン補助蒸気系	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
① 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
	ターニング10分間運転	1回/月																																																																																																																																																																																								
	ターニングに合わせて油ポンプの運転確認	1回/月																																																																																																																																																																																								
タービン発電機密封油系	主タービントーニングに合わせて油ポンプの運転確認	1回/月																																																																																																																																																																																								
タービン発電機固定子巻線冷却水系	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
復水器	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
気体廃棄物処理系	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
② 循環水系	定期運転	1回/4月																																																																																																																																																																																								
	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
タービン補機冷却水系	連続運転	—																																																																																																																																																																																								
タービン補機冷却海水系	連続運転	—																																																																																																																																																																																								
	ポンプは定期切替	1回/2週																																																																																																																																																																																								
設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考																																																																																																																																																																																							
① タービン発電機系	機内計装用圧縮空気連続掃気による乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
	コイル内窒素封入保管	—																																																																																																																																																																																								
	コレクタリング防錆紙養生(ブラシも防湿保管)	—																																																																																																																																																																																								
	水素ガススクーラー乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
	ターニング30分間運転	1回/月																																																																																																																																																																																								
設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考																																																																																																																																																																																							
計測制御設備	系統の保管対策に合わせ、乾燥保管・満水保管	—																																																																																																																																																																																								
設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考																																																																																																																																																																																							
湿分離器	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
抽気系	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
タービンバイパス系	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
タービン補助蒸気系	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
① 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
タービン発電機密封油系	油ポンプ停止	—																																																																																																																																																																																								
タービン発電機固定子巻線冷却水系	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
復水器	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
気体廃棄物処理系	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
② 循環水系	乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
タービン補機冷却水系	連続運転	—																																																																																																																																																																																								
タービン補機冷却海水系	連続運転	—																																																																																																																																																																																								
	ポンプは定期切替	1回/2週																																																																																																																																																																																								
設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考																																																																																																																																																																																							
① タービン発電機系	機内計装用圧縮空気連続掃気による乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
	コイル内窒素封入保管	—																																																																																																																																																																																								
	コレクタリング防錆紙養生(ブラシも防湿保管)	—																																																																																																																																																																																								
	水素ガススクーラー乾燥保管	—																																																																																																																																																																																								
設 備	保 管 対 策	頻 度	備 考																																																																																																																																																																																							
計測制御設備	系統の保管対策に合わせ、乾燥保管・満水保管	—																																																																																																																																																																																								

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

東通原子力発電所第1号機 点検計画

施設または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	今回の実施計画	前年度実施計画(定検回数)	検査名	備考 ( )内は運用中の設備箇所は付	
廃スラッジ系	浄化系以降分離槽スラッジポンプ	分解点検	C	39 M	-	-	-	平成30年度 プラント運転中	
		機能・性能試験	C	39 M	-	-	-	固体廃棄物処理系設備検査	平成30年度 プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
		外観点検	C	10 C	○	-	-	-	プラント運転中
		外観点検	C	10 C	○	-	-	-	プラント運転中
		分解点検	C	39 M	-	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	-	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
濃縮液系	使用済燃料貯蔵槽スラッジポンプ【電動機】	分解点検	C	104 M	-	-	-	平成30年度 プラント運転中	
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	固体廃棄物処理系設備検査	平成30年度 プラント運転中
		漏えい試験	C	10 C	○	-	-	-	プラント運転中
		分解点検	C	195 M	○	-	-	-	プラント運転中 一部実施
		外観点検	C, D	10 Y	○	-	-	-	構造健全性検査(先行定検)
		漏えい試験	C, D	10 Y	○	-	-	-	構造健全性検査(先行定検)
		開始点検	C	143 M	○	-	-	-	プラント運転中 有効性評価No.229およびNo.245の反映
		開始点検	C	143 M	○	-	-	-	プラント運転中 有効性評価No.229およびNo.245の反映
		分解点検	C	39 M	○	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	○	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
濃縮液ポンプ(A)【電動機】	濃縮液ポンプ(A)【電動機】	分解点検	C	104 M	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中	
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	固体廃棄物処理系設備検査	平成30年より運用開始 プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		外観点検	C	10 C	○	-	-	-	プラント運転中
		外観点検	C	10 C	○	-	-	-	プラント運転中
		分解点検	C	39 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中

参考1(43/129)

東通原子力発電所第1号機 点検計画

施設または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	今回の実施計画	前年度実施計画(定検回数)	検査名	備考 ( )内は運用中の設備箇所は付	
廃スラッジ系	浄化系以降分離槽スラッジポンプ	分解点検	C	39 M	-	-	-	平成30年度 プラント運転中	
		機能・性能試験	C	39 M	-	-	-	固体廃棄物処理系設備検査	平成30年度 プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
		外観点検	C	10 C	○	-	-	-	プラント運転中
		外観点検	C	10 C	○	-	-	-	プラント運転中
		分解点検	C	39 M	○	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	○	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	-	平成30年度 プラント運転中
濃縮液系	使用済燃料貯蔵槽スラッジポンプ【電動機】	分解点検	C	104 M	-	-	-	平成30年度 プラント運転中	
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	固体廃棄物処理系設備検査	平成30年度 プラント運転中
		漏えい試験	C	10 C	○	-	-	-	プラント運転中
		分解点検	C	195 M	○	-	-	-	プラント運転中 一部実施
		外観点検	C, D	10 Y	○	-	-	-	構造健全性検査(先行定検)
		漏えい試験	C, D	10 Y	○	-	-	-	構造健全性検査(先行定検)
		開始点検	C	143 M	○	-	-	-	プラント運転中 有効性評価No.229, No.245およびNo.281の 反映
		開始点検	C	143 M	○	-	-	-	プラント運転中 有効性評価No.229, No.245およびNo.281の 反映
		分解点検	C	39 M	○	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	○	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
濃縮液ポンプ(A)【電動機】	濃縮液ポンプ(A)【電動機】	分解点検	C	104 M	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中	
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	固体廃棄物処理系設備検査	平成30年より運用開始 プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		外観点検	C	10 C	○	-	-	-	プラント運転中
		外観点検	C	10 C	○	-	-	-	プラント運転中
		分解点検	C	39 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		機能・性能試験	C	39 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		分解点検	C	104 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中
		機能・性能試験	C	104 M	-	-	-	-	平成30年より運用開始 プラント運転中

参考1(43/129)

変更理由  
保全の有効性評価結果の反映  
（「備考」追記）

設備運用開始に伴う変更  
（「実施計画」の追加）

保全の有効性評価結果の反映  
（「保全方式または頻度」の変  
更）

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	今日の実施計画	前回実施時期(定期回数)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
非常用ディーゼル発電設備	非常用ディーゼル機関付燃料循環ポンプ(B)	分解点検	A	65 M	○	-	-	-	
	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(A)	分解点検	A	65 M	○	2回	-	有効性評価No.187およびNo.201の反映 追加点検含む	
	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(A) 【電動機】	分解点検	A	52 M	○	2回	-	-	
	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(B)	分解点検	A	65 M	○	3回	-	有効性評価No.187およびNo.201の反映 追加点検	
	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(B) 【電動機】	分解点検	A	52 M	○	3回	-	-	
	非常用ディーゼル機関付油注油タンク(A)	開点検	A	39 M	○	2回	-	有効性評価No.188の反映	
	非常用ディーゼル機関潤滑油拡散装置(A)	潤滑点検 (ガスケット取替)	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.27の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	39 M	○	3回	-	有効性評価No.188の反映
		潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.27の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	39 M	○	2回	-	有効性評価No.188の反映
	非常用ディーゼル機関潤滑油拡散装置(B)	潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	1 C	○	3回	-	非常用予備発電装置検査(機械設備：非 常用地ーゼル機関)
		潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	78 M	○	3回	-	有効性評価No.30の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検 (ハッセン取替)	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
	非常用ディーゼル機関付通風機【L側】	潤滑点検	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	78 M	○	3回	-	有効性評価No.30の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	78 M	○	3回	-	有効性評価No.30の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検 (ハッセン取替)	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
	非常用ディーゼル機関付通風機【R側】	潤滑点検	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	78 M	○	3回	-	有効性評価No.30の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
潤滑点検		機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	78 M	○	3回	-	有効性評価No.30の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。	
潤滑点検 (ハッセン取替)		機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。	

参考1(89/129)

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	今日の実施計画	前回実施時期(定期回数)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
非常用ディーゼル発電設備	非常用ディーゼル機関付燃料循環ポンプ(B)	分解点検	A	65 M	○	-	-	-	
	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(A)	分解点検	A	65 M	○	2回	-	有効性評価No.187およびNo.201の反映	
	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(A) 【電動機】	分解点検	A	52 M	○	2回	-	-	
	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(B)	分解点検	A	65 M	○	3回	-	有効性評価No.187およびNo.201の反映	
	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(B) 【電動機】	分解点検	A	52 M	○	3回	-	-	
	非常用ディーゼル機関付油注油タンク(A)	開点検	A	39 M	○	2回	-	有効性評価No.188の反映	
	非常用ディーゼル機関潤滑油拡散装置(A)	潤滑点検 (ガスケット取替)	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.27の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	39 M	○	3回	-	有効性評価No.188の反映
		潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.27の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	39 M	○	2回	-	有効性評価No.188の反映
	非常用ディーゼル機関潤滑油拡散装置(B)	潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	1 C	○	3回	-	非常用予備発電装置検査(機械設備：非 常用地ーゼル機関)
		潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	78 M	○	3回	-	有効性評価No.30の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検 (ハッセン取替)	機能・性能試験 (潤滑油取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
	非常用ディーゼル機関付通風機【L側】	潤滑点検	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	78 M	○	3回	-	有効性評価No.30の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	78 M	○	3回	-	有効性評価No.30の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検 (ハッセン取替)	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
	非常用ディーゼル機関付通風機【R側】	潤滑点検	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	78 M	○	3回	-	有効性評価No.30の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
		潤滑点検	機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。
潤滑点検		機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	78 M	○	3回	-	有効性評価No.30の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。	
潤滑点検 (ハッセン取替)		機能・性能試験 (ハッセン取替)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.20の反映 点検時期については、保全サイクルの策定 期間(130)を考慮して設定する。	

参考1(89/129)

記載の適正化  
(備考に記載の「追加点検」,「追加点検含む」を削除)

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

東通原子力発電所第1号機 点検計画										変更前	変更後	変更理由
機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今日の実施計画	前回実施時期 (定期回数)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術				
非常用ディーゼル発電設備	圧力計測装置 一式	特性試験	A	24 M	○	3回	非常用予備発電装置検査(電気設備:非常用ディーゼル機関)	有効性評価No.37の反映 点検時期については、保全サイクルの考慮期間(130)を考慮して設定する。				
	速度計測装置 一式	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	非常用予備発電装置検査(電気設備:非常用ディーゼル機関)					
		特性試験	A	1 C	○	3回	非常用予備発電装置検査(電気設備:非常用ディーゼル機関)					
		機能・性能試験	A	1 C	○	3回	非常用予備発電装置検査(電気設備:非常用ディーゼル機関)					
		開放点検	A	130 M	○	-	-	追加点検				
		開放点検	A	130 M	○	-	-	追加点検				
		外観点検	A, C	10 Y	-	-	構造健全性検査(定検)					
		漏えい試験	A, C	10 Y	-	-	構造健全性検査(定検)					
		機能・性能試験	A	1 C	○	3回	非常用予備発電装置検査(電気設備:高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関)検査					
		分解点検	A	104 M	○	3回	高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関分解検査	一部実施				
		簡易点検 (ハンギンク等特他)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.35の反映 点検時期については、保全サイクルの考慮期間(130)を考慮して設定する。				
		分解点検	A	65 M	○	-	非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関)					
		分解点検	A	65 M	○	-	非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関)					
		開放点検	A	130 M	○	-	-					
	高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル発電設備	高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉水ポンプ	開放点検	A	130 M	○	-	-				
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関付潤滑油ポンプ		開放点検	A	130 M	○	-	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関清水膨張タンク		開放点検	A	65 M	○	-	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関清水冷却器		開放点検	A	65 M	○	-	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	130 M	○	-	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ【電動機】		開放点検	A	130 M	○	-	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-	有効性評価No.263の反映				
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
参考1(94/129)												
東通原子力発電所第1号機 点検計画												
機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今日の実施計画	前回実施時期 (定期回数)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術				
非常用ディーゼル発電設備	圧力計測装置 一式	特性試験	A	24 M	○	3回	非常用予備発電装置検査(電気設備:非常用ディーゼル機関)	有効性評価No.37の反映 点検時期については、保全サイクルの考慮期間(130)を考慮して設定する。				
	速度計測装置 一式	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	非常用予備発電装置検査(電気設備:非常用ディーゼル機関)					
		特性試験	A	1 C	○	3回	非常用予備発電装置検査(電気設備:非常用ディーゼル機関)					
		機能・性能試験	A	1 C	○	3回	非常用予備発電装置検査(電気設備:非常用ディーゼル機関)					
		開放点検	A	130 M	○	-	-	追加点検				
		開放点検	A	130 M	○	-	-	追加点検				
		外観点検	A, C	10 Y	-	-	構造健全性検査(定検)					
		漏えい試験	A, C	10 Y	-	-	構造健全性検査(定検)					
		機能・性能試験	A	1 C	○	3回	非常用予備発電装置検査(電気設備:高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関)検査					
		分解点検	A	104 M	○	3回	高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関分解検査	一部実施				
		簡易点検 (ハンギンク等特他)	A	24 M	○	3回	-	有効性評価No.35の反映 点検時期については、保全サイクルの考慮期間(130)を考慮して設定する。				
		分解点検	A	65 M	○	-	非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関)					
		分解点検	A	65 M	○	-	非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関)					
		開放点検	A	130 M	○	-	-					
	高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル発電設備	高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉水ポンプ	開放点検	A	130 M	○	-	-				
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関付潤滑油ポンプ		開放点検	A	130 M	○	-	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関清水膨張タンク		開放点検	A	65 M	○	-	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関清水冷却器		開放点検	A	65 M	○	-	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	130 M	○	-	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ【電動機】		開放点検	A	130 M	○	-	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-	有効性評価No.263の反映				
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル機関除粉料移送ポンプ		開放点検	A	52 M	○	3回	-					
参考1(94/129)												
記載の適正化 (備考に記載の「追加点検」を削除)												

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定例点検)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術による (機動診断 頻度は回能機械振動診断手順書有効性評価No.265の反映 有効性評価No.265の反映 機動診断 頻度は回能機械振動診断手順書有効性評価No.265の反映 有効性評価No.265の反映 点検時期については、保全サイクルの考慮期間(130)を考慮して設定する。 有効性評価No.265の反映 点検時期については、保全サイクルの考慮期間(130)を考慮して設定する。
非常用ガス処理系	非常用ガス処理系排風機 (B)	分解点検	A	130 M	○	-	-	-
	非常用ガス処理系排風機 (B) 【電動機】	潤滑点検	A	65 M	○	-	-	-
	非常用ガス処理系排風機 (B) 【電動機】	分解点検	A	78 M	○	2回	-	-
	非常用ガス処理系空気乾燥装置 (A)	潤滑点検 (ガスケット取替)	A	24 M	○	3回	-	-
	非常用ガス処理系空気乾燥装置 (B)	潤滑点検 (ガスケット取替)	A	24 M	○	3回	-	-
	非常用ガス処理系フィルタ	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	非常用ガス処理系フィルタ性能検査	-
	非常用ガス処理系フィルタ装置	潤滑点検 (ガスケット取替)	B	24 M	○	3回	-	-
	チャコールエアフィルタ	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	-
	高性能エアフィルタ	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	-
	中性能エアフィルタ	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	-
	非常用ガス処理系配管一式	漏えい試験	A, C	10 C	○	-	-	-
	非常用ガス処理系入口弁 (A)	分解点検	A	195 M	-	2回	主要弁検査 (定検：原子炉系)	-
	非常用ガス処理系入口弁 (A) 【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	非常用ガス処理系入口弁 (B)	分解点検	A	195 M	-	3回	主要弁検査 (定検：原子炉系)	-
	非常用ガス処理系入口弁 (B) 【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	非常用ガス処理系空気乾燥装置 (A) 入口弁	分解点検	A	130 M	○	2回	-	-
	非常用ガス処理系空気乾燥装置 (A) 入口弁 【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A)	分解点検	A	195 M	-	3回	主要弁検査 (定検：原子炉系)	-
非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A) 【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-	

参考1(100/129)

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定例点検)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術による (機動診断 頻度は回能機械振動診断手順書有効性評価No.265の反映 有効性評価No.265の反映 機動診断 頻度は回能機械振動診断手順書有効性評価No.265の反映 有効性評価No.265の反映 点検時期については、保全サイクルの考慮期間(130)を考慮して設定する。 有効性評価No.265の反映 点検時期については、保全サイクルの考慮期間(130)を考慮して設定する。
非常用ガス処理系	非常用ガス処理系排風機 (B)	分解点検	A	130 M	○	-	-	-
	非常用ガス処理系排風機 (B)	潤滑点検	A	65 M	○	-	-	-
	非常用ガス処理系排風機 (B) 【電動機】	分解点検	A	78 M	○	2回	-	-
	非常用ガス処理系空気乾燥装置 (A)	潤滑点検 (ガスケット取替)	A	24 M	○	3回	-	-
	非常用ガス処理系空気乾燥装置 (B)	潤滑点検 (ガスケット取替)	A	24 M	○	3回	-	-
	非常用ガス処理系フィルタ	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	非常用ガス処理系フィルタ性能検査	-
	非常用ガス処理系フィルタ装置	潤滑点検 (ガスケット取替)	B	24 M	○	3回	-	-
	チャコールエアフィルタ	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	-
	高性能エアフィルタ	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	-
	中性能エアフィルタ	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	-
	非常用ガス処理系配管一式	漏えい試験	A, C	10 C	○	-	-	-
	非常用ガス処理系入口弁 (A)	分解点検	A	78 M	-	2回	主要弁検査 (定検：原子炉系)	-
	非常用ガス処理系入口弁 (A) 【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	非常用ガス処理系入口弁 (B)	分解点検	A	78 M	-	3回	主要弁検査 (定検：原子炉系)	-
	非常用ガス処理系入口弁 (B) 【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	非常用ガス処理系空気乾燥装置 (A) 入口弁	分解点検	A	130 M	○	2回	-	-
	非常用ガス処理系空気乾燥装置 (A) 入口弁 【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A)	分解点検	A	78 M	-	3回	主要弁検査 (定検：原子炉系)	-
非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A) 【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-	

参考1(100/129)

変更理由  
保全の有効性評価結果の反映  
（「備考」追記）

変更理由  
保全の有効性評価結果の反映  
（「保全方式または頻度」の変更）

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	今日の実施計画	前回実施時期(定期回)	検査名	備考 ( )内は適用する設備箇所
非常用ガス処理系	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B)	分解点検	A	195 M	-	3回	主要弁検査 (定検：原子炉系)	( )内は適用する設備箇所
	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B) 【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	2回		
ドライウェル冷卻系	非常用ガス処理系の弁一式	分解点検	C	39 M~195 M	○	3回		一部実施
	非常用ガス処理系空気乾燥装置電気ロータ	機能・性能試験	A	1 C	○	3回		
	流量計測装置一式	特性試験	A	24 M	○	3回	安全保護系保護検出要諦性能 (校正) 検 査 (その他)	有効性評価No. 83の反映 点検時期については、保全サイクルの空運転 期間 (130) を考慮して設定する。
	ドライウェル冷卻系上部送風機 (A) (B) (C) 【電動機】	開点検	A	1 C	○	3回		
	ドライウェル冷卻系上部送風機 (A) (B) (C) 【電動機】	分解点検	A	26 M	○	3回		
	ドライウェル冷卻系下部送風機 (A) (B) (C) 【電動機】	開点検	A	1 C	○	3回		
	ドライウェル冷卻系下部送風機 (A) (B) (C) 【電動機】	分解点検	A	26 M	○	3回		
	DWC系ダクト	外観点検	A, C	1 C	○	3回		
	流量計測装置一式	特性試験	C	24 M	○	3回	安全保護系保護検出要諦性能 (校正) 検 査 (その他)	有効性評価No. 37の反映 点検時期については、保全サイクルの空運転 期間 (130) を考慮して設定する。
	原子炉格納容器調気系	液体窒素貯槽	部品取替 (リフトスライダ付)	C	24 M	○	3回	
原子炉格納容器調気系	常時補給用液体窒素蒸発器 (送ガス用)	特性試験	C	1 C	○	3回	安全保護系保護検出要諦性能 (校正) 検 査 (その他)	有効性評価No. 37の反映 点検時期については、保全サイクルの空運転 期間 (130) を考慮して設定する。
	バーシジ用液体窒素蒸発器	機能・性能試験	C	1 C	○	3回		
	外観点検	A	1 C	○	3回			
	外観点検	A	1 C	○	3回			
	簡易点検	A	104 M	-	-	-		
	開点検	A	65 M	○	-	-		
	開点検	A	104 M	-	-	-		
	簡易点検	A	104 M	-	-	-		
	開点検	A	65 M	○	-	-		
	開点検	A	65 M	○	-	-		

参考1(101/129)

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	今日の実施計画	前回実施時期(定期回)	検査名	備考 ( )内は適用する設備箇所
非常用ガス処理系	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B) 【弁駆動部】	分解点検	A	78 M	-	3回	主要弁検査 (定検：原子炉系)	( )内は適用する設備箇所
	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B)	分解点検	A	65 M	○	2回		
ドライウェル冷卻系	非常用ガス処理系の弁一式	分解点検	C	39 M~195 M	○	3回		一部実施
	非常用ガス処理系空気乾燥装置電気ロータ	機能・性能試験	A	1 C	○	3回		
	流量計測装置一式	特性試験	A	24 M	○	3回	安全保護系保護検出要諦性能 (校正) 検 査 (その他)	有効性評価No. 83の反映 点検時期については、保全サイクルの空運転 期間 (130) を考慮して設定する。
	ドライウェル冷卻系上部送風機 (A) (B) (C) 【電動機】	開点検	A	1 C	○	3回		
	ドライウェル冷卻系上部送風機 (A) (B) (C) 【電動機】	分解点検	A	26 M	○	3回		
	ドライウェル冷卻系下部送風機 (A) (B) (C) 【電動機】	開点検	A	1 C	○	3回		
	ドライウェル冷卻系下部送風機 (A) (B) (C) 【電動機】	分解点検	A	26 M	○	3回		
	DWC系ダクト	外観点検	A, C	1 C	○	3回		
	流量計測装置一式	特性試験	C	24 M	○	3回	安全保護系保護検出要諦性能 (校正) 検 査 (その他)	有効性評価No. 37の反映 点検時期については、保全サイクルの空運転 期間 (130) を考慮して設定する。
	原子炉格納容器調気系	液体窒素貯槽	部品取替 (リフトスライダ付)	C	24 M	○	3回	
原子炉格納容器調気系	常時補給用液体窒素蒸発器 (送ガス用)	特性試験	C	1 C	○	3回	安全保護系保護検出要諦性能 (校正) 検 査 (その他)	有効性評価No. 37の反映 点検時期については、保全サイクルの空運転 期間 (130) を考慮して設定する。
	バーシジ用液体窒素蒸発器	機能・性能試験	C	1 C	○	3回		
	外観点検	A	1 C	○	3回			
	外観点検	A	1 C	○	3回			
	簡易点検	A	104 M	-	-	-		
	開点検	A	104 M	-	-	-		
	簡易点検	A	104 M	-	-	-		
	開点検	A	65 M	○	-	-		
	開点検	A	65 M	○	-	-		
	開点検	A	65 M	○	-	-		

参考1(101/129)

保全の有効性評価結果の反映  
 (「備考」追記)

保全の有効性評価結果の反映  
 (「保全方式または頻度」の変更)

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機組または系統名	実施枚 (機組名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定例回数)	検査名	備考 ( ) 内は適用する点検診断技術
原子炉建屋原子炉種別気調系	RHRポンプ(A) 重空調機【電動機】	分解点検	A	52 M	○	1回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.114の反映
	RHRポンプ(B) 重空調機	開放点検	A	78 M	○	2回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.113, No.204およびCNS, 289の反映
	RHRポンプ(B) 重空調機【電動機】	分解点検	A	52 M	○	2回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.114の反映
	RHRポンプ(C) 重空調機	開放点検	A	78 M	○	3回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.113, No.204およびCNS, 289の反映
	RHRポンプ(C) 重空調機【電動機】	分解点検	A	52 M	○	3回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.114の反映
	SGTS重空調機(A)	開放点検	A	78 M	○	3回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.119, No.204およびCNS, 289の反映
	SGTS重空調機(A)【電動機】	分解点検	A	52 M	○	3回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.120の反映
	SGTS重空調機(B)	開放点検	A	78 M	○	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.119, No.204およびCNS, 289の反映
	SGTS重空調機(B)【電動機】	分解点検	A	52 M	○	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.120の反映
	原子炉種別気調機弁(A)	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	非常用ガス処理系機能検査
	原子炉種別気調機弁(A) 用アキュムレータ	開放点検	A	91 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(A)【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(B)	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	非常用ガス処理系機能検査
	原子炉種別気調機弁(B) 用アキュムレータ	開放点検	A	91 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(B)【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(A)	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	非常用ガス処理系機能検査
	原子炉種別気調機弁(A) 用アキュムレータ	開放点検	A	91 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(A)【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(A)	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	非常用ガス処理系機能検査

参考1(107/129)

東通原子力発電所第1号機 点検計画

機組または系統名	実施枚 (機組名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定例回数)	検査名	備考 ( ) 内は適用する点検診断技術
原子炉建屋原子炉種別気調系	RHRポンプ(A) 重空調機【電動機】	分解点検	A	52 M	○	1回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.114の反映
	RHRポンプ(B) 重空調機	開放点検	A	78 M	○	2回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.113, No.204およびCNS, 289の反映
	RHRポンプ(B) 重空調機【電動機】	分解点検	A	52 M	○	2回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.114の反映
	RHRポンプ(C) 重空調機	開放点検	A	78 M	○	3回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.113, No.204およびCNS, 289の反映
	RHRポンプ(C) 重空調機【電動機】	分解点検	A	52 M	○	3回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.114の反映
	SGTS重空調機(A)	開放点検	A	78 M	○	3回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.119, No.204およびCNS, 289の反映
	SGTS重空調機(A)【電動機】	分解点検	A	52 M	○	3回	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.120の反映
	SGTS重空調機(B)	開放点検	A	78 M	○	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.119, No.204およびCNS, 289の反映
	SGTS重空調機(B)【電動機】	分解点検	A	52 M	○	-	-	(振動診断 頻度は回転機械振動診断手順書による) 有効性評価No.120の反映
	原子炉種別気調機弁(A)	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	非常用ガス処理系機能検査
	原子炉種別気調機弁(A) 用アキュムレータ	開放点検	A	91 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(A)【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(B)	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	非常用ガス処理系機能検査
	原子炉種別気調機弁(B) 用アキュムレータ	開放点検	A	91 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(B)【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(A)	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	非常用ガス処理系機能検査
	原子炉種別気調機弁(A) 用アキュムレータ	開放点検	A	91 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(A)【弁駆動部】	分解点検	A	65 M	○	-	-	-
	原子炉種別気調機弁(A)	機能・性能試験	A	1 C	○	3回	-	非常用ガス処理系機能検査

参考1(107/129)

記載の適正化  
(備考に記載の「追加点検含む」  
を削除)



添付書類三 施設管理の実施に関する計画

東通原子力発電所第1号機 クラス1 機器供用期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画

別表 (119)

変更前

Table with columns: 検査カテゴリー, 検査箇所, 設備数, 検査方法, 検査程度, 検査実績 (1st-4th), 検査予定 (4th-7th), 備考. Includes inspection details for various components like piping and valves.

東通原子力発電所第1号機 クラス1 機器供用期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画

別表 (120)

変更後

Table with columns: 検査カテゴリー, 検査箇所, 設備数, 検査方法, 検査程度, 検査実績 (1st-4th), 検査予定 (4th-7th), 備考. Includes inspection details for various components, with updated inspection methods and schedules.

変更理由

- ①頁追加による総頁の変更
②維持規格の追加適用により別計画として新規追加するため計画削除および備考へ記載
③維持規格の追加適用により変更

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

別表-1  
(2/19)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器使用期間中検査 第1検査間隔 10年計画

注-1 検査方法 { VT-1.3: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
WT-1: 目視検査  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能  
B: 検査方法の制約、十分な予備調査が必要  
C: 現状で検査可能  
注-3 検査方法 { VT-1.3: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
WT-1: 目視検査

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査方法		接近性	検査実績					備考		
			方法	程度		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回	第7回
						U T	P T	U T	P T	U T		P T	U T
B-F 耐圧部分の異種金属の溶接継手	(1) 再循環出口管台とセーフエンド (N1)	2箇所	U T	P T	C	W-2310 (N1A)	W-2311 (N1B)	W-2324 (N2E) W-2325 (N2F)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)		
	(2) 再循環入口管台とセーフエンド (N2)	10箇所	U T	P T	C	W-2320 (N2A) W-2329 (N2K)	W-2324 (N2E) W-2325 (N2F)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)		
	(3) ジェットポンプ計数管台とシールボ	2箇所	U T	P T	C			FW-JP-22-1 (N9A)	FW-JP-22-2 (N9B)	FW-JP-22-1 (N9A)	FW-JP-22-2 (N9B)		
	(4) 原子炉再循環系	4継手	U T	P T	C								
B-G-1 直径50mmを超える圧力保持用ボルト継付部	(1) 上巻締付スタットボルト	92本	U T	P T	C		23本 (1~23)	23本 (1~23)	23本 (1~23)	23本 (1~23)	23本 (1~23)	23本 (1~23)	23本 (1~23)
	(2) 上巻締付スタットボルト用ナット	92個	U T	P T	C		23個 (1~23)	23個 (1~23)	23個 (1~23)	23個 (1~23)	23個 (1~23)	23個 (1~23)	23個 (1~23)
	(3) フランジネジ穴の本ジ部	92箇所	U T	P T	C		23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)
	(4) 上巻締付スタットボルト用ワッシャ	92組	U T	P T	C		23組 (1~23)	23組 (1~23)	23組 (1~23)	23組 (1~23)	23組 (1~23)	23組 (1~23)	23組 (1~23)
井	(5) 原子炉再循環系	2台×16組	U T	P T	C	代表 1台の C 25%							
	(6) 原子炉再循環系	4台×20組	U T	P T	C	代表 1台の C 25%							
	(7) 主蒸気系	8台×20組	U T	P T	C	代表 1台の C 25%							
	(8) 給水系	2台×20組	U T	P T	C	代表 1台の C 25%							
B-G-1	(9) 残留熱除去系	4台×16組	U T	P T	C	代表 1台の C 25%		1(4組)					

変更前

別表-1  
(2/20)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器使用期間中検査 第1検査間隔 10年計画

注-1 検査方法 { VT-1.3: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
WT-1: 目視検査  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能  
B: 検査方法の制約、十分な予備調査が必要  
C: 現状で検査可能  
注-3 検査方法 { VT-1.3: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
WT-1: 目視検査

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査方法		接近性	検査実績					備考		
			方法	程度		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回	第7回
						U T	P T	U T	P T	U T		P T	U T
B-F 耐圧部分の異種金属の溶接継手	(1) 再循環出口管台とセーフエンド (N1)	2箇所	U T	P T	C	W-2310 (N1A)	W-2311 (N1B)	W-2324 (N2E) W-2325 (N2F)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)		
	(2) 再循環入口管台とセーフエンド (N2)	10箇所	U T	P T	C	W-2320 (N2A) W-2329 (N2K)	W-2324 (N2E) W-2325 (N2F)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)	W-2327 (N2H) W-2328 (N2J)		
	(3) ジェットポンプ計数管台とシールボ	2箇所	U T	P T	C			FW-JP-22-1 (N9A)	FW-JP-22-2 (N9B)	FW-JP-22-1 (N9A)	FW-JP-22-2 (N9B)		
	(4) 原子炉再循環系	4継手	U T	P T	C								
B-G-1 直径50mmを超える圧力保持用ボルト継付部	(1) 上巻締付スタットボルト	92本	U T	P T	C		23本 (1~23)	23本 (1~23)	23本 (1~23)	23本 (1~23)	23本 (1~23)	23本 (1~23)	23本 (1~23)
	(2) 上巻締付スタットボルト用ナット	92個	U T	P T	C		23個 (1~23)	23個 (1~23)	23個 (1~23)	23個 (1~23)	23個 (1~23)	23個 (1~23)	23個 (1~23)
	(3) フランジネジ穴の本ジ部	92箇所	U T	P T	C		23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)	23箇所 (1~23)
	(4) 上巻締付スタットボルト用ワッシャ	92組	U T	P T	C		23組 (1~23)	23組 (1~23)	23組 (1~23)	23組 (1~23)	23組 (1~23)	23組 (1~23)	23組 (1~23)
B-G-1	(5) 原子炉再循環系	2台×16組	U T	P T	C	代表 1台の C 25%							
	(6) 原子炉再循環系	4台×20組	U T	P T	C	代表 1台の C 25%							
	(7) 主蒸気系	8台×20組	U T	P T	C	代表 1台の C 25%							
	(8) 給水系	2台×20組	U T	P T	C	代表 1台の C 25%							
B-G-1	(9) 残留熱除去系	4台×16組	U T	P T	C	代表 1台の C 25%		1(4組)					

変更後

頁追加による総頁の変更

維持規格の追加適用により変更

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

別表-1  
(3/19)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器供用期間中検査 第1検査間隔 10年計画

注-1 検査方法 { VT-1,3: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
MT-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに材料規格レベルから接近可能  
B: 検査方法の制限、十分な予備調査が必要  
C: 現状で検査可能 }

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査		検査実績					備考										
			方法	接近性	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回	第7回								
					検査予定															
B-6-2 直径50mm以下の圧力保持用ボルト締付け部	原子炉圧力容器	(1) 上蒸スプレイ管台フランジボルト、ナット (M)	1箇所×12組	VT-1	25% C				1(3組)										単位:箇所	
		(2) 上蒸ベント管台フランジボルト、ナット (M)	1箇所×8組		VT-1	25% C				1(2組)										単位:箇所
	ポンプ	(3) CRDハウジングフランジボルト	185箇所×8本		VT-1	25% C	15			15										単位:箇所
		(4) インコアモニタフランジボルト	51箇所×4本		VT-1	25% C	4			4										単位:箇所
		(5) 原子炉再循環系	2台×20組		代表	1台のC 25%				1(5組)										単位:台 A号機を先行
	配管	(6) 主蒸気系	1箇所×12組		VT-1	25% C							1(3組)							単位:箇所
		(7) 残留熱除去系	1箇所×12組		VT-1	25% C														単位:箇所
		(8) 原子炉ベント系	1箇所×8組		VT-1	25% C							1(2組)							単位:箇所
		(9) 原子炉再循環系	2台×8組		代表	1台のC 25%				1(2組)										単位:台
		(10) 主蒸気系	15台×12組		代表	1台のC 25%				1(3組)										単位:台
		(11) 給水系	4台×20組		代表	2台のC 25%				1(5組)										単位:台
		(12) 残留熱除去系	11台×16組 2台×20組 1台×12組		代表	6台のC 25%				1(4組) 1(5組)				2(4組)						単位:台
	弁	(13) 高圧炉心スプレイ系	3台×16組		VT-1	25% C														単位:台
		(14) 低圧炉心スプレイ系	3台×16組		VT-1	25% C														単位:台
		(15) 原子炉隔離時冷却系	2台×12組		代表	1台のC 25%				1(3組)										単位:台
		(16) 原子炉冷却材浄化系	3台×12組		VT-1	25% C				1(3組)										単位:台
		(17) 主蒸気ドレン系	2台×8組		代表	1台のC 25%								1(2組)						単位:台
		(18) 原子炉ドレン系	1台×8組 1台×4組		VT-1	25% C								1(2組) 1(1組)						単位:台
		(19) 原子炉ベント系	1台×8組		VT-1	25% C														単位:台

別表-1  
(3/20)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器供用期間中検査 第1検査間隔 10年計画

注-1 検査方法 { VT-1,3: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
MT-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに材料規格レベルから接近不可能  
B: 検査方法の制限、十分な予備調査が必要  
C: 現状で検査可能 }

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査		検査実績					備考											
			方法	接近性	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回	第7回									
					検査予定																
B-6-2 直径50mm以下の圧力保持用ボルト締付け部	原子炉圧力容器	(1) 上蒸スプレイ管台フランジボルト、ナット (M)	1箇所×12組	VT-1	25% C				1(3組)											単位:箇所	
		(2) 上蒸ベント管台フランジボルト、ナット (M)	1箇所×8組		VT-1	25% C				1(2組)											単位:箇所
	ポンプ	(3) CRDハウジングフランジボルト	185箇所×8本		VT-1	25% C	15			15											単位:箇所
		(4) インコアモニタフランジボルト	51箇所×4本		VT-1	25% C	4			4											単位:箇所
		(5) 原子炉再循環系	2台×20組		代表	1台のC 25%				1(5組)											単位:台 A号機を先行
	配管	(6) 主蒸気系	1箇所×12組		VT-1	25% C															単位:箇所
		(7) 残留熱除去系	1箇所×12組		VT-1	25% C															単位:箇所
		(8) 原子炉ベント系	1箇所×8組		VT-1	25% C							1(2組)								単位:箇所
		(9) 原子炉再循環系	2台×8組		代表	1台のC 25%				1(2組)											単位:台
		(10) 主蒸気系	15台×12組		代表	1台のC 25%				1(3組)											単位:台
		(11) 給水系	4台×20組		代表	2台のC 25%				1(5組)											単位:台
		(12) 残留熱除去系	11台×16組 2台×20組 1台×12組		代表	6台のC 25%				1(4組) 1(5組)				2(4組)							単位:台
	弁	(13) 高圧炉心スプレイ系	3台×16組		VT-1	25% C															単位:台
		(14) 低圧炉心スプレイ系	3台×16組		VT-1	25% C															単位:台
		(15) 原子炉隔離時冷却系	2台×12組		代表	1台のC 25%				1(3組)											単位:台
		(16) 原子炉冷却材浄化系	3台×12組		VT-1	25% C															単位:台
		(17) 主蒸気ドレン系	2台×8組		代表	1台のC 25%								1(2組)							単位:台
		(18) 原子炉ドレン系	1台×8組 1台×4組		VT-1	25% C								1(2組) 1(1組)							単位:台
		(19) 原子炉ベント系	1台×8組		VT-1	25% C															単位:台

頁追加による総頁の変更

維持規格の追加適用により変更

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

別表-1 (4/19)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器 検査期間中検査 第1検査区画 1.0年計画

注-1 検査方法 { VI-1.3: 目視検査, VI-2: 測えい検査, VI-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能, B: 検査方法の制約, 十分な予備調査が必要, C: 現状で検査可能 }

Table with columns: 検査カテゴリ, 検査箇所, 設備数, 検査方法, 接近性, 検査実績 (第1回 to 第7回), 備考. Includes rows for B-H and B-J categories.

別表-1 (4/20)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器 検査期間中検査 第1検査区画 1.0年計画

注-1 検査方法 { VI-1.3: 目視検査, VI-2: 測えい検査, VI-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能, B: 検査方法の制約, 十分な予備調査が必要, C: 現状で検査可能 }

Table with columns: 検査カテゴリ, 検査箇所, 設備数, 検査方法, 接近性, 検査実績 (第1回 to 第7回), 備考. Includes rows for B-H and B-J categories.

変更理由

頁追加による総頁の変更

維持規格の追加適用により変更

維持規格の追加適用により注記追加

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

別表-1  
(5/19)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器 検査期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画

注-1 検査方法 { VT-1.3: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
MT-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上及びに放射線レベル上から接近不可能  
B: 検査方法の制約、十分な手調査が必要  
C: 現状で検査可能 }

UT: 超音波探傷検査  
PT: 透過電線検査

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査		検査実績							備考				
			方法	接近性	第1回	第2回	第3回	第4回	第4回(追加検査)	第5回	第6回		第7回			
B-K 管、ポンプおよび弁の支 持部材取付け溶接継手 配管	(1) 原子炉再循環系	4箇所	PT	7.5% C			1									
	(2) 主蒸気系	24箇所	PT	7.5% C		1										
	(3) 給水系	10箇所	PT	7.5% C		1										
	(4) 蒸留熱除去系	17箇所	PT	7.5% C				1								
	(5) 高圧炉心スプレイ系	5箇所	PT	7.5% C							1					
	(6) 低圧炉心スプレイ系	4箇所	PT	7.5% C	1											
	(7) 原子炉隔離時冷却系	3箇所	PT	7.5% C							1					
	(8) 原子炉冷却材浄化系	4箇所	PT	7.5% C												
	(9) 主蒸気ドレン系	2箇所	PT	7.5% C											1	
	(10) 原子炉ドレン系	1箇所	PT	7.5% C								1				
	(11) 原子炉ベント系	3箇所	PT	7.5% C	1											
(12) 原子炉再循環系	4箇所×2台	PT	代表 1台の 7.5% C								1				単位: 箇所 A号機を行う	
B-L-1 ポンプケーシングの副任部分の溶接継手	3継手×2台		PT	代表 1台の 25% C							1					単位: 継手 A号機を行う
B-L-2 ポンプケーシングの内表面	2台		VT-3	代表 1台							1					A号機を行う

変更後

別表-1  
(5/20)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器 検査期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画

注-1 検査方法 { VT-1.3: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
MT-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上及びに放射線レベル上から接近不可能  
B: 検査方法の制約、十分な手調査が必要  
C: 現状で検査可能 }

UT: 超音波探傷検査  
PT: 透過電線検査

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査		検査実績							備考				
			方法	接近性	第1回	第2回	第3回	第4回	第4回(追加検査)	第5回	第6回		第7回			
B-K 管、ポンプおよび弁の支 持部材取付け溶接継手 配管	(1) 原子炉再循環系	4箇所	PT	7.5% C			1									
	(2) 主蒸気系	24箇所	PT	7.5% C		1										
	(3) 給水系	10箇所	PT	7.5% C		1										
	(4) 蒸留熱除去系	17箇所	PT	7.5% C				1								
	(5) 高圧炉心スプレイ系	5箇所	PT	7.5% C											1	
	(6) 低圧炉心スプレイ系	4箇所	PT	7.5% C	1											
	(7) 原子炉隔離時冷却系	3箇所	PT	7.5% C												
	(8) 原子炉冷却材浄化系	4箇所	PT	7.5% C												
	(9) 主蒸気ドレン系	2箇所	PT	7.5% C											1	
	(10) 原子炉ドレン系	1箇所	PT	7.5% C									1			
	(11) 原子炉ベント系	3箇所	PT	7.5% C	1											
(12) 原子炉再循環系	4箇所×2台	PT	代表 1台の 7.5% C									1			単位: 箇所 A号機を行う	
B-L-1 ポンプケーシングの副任部分の溶接継手	3継手×2台		PT	代表 1台の 25% C								1				単位: 継手 A号機を行う B号機は2014年度に実施
B-L-2 ポンプケーシングの内表面	2台		VT-3	代表 1台								1				A号機を行う

変更理由

頁追加による総頁の変更  
備考へ適用規格を追記

維持規格の追加適用により変更

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

変更前		変更後		変更理由		
<p>別表-1 (6/19)</p> <p>東通原子力発電所第1号機 クラス1機器供用期間中検査 第1検査間隔 10年計画</p> <p>注-1 検査方法 { VT-1.3: 目視検査 VT-2: 漏えい検査 WT-1: 目視検査 UT: 超音波探傷検査 PT: 透過放射線検査 注-2 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能 B: 検査方法の関係、十分な予備調査が必要 C: 現状で検査可能 注-3 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能 B: 検査方法の関係、十分な予備調査が必要 C: 現状で検査可能</p>	<p>別表-1 (6/20)</p> <p>東通原子力発電所第1号機 クラス1機器供用期間中検査 第1検査間隔 10年計画</p> <p>注-1 検査方法 { VT-1.3: 目視検査 VT-2: 漏えい検査 WT-1: 目視検査 UT: 超音波探傷検査 PT: 透過放射線検査 注-2 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能 B: 検査方法の関係、十分な予備調査が必要 C: 現状で検査可能 注-3 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能 B: 検査方法の関係、十分な予備調査が必要 C: 現状で検査可能</p>			<p>頁追加による総頁の変更</p> <p>維持規格の追加適用により変更</p> <p>法令改正による変更 (定期検査⇒定期事業者検査)</p>		
<p>検査カテゴリ</p> <p>B-W2 井本体の内表面 (呼び径100Aを超える弁箱)</p> <p>B-P 全ての耐圧機器</p>	<p>検査方法</p> <p>VT-3 1台 C</p> <p>VT-3 2台 C 1</p> <p>VT-3 3台 C</p> <p>VT-3 8台 C</p> <p>VT-3 3台 C 1</p> <p>VT-3 3台 C</p> <p>VT-2 定期検査 1式</p>	<p>設備数</p> <p>4台</p> <p>23台</p> <p>6台</p> <p>18台</p> <p>3台</p> <p>3台</p> <p>3台</p> <p>1式</p>	<p>検査箇所</p> <p>(1) 原子炉再循環系</p> <p>(2) 主蒸気系</p> <p>(3) 給水系</p> <p>(4) 蒸留熱除去系</p> <p>(5) 高圧炉心スプレイス</p> <p>(6) 低圧炉心スプレイス</p> <p>(7) 原子炉冷却材浄化系</p> <p>クラス1機器 (クラス1機器から除外される機器及び小口径配管の最も近い弁箱を含む)</p>	<p>検査実績</p> <p>第1回</p> <p>第2回</p> <p>第3回</p> <p>第4回 (追加)</p> <p>第4回 (追加)</p> <p>第5回</p> <p>第6回</p> <p>第7回</p>	<p>検査予定</p> <p>第4回 (追加)</p> <p>第5回</p> <p>第6回</p> <p>第7回</p>	<p>備考</p>
<p>検査カテゴリ</p> <p>B-W2 井本体の内表面 (呼び径100Aを超える弁箱)</p> <p>B-P 全ての耐圧機器</p>	<p>検査方法</p> <p>VT-3 1台 C</p> <p>VT-3 2台 C 1</p> <p>VT-3 3台 C</p> <p>VT-3 8台 C</p> <p>VT-3 3台 C 1</p> <p>VT-3 3台 C</p> <p>VT-2 定期検査 1式</p>	<p>設備数</p> <p>4台</p> <p>23台</p> <p>6台</p> <p>18台</p> <p>3台</p> <p>3台</p> <p>3台</p> <p>1式</p>	<p>検査箇所</p> <p>(1) 原子炉再循環系</p> <p>(2) 主蒸気系</p> <p>(3) 給水系</p> <p>(4) 蒸留熱除去系</p> <p>(5) 高圧炉心スプレイス</p> <p>(6) 低圧炉心スプレイス</p> <p>(7) 原子炉冷却材浄化系</p> <p>クラス1機器 (クラス1機器から除外される機器及び小口径配管の最も近い弁箱を含む)</p>	<p>検査実績</p> <p>第1回</p> <p>第2回</p> <p>第3回</p> <p>第4回 (追加)</p> <p>第4回 (追加)</p> <p>第5回</p> <p>第6回</p> <p>第7回</p>	<p>検査予定</p> <p>第4回 (追加)</p> <p>第5回</p> <p>第6回</p> <p>第7回</p>	<p>備考</p>

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

別表-1  
(7/19)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器 検査期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画

注-1 検査方法 { VT-1: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
WT-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに材料レベル上から接近不可能  
B: 検査方法の制約、十分な予備調査が必要  
C: 現状で検査可能 }

注-1 検査方法 { VT-1: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
WT-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに材料レベル上から接近不可能  
B: 検査方法の制約、十分な予備調査が必要  
C: 現状で検査可能 }

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査		検査実績							備考			
			方法	接近性	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回				
					検査予定	追加検査	追加検査	追加検査	追加検査	追加検査					
F-A 支持構造物	配管	(1) 原子炉再循環系	VT-3	25% C	1		1	1							
		(2) 主蒸気系	VT-3	25% C		3	2	2			3	1			
		(3) 給水系	VT-3	25% C		1	1	2			3				
		(4) 残留熱除去系	VT-3	25% C	1	2	1	1		2	3				
		(5) 高圧炉心スプレイス系	VT-3	25% C	1							1			
		(6) 低圧炉心スプレイス系	VT-3	25% C	1										
		(7) 原子炉隔離時冷却系	VT-3	25% C		1						1			
		(8) 原子炉冷却材浄化系	VT-3	25% C		1				1					
		(9) 主蒸気ドレン系	VT-3	25% C	1							1			
		(10) 原子炉ドレン系	VT-3	25% C				1					1		
		(11) 原子炉ベント系	VT-3	25% C	1					1					
		(12) 原子炉再循環系	13箇所×2台	検査1台の25%	VT-3	25% C		1						2	A号機を行う
		(13) 支持スカート及び基礎ポルト	1式	25% C	VT-3	25% C							1		
		(14) スタビライザ	8箇所	25% C	VT-3	25% C							1		

別表-1  
(7/20)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器 検査期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画

注-1 検査方法 { VT-1: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
WT-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに材料レベル上から接近不可能  
B: 検査方法の制約、十分な予備調査が必要  
C: 現状で検査可能 }

注-1 検査方法 { VT-1: 目視検査  
VT-2: 漏えい検査  
WT-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに材料レベル上から接近不可能  
B: 検査方法の制約、十分な予備調査が必要  
C: 現状で検査可能 }

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査		検査実績							備考			
			方法	接近性	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回				
					検査予定	追加検査	追加検査	追加検査	追加検査	追加検査					
F-A 支持構造物	配管	(1) 原子炉再循環系	VT-3	25% C	1		1	1							
		(2) 主蒸気系	VT-3	25% C		3	2	2			3	1			
		(3) 給水系	VT-3	25% C		1	1	2			3				
		(4) 残留熱除去系	VT-3	25% C	1	2	1	1		2	3				
		(5) 高圧炉心スプレイス系	VT-3	25% C	1							1			
		(6) 低圧炉心スプレイス系	VT-3	25% C	1										
		(7) 原子炉隔離時冷却系	VT-3	25% C		1						1			
		(8) 原子炉冷却材浄化系	6箇所	25% C		1									
		(9) 主蒸気ドレン系	8箇所	25% C	1							1			
		(10) 原子炉ドレン系	8箇所	25% C				1					1		
		(11) 原子炉ベント系	11箇所	25% C	1					1					
		(12) 原子炉再循環系	13箇所×2台	検査1台の25%	VT-3	25% C		1						2	A号機を行う
		(13) 支持スカート及び基礎ポルト	1式	25% C	VT-3	25% C							1		
		(14) スタビライザ	8箇所	25% C	VT-3	25% C							1		

変更理由

頁追加による総頁の変更

維持規格の追加適用により変更

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

別表-1 (8/19)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器供用期間中検査 第1検査間隔 10年計画

注-1 検査方法 { VT-1.3: 目視検査, VT-2: 漏えい検査, MV-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上及びに放射線レベル上から接近不可能, B: 検査方法の制限, 十分な予備調査が必要, C: 現状で検査可能 }

Table with columns: 検査カテゴリ, 検査箇所, 設備数, 検査方法, 接近性, 検査実績 (第1回 to 第7回), 備考. Includes items like (1) 圧力容器内部の肉厚, (2) 給水スパーージャ, etc.

変更前

別表-1 (8/20)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器供用期間中検査 第1検査間隔 10年計画

注-1 検査方法 { VT-1.3: 目視検査, VT-2: 漏えい検査, MV-1: 目視検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上及びに放射線レベル上から接近不可能, B: 検査方法の制限, 十分な予備調査が必要, C: 現状で検査可能 }

Table with columns: 検査カテゴリ, 検査箇所, 設備数, 検査方法, 接近性, 検査実績 (第1回 to 第7回), 備考. Includes items like (1) 圧力容器内部の肉厚, (2) 給水スパーージャ, etc.

変更後

変更理由

頁追加による総頁の変更

維持規格の追加適用により変更



添付書類三 施設管理の実施に関する計画

別表-1 (9/19)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器供用期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画

注-1 検査方法 VT-1.3: 目視検査 VT-2: 漏えい検査 MVT-1: 目視検査 注-2 検査性 C: 現状で検査可能

注-1 検査方法 VT-1.3: 目視検査 VT-2: 漏えい検査 MVT-1: 目視検査 注-2 検査性 C: 現状で検査可能

注-1 検査方法 VT-1.3: 目視検査 VT-2: 漏えい検査 MVT-1: 目視検査 注-2 検査性 C: 現状で検査可能

Table with columns: 検査カテゴリ, 検査箇所, 設備数, 検査方法, 検査性, 検査実績 (第1回-第7回), 備考. Rows include items like シュラウド, サポート, 燃料支持金具, etc.

別表-1 (9/20)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器供用期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画

注-1 検査方法 VT-1.3: 目視検査 VT-2: 漏えい検査 MVT-1: 目視検査 注-2 検査性 C: 現状で検査可能

注-1 検査方法 VT-1.3: 目視検査 VT-2: 漏えい検査 MVT-1: 目視検査 注-2 検査性 C: 現状で検査可能

注-1 検査方法 VT-1.3: 目視検査 VT-2: 漏えい検査 MVT-1: 目視検査 注-2 検査性 C: 現状で検査可能

Table with columns: 検査カテゴリ, 検査箇所, 設備数, 検査方法, 検査性, 検査実績 (第1回-第7回), 備考. Rows include items like シュラウド, サポート, 燃料支持金具, etc.

変更理由: 頁追加による総頁の変更, 維持規格の追加適用により変更

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																																																												
なし	<p style="text-align: center;">別表-1 (10/20)</p> <p style="text-align: center;">東通原子力発電所第1号機 亀裂の検取 (原線技策第1906051号)によるB-A/B-Cカネゴリ供用期間中検査計画</p> <p style="text-align: center;">注1 検査方法 UT: 超音波探傷検査 注2 接近性 A: 検査上並びに放射線レベル上から接近不可能 B: 検査方法の関係、十分な予備調査が必要 C: 現状で検査可能</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査カネゴリ</th> <th rowspan="2">検査箇所</th> <th rowspan="2">設備数</th> <th colspan="2">検査方法</th> <th rowspan="2">検査予定 年度</th> <th colspan="10">検査年度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>方法</th> <th>程度</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> <th>2024年度</th> <th>2025年度</th> <th>2026年度</th> <th>2027年度</th> <th>2028年度</th> <th>2029年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">B-A 原子炉圧力容器および原子炉容器の炉心外周部配管部分の溶接継手</td> <td>(1) 側の周継手 (組3-4)</td> <td>21181mm UT</td> <td></td> <td>100% C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一部設備不可有り</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 側の長手継手 (組1,2)</td> <td rowspan="2">2×3702mm 2×3676mm UT</td> <td></td> <td>100% C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一部設備不可有り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一部設備不可有り</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B-B 容器の配管部分の溶接継手</td> <td>(2) 側の周継手 (組1-2,3,4-下鋼)</td> <td>3×21181mm UT</td> <td></td> <td>100% C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一部設備不可有り</td> </tr> <tr> <td>(3) 上側の長手継手</td> <td>4×2092mm UT</td> <td></td> <td>100% C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 上側の周継手</td> <td>12167mm UT</td> <td></td> <td>100% C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 下側の周方向溶接部</td> <td>18872mm UT</td> <td></td> <td>100% C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査カネゴリ	検査箇所	設備数	検査方法		検査予定 年度	検査年度										備考	方法	程度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	B-A 原子炉圧力容器および原子炉容器の炉心外周部配管部分の溶接継手	(1) 側の周継手 (組3-4)	21181mm UT		100% C														一部設備不可有り	(1) 側の長手継手 (組1,2)	2×3702mm 2×3676mm UT		100% C														一部設備不可有り																一部設備不可有り	B-B 容器の配管部分の溶接継手	(2) 側の周継手 (組1-2,3,4-下鋼)	3×21181mm UT		100% C														一部設備不可有り	(3) 上側の長手継手	4×2092mm UT		100% C															(4) 上側の周継手	12167mm UT		100% C																(5) 下側の周方向溶接部	18872mm UT		100% C															維持規格追加適用のため新規追加
検査カネゴリ	検査箇所				設備数	検査方法		検査予定 年度	検査年度										備考																																																																																																																																											
		方法	程度	2020年度		2021年度	2022年度		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度																																																																																																																																															
B-A 原子炉圧力容器および原子炉容器の炉心外周部配管部分の溶接継手	(1) 側の周継手 (組3-4)	21181mm UT		100% C														一部設備不可有り																																																																																																																																												
	(1) 側の長手継手 (組1,2)	2×3702mm 2×3676mm UT		100% C														一部設備不可有り																																																																																																																																												
																		一部設備不可有り																																																																																																																																												
	B-B 容器の配管部分の溶接継手	(2) 側の周継手 (組1-2,3,4-下鋼)	3×21181mm UT		100% C														一部設備不可有り																																																																																																																																											
		(3) 上側の長手継手	4×2092mm UT		100% C																																																																																																																																																									
(4) 上側の周継手		12167mm UT		100% C																																																																																																																																																										
	(5) 下側の周方向溶接部	18872mm UT		100% C																																																																																																																																																										

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

**東通原子力発電所第1号機 クラス2機器供用期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画**

別表-1 (10/19)

注-1 検査方法 { UT: 超音波探傷検査, P.T.: 浸透探傷検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能, B: 検査方法の関係, 十分な手置計画が必要, C: 現状で検査可能 }  
注-3 目視検査 { UT: 超音波探傷検査, P.T.: 浸透探傷検査 }

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査		検査実績						備考	
			方法	接近性	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回		第7回
C-A	容器の耐圧部分の溶接継手	(1) 胴と鍍板との溶接継手	RFR高交換器 2基/2系統 x5215mm	代表 1基の 7.5%	C	WB01013 0° → 131mm	WB01013 120° → 131mm	WB01013 120° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	A号機を行う
		(2) 胴とフランジとの溶接継手	RFR高交換器 2基/2系統 x5215mm	代表 1基の 7.5%	C	WB01013 0° → 131mm	WB01013 120° → 131mm	WB01013 120° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	A号機を行う
C-B	容器と管台との耐圧部分の溶接継手	(1) 胴と管台との溶接継手溶接部	RFR高交換器 2基/2系統 x5215mm	代表 1基の 7.5%	C							A号機を行う 管台内面のみの部分のUT含む
		(1) 残留熱除去系	4箇所	P.T.	C		1					
C-C	容器、管、ポンプおよび 弁の支持部材取付け溶接 継手	(2) 高圧炉心スプレイス	2箇所	P.T.	C			1				
		(3) 低圧炉心スプレイス	2箇所	P.T.	C	1						
C-D	容器と管台との耐圧部分の溶接継手	(4) 原子炉隔離時冷却系	6箇所	P.T.	C						1	
		(5) 原子炉隔離時冷却系	1箇所	P.T.	C				1			
C-D	直径50mmを超える圧力保 持用ボルト締付け部	(1) 高圧炉心スプレイス	2箇所×16本	代表 1台の 7.5%	C		1(2本)					単位: 箇所
		(2) 残留熱除去系	2台×20本 2台×16本	代表 1台の 7.5%	C		1(3本)				1(3本)	単位: 台
C-D	ポンプ	(3) 残留熱除去系	3台×40本	代表 1台の 7.5%	C		1(9本)					単位: 台
		(4) 高圧炉心スプレイス	1台×44本	代表 1台の 7.5%	C					1(4本)		単位: 台
C-D	ポンプ	(5) 低圧炉心スプレイス	1台×40本	代表 1台の 7.5%	C					1(3本)		単位: 台
		(6) 原子炉隔離時冷却系	1台×12本	代表 1台の 7.5%	C						1(1本)	単位: 台

**東通原子力発電所第1号機 クラス1機器供用期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画**

別表-1 (11/20)

注-1 検査方法 { UT: 超音波探傷検査, P.T.: 浸透探傷検査 }  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能, B: 検査方法の関係, 十分な手置計画が必要, C: 現状で検査可能 }  
注-3 目視検査 { UT: 超音波探傷検査, P.T.: 浸透探傷検査 }

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査		検査実績						備考	
			方法	接近性	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回		第7回
C-A	容器の耐圧部分の溶接継手	(1) 胴と鍍板との溶接継手	RFR高交換器 2基/2系統 x5215mm	代表 1基の 7.5%	C	WB01013 0° → 131mm	WB01013 120° → 131mm	WB01013 120° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	A号機を行う
		(2) 胴とフランジとの溶接継手	RFR高交換器 2基/2系統 x5215mm	代表 1基の 7.5%	C	WB01013 0° → 131mm	WB01013 120° → 131mm	WB01013 120° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	WB01013 240° → 131mm	A号機を行う
C-B	容器と管台との耐圧部分の溶接継手	(1) 胴と管台との溶接継手溶接部	RFR高交換器 2基/2系統 x5215mm	代表 1基の 7.5%	C							A号機を行う 管台内面のみの部分のUT含む
		(1) 残留熱除去系	4箇所	P.T.	C		1					
C-C	容器、管、ポンプおよび 弁の支持部材取付け溶接 継手	(2) 高圧炉心スプレイス	2箇所	P.T.	C			1				
		(3) 低圧炉心スプレイス	2箇所	P.T.	C	1						
C-D	直径50mmを超える圧力保 持用ボルト締付け部	(4) 原子炉隔離時冷却系	6箇所	P.T.	C							
		(5) 原子炉隔離時冷却系	1箇所	P.T.	C				1			
C-D	ポンプ	(1) 高圧炉心スプレイス	2箇所×16本	代表 1台の 7.5%	C		1(2本)					単位: 箇所
		(2) 残留熱除去系	2台×20本 2台×16本	代表 1台の 7.5%	C		1(3本)				1(3本)	単位: 台
C-D	ポンプ	(3) 残留熱除去系	3台×40本	代表 1台の 7.5%	C		1(9本)					単位: 台
		(4) 高圧炉心スプレイス	1台×44本	代表 1台の 7.5%	C					1(4本)		単位: 台
C-D	ポンプ	(5) 低圧炉心スプレイス	1台×40本	代表 1台の 7.5%	C					1(3本)		単位: 台
		(6) 原子炉隔離時冷却系	1台×12本	代表 1台の 7.5%	C						1(1本)	単位: 台

維持規格の追加適用により変更

頁追加による頁変更

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

別表一1  
(11/19)

東通原子力発電所第1号機 クラス2機器供用期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画

注-1 検査方法  
UT: 超音波探傷検査  
PT: 浸透探傷検査

注-2 検査性  
A: 検査上並びに放射線レベルから検査不可能  
B: 検査方法の制約、十分な予備調査が必要  
C: 取次で検査可能

第1, 2回定検は維持規格2002年版を適用  
第3回定検より維持規格2008年版を適用

検査カテゴリー	検査箇所	設備数	検査		検査実績					備考	
			方法	程度	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		
					検査予定	第4回	第5回	第6回	第7回		
C-F 管の耐圧部分の溶接継手 ポンプ	(1) 残置熱除去系	306継手	UT	7.5% C	1	3	5	4	2	3	*第1,2回定検実績箇所のPTを実施 *第2回定検実績箇所のPTを実施
	(2) 高圧炉心スプレイス	28継手	UT	7.5% C		1		(2)*		1	*第2回定検実績箇所のPTを実施
	(3) 低圧炉心スプレイス	28継手	UT	7.5% C	1			1		1	*第1回定検実績箇所のPTを実施 *第2回定検実績箇所のPTを実施
	(4) 原子炉隔離時冷却系	31継手	UT	7.5% C		1		1		1	*第1回定検実績箇所のPTを実施 *第2回定検実績箇所のPTを実施
	(5) 残置熱除去系	2箇所	PT	7.5% C	1						単位:台 A号機を行う
	(1) 残置熱除去系	3台×11継手	PT	代表 1台の 7.5%							
	(2) 高圧炉心スプレイス	9継手	PT	7.5% C						1	
	(3) 低圧炉心スプレイス	11継手	PT	7.5% C							
C-G ポンプおよび弁の耐圧部分の溶接継手 ポンプ	(4) 原子炉隔離時冷却系	2継手	PT	7.5% C				1			
	(1) 残置熱除去系	A, B系: 81箇所 C系: 20箇所	VT-3	2系統の 7.5% C		1	1	(C)		2	A系及びC系を行う
	(2) 高圧炉心スプレイス	15箇所	VT-3	7.5% C			1			1	
	(3) 低圧炉心スプレイス	13箇所	VT-3	7.5% C	1						
	(4) 原子炉隔離時冷却系	16箇所	VT-3	7.5% C		1				1	
	(5) 残置熱除去系	3台	PT	代表 1台の 7.5%							A号機を行う
	(6) 高圧炉心スプレイス	1台	VT-3	7.5% C						1	
	(7) 低圧炉心スプレイス	1台	VT-3	7.5% C							
F-A 支持構造物	(8) 原子炉隔離時冷却系	1台	VT-3	7.5% C					1		

変更後

別表一1  
(12/20)

東通原子力発電所第1号機 クラス1機器供用期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画

注-1 検査方法  
VT-3: 目視検査  
UT: 超音波探傷検査  
PT: 浸透探傷検査

注-2 検査性  
A: 検査上並びに放射線レベルから検査不可能  
B: 検査方法の制約、十分な予備調査が必要  
C: 取次で検査可能

第1, 2回定検は維持規格2002年版を適用  
第3回定検より維持規格2008年版を適用  
第4回定検より維持規格2012年版を適用

検査カテゴリー	検査箇所	設備数	検査		検査実績					備考	
			方法	程度	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		
					検査予定	第4回	第5回	第6回	第7回		
C-F 管の耐圧部分の溶接継手 ポンプ	(1) 残置熱除去系	306継手	UT	7.5% C	1	3	5	4	2	3	*第1,2回定検実績箇所のPTを実施 *第2回定検実績箇所のPTを実施
	(2) 高圧炉心スプレイス	28継手	UT	7.5% C		1		(1)*		1	*第2回定検実績箇所のPTを実施
	(3) 低圧炉心スプレイス	28継手	UT	7.5% C	1			1		1	*第1回定検実績箇所のPTを実施 *第2回定検実績箇所のPTを実施
	(4) 原子炉隔離時冷却系	31継手	UT	7.5% C		1		1		1	*第1回定検実績箇所のPTを実施 *第2回定検実績箇所のPTを実施
	(5) 残置熱除去系	2箇所	PT	7.5% C	1						単位:台 A号機を行う
	(1) 残置熱除去系	3台×11継手	PT	代表 1台の 7.5%							
	(2) 高圧炉心スプレイス	9継手	PT	7.5% C						1	
	(3) 低圧炉心スプレイス	11継手	PT	7.5% C							
C-G ポンプおよび弁の耐圧部分の溶接継手 ポンプ	(4) 原子炉隔離時冷却系	2継手	PT	7.5% C							
	(1) 残置熱除去系	A, B系: 81箇所 C系: 20箇所	VT-3	2系統の 7.5% C		1	1	(C)		2	A系及びC系を行う
	(2) 高圧炉心スプレイス	15箇所	VT-3	7.5% C				1		1	
	(3) 低圧炉心スプレイス	13箇所	VT-3	7.5% C	1						
	(4) 原子炉隔離時冷却系	16箇所	VT-3	7.5% C		1				1	
	(5) 残置熱除去系	3台	PT	代表 1台の 7.5%							A号機を行う
	(6) 高圧炉心スプレイス	1台	VT-3	7.5% C						1	
	(7) 低圧炉心スプレイス	1台	VT-3	7.5% C							
F-A 支持構造物	(8) 原子炉隔離時冷却系	1台	VT-3	7.5% C					1		

頁追加による頁変更

維持規格の追加適用により変更





別表-1 (14/19)																			
東通原子力発電所第1号機 クラス3機器供用期間中検査(漏えい検査) 第1検査間隔 1.0年計画																			
検査カテゴリー	検査方法	注1 検査方法	注2 接近性	検査箇所	検査圧力 (MPa)	設備数	検査		検査実績		検査予定			備考					
							方法	程度	接近性	第1回	第2回	第3回	第4回		第5回	第6回	第7回		
																		第1回	第2回
D-B 全ての耐圧機器	VI-2: 漏えい検査			(1) 原子炉種稼冷却水系	0.00	2	VI-2	100% C		1 (A)		1 (B)							
				(2) 可燃性ガス濃度制御系	0.00	2	VI-2	100% C						2 (A),(B)					
				(3) 高圧炉心スプレイ種稼冷却海水系	運転圧力 (0.41)*	1	VI-2	100% C						1				*参考値	
				(4) 原子炉種稼冷却海水系	運転圧力 (0.29)*	2	VI-2	100% C							1 (A)			1 (B)	*参考値
				(5) 高圧炉心スプレイ種稼冷却水系	0.00	1	VI-2	100% C											

別表-1 (15/20)																			
東通原子力発電所第1号機 クラス2機器供用期間中検査(漏えい検査) 第1検査間隔 1.0年計画																			
検査カテゴリー	検査方法	注1 検査方法	注2 接近性	検査箇所	検査圧力 (MPa)	設備数	検査		検査実績		検査予定			備考					
							方法	程度	接近性	第1回	第2回	第3回	第4回		第5回	第6回	第7回		
																		第1回	第2回
D-B 全ての耐圧機器	VI-2: 漏えい検査			(1) 原子炉種稼冷却水系	0.00	2	VI-2	100% C		1 (A)		1 (B)							
				(2) 可燃性ガス濃度制御系	0.00	2	VI-2	100% C								2 (A),(B)			
				(3) 高圧炉心スプレイ種稼冷却海水系	運転圧力 (0.41)*	1	VI-2	100% C						1					*参考値
				(4) 原子炉種稼冷却海水系	運転圧力 (0.29)*	2	VI-2	100% C							1 (A)			1 (B)	*参考値
				(5) 高圧炉心スプレイ種稼冷却水系	0.00	1	VI-2	100% C											

変更理由	<p>頁追加による頁変更</p> <p>維持規格の追加適用により変更</p>
------	--

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

**真通原子力発電所第1号機 クラスMC容器供用期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画**

注-1 検査方法 VT-3.4: 目視検査  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能  
B: 検査方法の制約、十分な予備調査が必要  
C: 現状で検査可能

別表-1 (15/19)

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査方法		接近性	検査実績							備考		
			方法	程度		第1回	第2回	第3回	第4回 (追加)	第5回	第6回	第7回			
E-A	格納容器表面	1800㎡	VT-4	25%	C				450㎡						
E-B	扉圧部分の溶接継手	28継手	VT-4	7.5%	C		1				1				単位:箇所
E-G	格納容器トップヘッド主フランジ	1箇所×120組	VT-4	25%	C						1 (30組)				単位:箇所
	機器搬出入用ハッチ	2箇所×16組	VT-4	25%	C		2 (4組×2)								単位:箇所
	制御機動機搬出入口	1箇所×8組	VT-4	25%	C						1 (2組)				単位:箇所
	逃がし安全弁搬出入口	1箇所×16組	VT-4	25%	C							1 (5組)			単位:箇所
	移動式炉心内計装案内管及び移動式炉心内計装ハーネス用	4箇所×4組	VT-4	25%	C						1 (4組)				単位:箇所
	サブプレッションチェンバハ出入口	1箇所×16組	VT-4	25%	C		1 (4組)								単位:箇所
	全ての扉圧機器	2箇所×32組	VT-4	25%	C							2 (8組×2)			単位:箇所
F-A	支持構造物	32箇所	VT-3	7.5%	C		1				1				全体測定し単試験 (JEA4203-2008) による 第2回:78.75° (外側) 第4回:191.25° (内側) 第5回:281.25° (外側)

**真通原子力発電所第1号機 クラスMC容器供用期間中検査 第1検査間隔 1.0年計画**

注-1 検査方法 VT-3.4: 目視検査  
注-2 接近性 { A: 構造上並びに放射線レベル上から接近不可能  
B: 検査方法の制約、十分な予備調査が必要  
C: 現状で検査可能

別表-1 (16/20)

検査カテゴリ	検査箇所	設備数	検査方法		接近性	検査実績							備考		
			方法	程度		第1回	第2回	第3回	第4回 (追加)	第5回	第6回	第7回			
E-A	格納容器表面	1800㎡	VT-4	25%	C				450㎡						
E-B	扉圧部分の溶接継手	28継手	VT-4	7.5%	C		1				1				単位:箇所
E-G	格納容器トップヘッド主フランジ	1箇所×120組	VT-4	25%	C						1 (30組)				単位:箇所
	機器搬出入用ハッチ	2箇所×16組	VT-4	25%	C		2 (4組×2)								単位:箇所
	制御機動機搬出入口	1箇所×8組	VT-4	25%	C						1 (2組)				単位:箇所
	逃がし安全弁搬出入口	1箇所×16組	VT-4	25%	C							1 (5組)			単位:箇所
	移動式炉心内計装案内管及び移動式炉心内計装ハーネス用	4箇所×4組	VT-4	25%	C										単位:箇所
	サブプレッションチェンバハ出入口	1箇所×16組	VT-4	25%	C		1 (4組)								単位:箇所
	全ての扉圧機器	2箇所×32組	VT-4	25%	C							2 (8組×2)			単位:箇所
F-A	支持構造物	32箇所	VT-3	7.5%	C		1				1				全体測定し単試験 (JEA4203-2008) による 第2回:78.75° (外側) 第4回:191.25° (内側) 第5回:281.25° (外側)

法令改正による変更  
(定期検査⇒定期事業者検査)

頁追加による頁変更

維持規格の追加適用により変更



添付書類三 施設管理の実施に関する計画

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																																																												
<p style="text-align: center;">東濃原子力発電所第1号機 供用期間中検査 第2検査間隔 10年計画 (常用系機器)</p> <p style="text-align: right;">別表-1 (18/19)</p> <p>注1 検査方法                  VT-3.4 目視検査</p> <p>注2 検近性                  A: 構造上並びに放射線レベル上から検近不可能                  B: 検査方法の制約、十分な手置調査が必要                  C: 現状で検査可能</p> <p>注3 回数                  第1、2回検査は「維持規格2002年版」を適用                  第3回検査は「維持規格2012年版」を適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査方法</th> <th rowspan="2">検査箇所</th> <th rowspan="2">設備数</th> <th colspan="2">検査</th> <th colspan="10">検査予定</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>方法</th> <th>程度</th> <th colspan="2">第1検査時期</th> <th colspan="2">第2検査時期</th> <th colspan="6">第3検査時期</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>6年目</th> <th>7年目</th> <th>8年目</th> <th>9年目</th> <th>10年目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-A 管、ポンプおよび 弁の支持部材取付け溶接 継手</td> <td>(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器</td> <td>2基</td> <td>方法</td> <td>程度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>A時機を行う</td> </tr> <tr> <td>F-A 支持構造物</td> <td>(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器</td> <td>2基</td> <td></td> <td>代表 1基の 7.5%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>A時機を行う</td> </tr> </tbody> </table>	検査方法	検査箇所	設備数	検査		検査予定										備考	方法	程度	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期											1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		D-A 管、ポンプおよび 弁の支持部材取付け溶接 継手	(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器	2基	方法	程度											1	A時機を行う	F-A 支持構造物	(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器	2基		代表 1基の 7.5%											1	A時機を行う	<p style="text-align: center;">東濃原子力発電所第1号機 供用期間中検査 第2検査間隔 10年計画 (常用系機器)</p> <p style="text-align: right;">別表-1 (19/20)</p> <p>注1 検査方法                  VT-1.3 目視検査</p> <p>注2 検近性                  A: 構造上並びに放射線レベル上から検近不可能                  B: 検査方法の制約、十分な手置調査が必要                  C: 現状で検査可能</p> <p>注3 回数                  第1、2回検査は「維持規格2002年版」を適用                  第3回検査は「維持規格2012年版」を適用                  第4回検査は「維持規格2022年版」を適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査方法</th> <th rowspan="2">検査箇所</th> <th rowspan="2">設備数</th> <th colspan="2">検査</th> <th colspan="10">検査予定</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>方法</th> <th>程度</th> <th colspan="2">第1検査時期</th> <th colspan="2">第2検査時期</th> <th colspan="6">第3検査時期</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> <th>6年目</th> <th>7年目</th> <th>8年目</th> <th>9年目</th> <th>10年目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-A 管、ポンプおよび 弁の支持部材取付け溶接 継手</td> <td>(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器</td> <td>2基</td> <td>方法</td> <td>程度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>A時機を行う</td> </tr> <tr> <td>F-A 支持構造物</td> <td>(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器</td> <td>2基</td> <td></td> <td>代表 1基の 7.5%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>A時機を行う</td> </tr> </tbody> </table>	検査方法	検査箇所	設備数	検査		検査予定										備考	方法	程度	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期											1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		D-A 管、ポンプおよび 弁の支持部材取付け溶接 継手	(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器	2基	方法	程度											1	A時機を行う	F-A 支持構造物	(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器	2基		代表 1基の 7.5%											1	A時機を行う	<p>頁追加による頁変更</p> <p>維持規格の追加適用により変更</p> <p>維持規格の追加適用により検査方法変更</p> <p>維持規格の追加適用により検査方法変更</p>
検査方法				検査箇所	設備数	検査		検査予定										備考																																																																																																																																												
	方法	程度	第1検査時期			第2検査時期		第3検査時期																																																																																																																																																						
					1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目																																																																																																																																																
D-A 管、ポンプおよび 弁の支持部材取付け溶接 継手	(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器	2基	方法	程度											1	A時機を行う																																																																																																																																														
F-A 支持構造物	(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器	2基		代表 1基の 7.5%											1	A時機を行う																																																																																																																																														
検査方法	検査箇所	設備数	検査		検査予定										備考																																																																																																																																															
			方法	程度	第1検査時期		第2検査時期		第3検査時期																																																																																																																																																					
					1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目																																																																																																																																																
D-A 管、ポンプおよび 弁の支持部材取付け溶接 継手	(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器	2基	方法	程度											1	A時機を行う																																																																																																																																														
F-A 支持構造物	(1) 原料プール冷却浄化系熱交換器	2基		代表 1基の 7.5%											1	A時機を行う																																																																																																																																														



添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

変更前	変更後	変更理由																																																																																
<p style="text-align: center;">添付-1</p> <p style="text-align: center;">保全の有効性評価結果について</p> <p>「保全の有効性評価実施手順書」に基づき、次のとおり有効性評価を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="255 617 1130 1623"> <thead> <tr> <th colspan="3">定期的な評価のインプット</th> <th rowspan="2">総合評価</th> </tr> <tr> <th>分類1</th> <th>分類2</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">a. 保全活動管理指標の監視結果</td> <td>①プラントレベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの</td> <td>2009.7.1~2019.4.26</td> <td rowspan="2">全てのプラントレベルの指標が目標値以下であることから、プラントレベルの保全は有効に機能していると評価し、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。</td> </tr> <tr> <td>②系統レベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの</td> <td>2009.7.1~2019.4.26</td> </tr> <tr> <td>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</td> <td>③点検手入れ前後データ、状態監視データ、運転データ</td> <td>2009.7.1~2020.8.7</td> <td>過去の点検手入れ前後データ、状態監視データおよび運転データの推移および経年劣化傾向等を基に評価した結果、改善が必要と判断した事項については、添付-2のとおりに保全計画に反映した。 また、原子炉停止間隔を変更するために、上記インプット情報等により詳細な技術評価を行い、添付-2のとおりに点検頻度を延長した。</td> </tr> <tr> <td>c. トラブルなど運転経験</td> <td>④当該プラントのトラブルおよび不適合</td> <td>2009.7.1~2019.4.26</td> <td>当該プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、添付-2のとおりに保全計画に反映した。</td> </tr> <tr> <td>d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</td> <td>⑤当該プラントの高経年化技術評価および定期安全レビュー</td> <td>2009.7.1~2019.4.26</td> <td>当該プラントでは、高経年化技術評価を実施していない。 なお、定期安全レビューは、運用後10年(2015年12月)までに実施し、「原子炉施設における保安活動の実施状況」および「原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況」について適切に実施・反映されていることを確認した。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</td> <td>⑥社内他プラントの不適合情報</td> <td>2009.7.1~2019.4.26</td> <td rowspan="3">社内他プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、プロセスの明確化等、必要な改善が行われていることを確認した。</td> </tr> <tr> <td>⑦国内情報(NUCIA情報)</td> <td>2009.7.1~2019.4.26</td> </tr> <tr> <td>⑧海外情報</td> <td>2009.7.1~2019.4.26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">f. リスク情報、科学的知見</td> <td>⑨NRA文書</td> <td>2009.7.1~2019.4.26</td> <td>NRA文書を踏まえ、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。</td> </tr> <tr> <td>⑩電力共同研究・技術開発</td> <td>2009.7.1~2019.4.26</td> <td>この期間において当該プラントの保全計画に反映すべきリスク情報の変更はなかった。 また、原子炉停止間隔の変更によるリスク情報に与える影響がないことを確認した。 状態監視技術に係る調査結果等を踏まえ、時間基準保全適用機器の一部に対し、添付-2のとおりに状態監視技術(振動診断、潤滑油診断)を新規に導入した。</td> </tr> </tbody> </table>	定期的な評価のインプット			総合評価	分類1	分類2	対象期間	a. 保全活動管理指標の監視結果	①プラントレベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2009.7.1~2019.4.26	全てのプラントレベルの指標が目標値以下であることから、プラントレベルの保全は有効に機能していると評価し、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。	②系統レベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2009.7.1~2019.4.26	b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績	③点検手入れ前後データ、状態監視データ、運転データ	2009.7.1~2020.8.7	過去の点検手入れ前後データ、状態監視データおよび運転データの推移および経年劣化傾向等を基に評価した結果、改善が必要と判断した事項については、添付-2のとおりに保全計画に反映した。 また、原子炉停止間隔を変更するために、上記インプット情報等により詳細な技術評価を行い、添付-2のとおりに点検頻度を延長した。	c. トラブルなど運転経験	④当該プラントのトラブルおよび不適合	2009.7.1~2019.4.26	当該プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、添付-2のとおりに保全計画に反映した。	d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果	⑤当該プラントの高経年化技術評価および定期安全レビュー	2009.7.1~2019.4.26	当該プラントでは、高経年化技術評価を実施していない。 なお、定期安全レビューは、運用後10年(2015年12月)までに実施し、「原子炉施設における保安活動の実施状況」および「原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況」について適切に実施・反映されていることを確認した。	e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ	⑥社内他プラントの不適合情報	2009.7.1~2019.4.26	社内他プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、プロセスの明確化等、必要な改善が行われていることを確認した。	⑦国内情報(NUCIA情報)	2009.7.1~2019.4.26	⑧海外情報	2009.7.1~2019.4.26	f. リスク情報、科学的知見	⑨NRA文書	2009.7.1~2019.4.26	NRA文書を踏まえ、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。	⑩電力共同研究・技術開発	2009.7.1~2019.4.26	この期間において当該プラントの保全計画に反映すべきリスク情報の変更はなかった。 また、原子炉停止間隔の変更によるリスク情報に与える影響がないことを確認した。 状態監視技術に係る調査結果等を踏まえ、時間基準保全適用機器の一部に対し、添付-2のとおりに状態監視技術(振動診断、潤滑油診断)を新規に導入した。	<p style="text-align: center;">添付-1</p> <p style="text-align: center;">保全の有効性評価結果について</p> <p>「保全の有効性評価実施手順書」に基づき、次のとおり有効性評価を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1412 617 2288 1623"> <thead> <tr> <th colspan="3">定期的な評価のインプット</th> <th rowspan="2">総合評価</th> </tr> <tr> <th>分類1</th> <th>分類2</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">a. 保全活動管理指標の監視結果</td> <td>①プラントレベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの</td> <td>2009.7.1~2022.1.24</td> <td rowspan="2">全てのプラントレベルの指標が目標値以下であることから、プラントレベルの保全は有効に機能していると評価し、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。</td> </tr> <tr> <td>②系統レベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの</td> <td>2009.7.1~2022.1.24</td> </tr> <tr> <td>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</td> <td>③点検手入れ前後データ、状態監視データ、運転データ</td> <td>2009.7.1~2022.1.24</td> <td>過去の点検手入れ前後データ、状態監視データおよび運転データの推移および経年劣化傾向等を基に評価した結果、改善が必要と判断した事項については、添付-2のとおりに保全計画に反映した。 また、原子炉停止間隔を変更するために、上記インプット情報等により詳細な技術評価を行い、添付-2のとおりに点検頻度を延長した。</td> </tr> <tr> <td>c. トラブルなど運転経験</td> <td>④当該プラントのトラブルおよび不適合</td> <td>2009.7.1~2022.1.24</td> <td>当該プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、添付-2のとおりに保全計画に反映した。</td> </tr> <tr> <td>d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果</td> <td>⑤当該プラントの高経年化技術評価および定期安全レビュー</td> <td>2009.7.1~2022.1.24</td> <td>当該プラントでは、高経年化技術評価を実施していない。 なお、定期安全レビューは、運用後10年(2015年12月)までに実施し、「原子炉施設における保安活動の実施状況」および「原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況」について適切に実施・反映されていることを確認した。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</td> <td>⑥社内他プラントの不適合情報</td> <td>2009.7.1~2022.1.24</td> <td rowspan="3">社内他プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、プロセスの明確化等、必要な改善が行われていることを確認した。</td> </tr> <tr> <td>⑦国内情報(NUCIA情報)</td> <td>2009.7.1~2022.1.24</td> </tr> <tr> <td>⑧海外情報</td> <td>2009.7.1~2022.1.24</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">f. リスク情報、科学的知見</td> <td>⑨NRA文書</td> <td>2009.7.1~2022.1.24</td> <td>NRA文書を踏まえ、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。</td> </tr> <tr> <td>⑩電力共同研究・技術開発</td> <td>2009.7.1~2022.1.24</td> <td>この期間において当該プラントの保全計画に反映すべきリスク情報の変更はなかった。 また、原子炉停止間隔の変更によるリスク情報に与える影響がないことを確認した。 状態監視技術に係る調査結果等を踏まえ、時間基準保全適用機器の一部に対し、添付-2のとおりに状態監視技術(振動診断、潤滑油診断)を新規に導入した。</td> </tr> </tbody> </table>	定期的な評価のインプット			総合評価	分類1	分類2	対象期間	a. 保全活動管理指標の監視結果	①プラントレベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2009.7.1~2022.1.24	全てのプラントレベルの指標が目標値以下であることから、プラントレベルの保全は有効に機能していると評価し、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。	②系統レベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2009.7.1~2022.1.24	b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績	③点検手入れ前後データ、状態監視データ、運転データ	2009.7.1~2022.1.24	過去の点検手入れ前後データ、状態監視データおよび運転データの推移および経年劣化傾向等を基に評価した結果、改善が必要と判断した事項については、添付-2のとおりに保全計画に反映した。 また、原子炉停止間隔を変更するために、上記インプット情報等により詳細な技術評価を行い、添付-2のとおりに点検頻度を延長した。	c. トラブルなど運転経験	④当該プラントのトラブルおよび不適合	2009.7.1~2022.1.24	当該プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、添付-2のとおりに保全計画に反映した。	d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果	⑤当該プラントの高経年化技術評価および定期安全レビュー	2009.7.1~2022.1.24	当該プラントでは、高経年化技術評価を実施していない。 なお、定期安全レビューは、運用後10年(2015年12月)までに実施し、「原子炉施設における保安活動の実施状況」および「原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況」について適切に実施・反映されていることを確認した。	e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ	⑥社内他プラントの不適合情報	2009.7.1~2022.1.24	社内他プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、プロセスの明確化等、必要な改善が行われていることを確認した。	⑦国内情報(NUCIA情報)	2009.7.1~2022.1.24	⑧海外情報	2009.7.1~2022.1.24	f. リスク情報、科学的知見	⑨NRA文書	2009.7.1~2022.1.24	NRA文書を踏まえ、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。	⑩電力共同研究・技術開発	2009.7.1~2022.1.24	この期間において当該プラントの保全計画に反映すべきリスク情報の変更はなかった。 また、原子炉停止間隔の変更によるリスク情報に与える影響がないことを確認した。 状態監視技術に係る調査結果等を踏まえ、時間基準保全適用機器の一部に対し、添付-2のとおりに状態監視技術(振動診断、潤滑油診断)を新規に導入した。	<p>記載の適正化 (保全の有効性評価の対象期間を反映)</p>
定期的な評価のインプット			総合評価																																																																															
分類1	分類2	対象期間																																																																																
a. 保全活動管理指標の監視結果	①プラントレベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2009.7.1~2019.4.26	全てのプラントレベルの指標が目標値以下であることから、プラントレベルの保全は有効に機能していると評価し、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。																																																																															
	②系統レベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2009.7.1~2019.4.26																																																																																
b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績	③点検手入れ前後データ、状態監視データ、運転データ	2009.7.1~2020.8.7	過去の点検手入れ前後データ、状態監視データおよび運転データの推移および経年劣化傾向等を基に評価した結果、改善が必要と判断した事項については、添付-2のとおりに保全計画に反映した。 また、原子炉停止間隔を変更するために、上記インプット情報等により詳細な技術評価を行い、添付-2のとおりに点検頻度を延長した。																																																																															
c. トラブルなど運転経験	④当該プラントのトラブルおよび不適合	2009.7.1~2019.4.26	当該プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、添付-2のとおりに保全計画に反映した。																																																																															
d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果	⑤当該プラントの高経年化技術評価および定期安全レビュー	2009.7.1~2019.4.26	当該プラントでは、高経年化技術評価を実施していない。 なお、定期安全レビューは、運用後10年(2015年12月)までに実施し、「原子炉施設における保安活動の実施状況」および「原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況」について適切に実施・反映されていることを確認した。																																																																															
e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ	⑥社内他プラントの不適合情報	2009.7.1~2019.4.26	社内他プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、プロセスの明確化等、必要な改善が行われていることを確認した。																																																																															
	⑦国内情報(NUCIA情報)	2009.7.1~2019.4.26																																																																																
	⑧海外情報	2009.7.1~2019.4.26																																																																																
f. リスク情報、科学的知見	⑨NRA文書	2009.7.1~2019.4.26	NRA文書を踏まえ、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。																																																																															
	⑩電力共同研究・技術開発	2009.7.1~2019.4.26	この期間において当該プラントの保全計画に反映すべきリスク情報の変更はなかった。 また、原子炉停止間隔の変更によるリスク情報に与える影響がないことを確認した。 状態監視技術に係る調査結果等を踏まえ、時間基準保全適用機器の一部に対し、添付-2のとおりに状態監視技術(振動診断、潤滑油診断)を新規に導入した。																																																																															
定期的な評価のインプット			総合評価																																																																															
分類1	分類2	対象期間																																																																																
a. 保全活動管理指標の監視結果	①プラントレベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2009.7.1~2022.1.24	全てのプラントレベルの指標が目標値以下であることから、プラントレベルの保全は有効に機能していると評価し、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。																																																																															
	②系統レベル 保全活動管理指標が目標値を超えたもの	2009.7.1~2022.1.24																																																																																
b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績	③点検手入れ前後データ、状態監視データ、運転データ	2009.7.1~2022.1.24	過去の点検手入れ前後データ、状態監視データおよび運転データの推移および経年劣化傾向等を基に評価した結果、改善が必要と判断した事項については、添付-2のとおりに保全計画に反映した。 また、原子炉停止間隔を変更するために、上記インプット情報等により詳細な技術評価を行い、添付-2のとおりに点検頻度を延長した。																																																																															
c. トラブルなど運転経験	④当該プラントのトラブルおよび不適合	2009.7.1~2022.1.24	当該プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、添付-2のとおりに保全計画に反映した。																																																																															
d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果	⑤当該プラントの高経年化技術評価および定期安全レビュー	2009.7.1~2022.1.24	当該プラントでは、高経年化技術評価を実施していない。 なお、定期安全レビューは、運用後10年(2015年12月)までに実施し、「原子炉施設における保安活動の実施状況」および「原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況」について適切に実施・反映されていることを確認した。																																																																															
e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ	⑥社内他プラントの不適合情報	2009.7.1~2022.1.24	社内他プラントのトラブルおよび不適合情報を基に評価した結果、プロセスの明確化等、必要な改善が行われていることを確認した。																																																																															
	⑦国内情報(NUCIA情報)	2009.7.1~2022.1.24																																																																																
	⑧海外情報	2009.7.1~2022.1.24																																																																																
f. リスク情報、科学的知見	⑨NRA文書	2009.7.1~2022.1.24	NRA文書を踏まえ、当該プラントの保全計画に反映すべき事項はなかった。																																																																															
	⑩電力共同研究・技術開発	2009.7.1~2022.1.24	この期間において当該プラントの保全計画に反映すべきリスク情報の変更はなかった。 また、原子炉停止間隔の変更によるリスク情報に与える影響がないことを確認した。 状態監視技術に係る調査結果等を踏まえ、時間基準保全適用機器の一部に対し、添付-2のとおりに状態監視技術(振動診断、潤滑油診断)を新規に導入した。																																																																															

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

1. 保全活動管理指標への反映

No.	系統・機器名	保全活動管理指標への反映内容			評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更前	変更後	インプット 情報の項目 ※	事象の概要	
-	なし	-	-	-	-	-	-

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(1/64)

変更前

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

1. 保全活動管理指標への反映

No.	系統・機器名	保全活動管理指標への反映内容			評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更前	変更後	インプット 情報の項目 ※	事象の概要	
-	なし	-	-	-	-	-	-

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(1/65)

変更後

変更理由

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 変更前	変更後			評価項目 ※※	評価内容	
1	原子炉再循環ポンプ	13M	24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(カプリングカバ-点検用パッキン、潤滑油配管用パッキン、カプリングカバ-用パッキン)は、現在26ヶ月毎の分解点検と簡易点検を交互に実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他ブランドの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・給・復水系設備検査(機械設備) ・耐震健全性検査(タービン系) ・振動診断・頻度は回転機械振動診断手順書による。
2	タービン駆動原子炉給水ポンプ	13M	24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(カプリングカバ-点検用パッキン、潤滑油配管用パッキン、カプリングカバ-用パッキン)は、現在26ヶ月毎の分解点検と簡易点検を交互に実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他ブランドの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を導入し、信頼性の向上を図る。	・給・復水系設備検査(機械設備) ・耐震健全性検査(タービン系) ・振動診断・頻度は回転機械振動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(2/64)

2. 点検計画への反映

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 変更前	変更後			評価項目 ※※	評価内容	
1	原子炉再循環ポンプ	13M	24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(カプリングカバ-点検用パッキン、潤滑油配管用パッキン、カプリングカバ-用パッキン)は、現在26ヶ月毎の分解点検と簡易点検を交互に実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他ブランドの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・原子炉再循環系機能検査 ・振動診断・頻度は回転機械振動診断手順書による。
2	タービン駆動原子炉給水ポンプ	13M	24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(カプリングカバ-点検用パッキン、潤滑油配管用パッキン、カプリングカバ-用パッキン)は、現在26ヶ月毎の分解点検と簡易点検を交互に実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他ブランドの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を導入し、信頼性の向上を図る。	・給・復水系設備検査(機械設備) ・耐震健全性検査(タービン系) ・振動診断・頻度は回転機械振動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(2/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	評価項目		
3	原子炉補機冷却海水ポンプ	分解点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/ケーシング)は、揚水管部、グランド/ハンギング、ハンギングスリーブ)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 ガスケットおよびグランド/ハンギングについては、使用条件・使用環境を考慮した他アランの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。また、ハンギングスリーブについては、外径磨耗量の評価結果から、26ヶ月以上継続使用が可能であると評価した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運用期間を考慮して設定する。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①②④	・原子炉補機冷却海水系ポンプ検査 ・非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、低圧注水系、原子炉補機冷却海水系機能検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	
4	原子炉補機冷却水系統交換器	開放点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/水室/フランジ部)、管板側水室(A)フランジ/ガスケット、管板側水室(B)フランジ/ガスケット、水室(B)マンホール用ガスケット、ガスケット/マンホール部、ヘルム部、水室(B)マンホール用ガスケット、水室(B)ヘッド部、ヘルム部)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運用期間を考慮して設定する。	①④	・原子炉補機冷却水系統器検査 ・耐震健全性検査(原子炉系)	

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 添付-2(3/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	評価項目		
3	原子炉補機冷却海水ポンプ	分解点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/ケーシング)は、揚水管部、グランド/ハンギング、ハンギングスリーブ)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 ガスケットおよびグランド/ハンギングについては、使用条件・使用環境を考慮した他アランの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。また、ハンギングスリーブについては、外径磨耗量の評価結果から、26ヶ月以上継続使用が可能であると評価した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運用期間を考慮して設定する。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①②④	・原子炉補機冷却海水系ポンプ検査 ・非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、低圧注水系、原子炉補機冷却海水系機能検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	
4	原子炉補機冷却水系統交換器	開放点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/水室/フランジ部)、管板側水室(A)フランジ/ガスケット、管板側水室(B)フランジ/ガスケット、水室(B)マンホール用ガスケット、マンホール部、ヘルム部)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運用期間を考慮して設定する。	①④	・原子炉補機冷却水系統器検査 ・耐震健全性検査(原子炉系)	

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 添付-2(3/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの評価項目※	
5	復水器	開放点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止期間に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/ボルト/ワッセルマン/ボール用、排水室/マンホール用、フッソ/ジュボックス/マンホール用、水室/マンホール用、水室換気/座用)は、現在13ヶ月毎に点検されているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機および他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・蒸気タービン開放検査 ・耐震健全性検査(タービン系)
6	原子炉再循環ポンプ用電動機	部品取替 (潤滑油補給)	13M 24M	③	原子炉停止期間に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(軸受/潤滑油)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 過去の点検実績から、潤滑油を26ヶ月毎に補給しても管理値の範囲で推移し、十分な運転裕度を有することを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①②	・原子炉再循環系機能検査 ・耐震健全性検査(電気設備) ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(4/65)

※点検頻度の変更に適用した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究結果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの評価項目※	
5	復水器	開放点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止期間に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/ボルト/ワッセルマン/ボール用、排水室/マンホール用、フッソ/ジュボックス/マンホール用、水室/マンホール用、水室換気/座用)は、現在13ヶ月毎に点検されているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機および他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・蒸気タービン開放検査 ・耐震健全性検査(タービン系)
6	原子炉再循環ポンプ用電動機	部品取替 (潤滑油補給)	13M 24M	③	原子炉停止期間に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(軸受/潤滑油)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 過去の点検実績から、潤滑油を26ヶ月毎に補給しても管理値の範囲で推移し、十分な運転裕度を有することを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①②	・原子炉再循環系機能検査 ・耐震健全性検査(電気設備) ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(4/65)

※点検頻度の変更に適用した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究結果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	点検計画の 変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
7	原子炉圧力容器	開放点検 (Oリング取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 Oリングに使用されているインコネル718については、高温領域(540～600℃程度)において、供用開始後から応力緩和が進行するが、時間の経過とともにその進行の程度は緩やかになること、また、温度が低ければ緩和の程度は小さくなることとの知見がある。BWRプラントでは540℃よりも十分低い温度(約290℃)であることから、応力緩和は時間経過してもほとんど進行しないと考えられる。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、最長25.5ヶ月の使用実績、および東通原子力発電所第1号機において24ヶ月程度の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、26ヶ月以上継続使用が可能であると評価した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。	①③	・クラス1機器供用期間中検査
8	ドライウェル主フランジ	開放点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(主フランジ用ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、研究成果等による評価から、性能劣化に影響を与える要因と考えられる主フランジ用ガスケットのゴムの5年経過しても安定した特性結果が得られていることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運用期間を考慮して設定する。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①③	・原子炉格納容器全体漏えい率検査

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(5/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	点検計画の 変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
7	原子炉圧力容器	開放点検 (Oリング取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 Oリングに使用されているインコネル718については、高温領域(540～600℃程度)において、供用開始後から応力緩和が進行するが、時間の経過とともにその進行の程度は緩やかになること、また、温度が低ければ緩和の程度は小さくなることとの知見がある。BWRプラントでは540℃よりも十分低い温度(約290℃)であることから、応力緩和は時間経過してもほとんど進行しないと考えられる。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、最長25.5ヶ月の使用実績、および東通原子力発電所第1号機において24ヶ月程度の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、26ヶ月以上継続使用が可能であると評価した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。	①③	・クラス1機器供用期間中検査
8	ドライウェル主フランジ	開放点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(主フランジ用ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、研究成果等による評価から、性能劣化に影響を与える要因と考えられる主フランジ用ガスケットのゴムの5年経過しても安定した特性結果が得られていることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運用期間を考慮して設定する。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①③	・原子炉格納容器全体漏えい率検査

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(5/65)

頁追加による総頁の変更

変更理由



添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更前後					
9	原子炉格納容器ハッチ(制御棒駆動機構)出入口、機器搬出入用ハッチ、遮断安全弁、搬出入口、サブレッションアセンブリ出入口、ISI用ハッチ、所員用エアロック)	開放点検(ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、研究成果等による評価から、性能劣化に影響を与える要因と考えられるサブフランジ用ガスケットのゴムは、5年経過しても安定した特性結果が得られていることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保守サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①③	・原子炉格納容器全体漏えい率検査
10	原子炉補機冷却海水系ストレーナ	開放点検(ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保守サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・耐震健全性検査(原子炉系)
11	抽気配管	開放点検(ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保守サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・蒸気タービン開放検査 ・耐震健全性検査(クベン系)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(6/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更前後					
9	原子炉格納容器ハッチ(制御棒駆動機構)出入口、機器搬出入用ハッチ、遮断安全弁、搬出入口、サブレッションアセンブリ出入口、ISI用ハッチ、所員用エアロック)	開放点検(ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、研究成果等による評価から、性能劣化に影響を与える要因と考えられるサブフランジ用ガスケットのゴムは、5年経過しても安定した特性結果が得られていることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保守サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①③	・原子炉格納容器全体漏えい率検査
10	原子炉補機冷却海水系ストレーナ	開放点検(ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保守サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・耐震健全性検査(原子炉系)
11	抽気配管	開放点検(ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保守サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・蒸気タービン開放検査 ・耐震健全性検査(クベン系)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(6/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※	
12	循環水配管	開放点検 (ハンギン取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(マンホール/ハンギン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の種類に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(点検)
13	主蒸気速がし安全弁	【弁本体】 分解点検 (ガスケット取替) 【弁駆動部】 分解点検 (オリフing取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/カバパー用、入口/出口フランジ用)、オリフing(シリンダー用)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・主蒸気速がし安全弁・安全弁機能検査 ・主蒸気速がし安全弁・速がし弁機能検査 ・主蒸気速がし安全弁分解除検査 ・自動減圧系機能検査
14	主蒸気隔離弁	【弁本体】 簡易点検 (ハンギン取替) 【弁駆動部】 分解点検 (オリフing取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギン/フランジ/パッキン)、オリフing、バルブ/ロールオーバー用)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機および他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・主蒸気隔離弁機能検査 ・主蒸気隔離弁漏えい率検査 ・主蒸気隔離弁分解除検査 ・監視機能健全性確認検査(プロセス計装)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化傾向による評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

添付-2(7/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※	
12	循環水配管	開放点検 (ハンギン取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(マンホール/ハンギン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の種類に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(点検)
13	主蒸気速がし安全弁	【弁本体】 分解点検 (ガスケット取替) 【弁駆動部】 分解点検 (オリフing取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/カバパー用、入口/出口フランジ用)、オリフing(シリンダー用)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・主蒸気速がし安全弁・安全弁機能検査 ・主蒸気速がし安全弁・速がし弁機能検査 ・主蒸気速がし安全弁分解除検査 ・自動減圧系機能検査
14	主蒸気隔離弁	【弁本体】 簡易点検 (ハンギン取替) 【弁駆動部】 分解点検 (オリフing取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギン/フランジ/パッキン)、オリフing、バルブ/ロールオーバー用)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機および他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・主蒸気隔離弁機能検査 ・主蒸気隔離弁漏えい率検査 ・主蒸気隔離弁分解除検査 ・監視機能健全性確認検査(プロセス計装)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化傾向による評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

添付-2(7/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
15	RC(Cタービン排気 ライン)逆止弁	分解点検 (ガスケット取 替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/フラグ用/フラグ用)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の種類に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(点検)
16	D/W LCWポン プポンプ吐出逆止 弁	分解点検 (ガスケット取 替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/フラグ用/フラグ用)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(点検)
17	TD-RFPニマム フロー弁	分解点検 (ガスケット取 替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボーンネット/ガスケット、ボ ンネット/ガスケット、パッキンリング、シートシールリング、ゲージシールリ ング、フラグシールリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の 点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、 継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機お よび他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があ り、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長 が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクル の実運転期間を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(点検)

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対応

添付-2(8/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
15	RC(Cタービン排気 ライン)逆止弁	分解点検 (ガスケット取 替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/フラグ用/フラグ用)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の種類に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(点検)
16	D/W LCWポン プポンプ吐出逆止 弁	分解点検 (ガスケット取 替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット/フラグ用/フラグ用)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(点検)
17	TD-RFPニマム フロー弁	分解点検 (ガスケット取 替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボーンネット/ガスケット、ボ ンネット/ガスケット、パッキンリング、シートシールリング、ゲージシールリ ング、フラグシールリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の 点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、 継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機お よび他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があ り、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長 が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクル の実運転期間を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(点検)

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(8/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
18	MD-RFPミニマム フロー弁	分報点検 (ガスケット取 替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギング、Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されていない。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機および他のフロントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。ただし、実際の点検時期については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。	①④	・構造健全性検査(定検)
19	グラント蒸気補助ボ イラー蒸気減圧弁	分報点検 (ハンギング 取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギング、ボデーガスケット、シーリングガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されていない。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。なお、当該機器は、第2回定期検査時に発生した不適合により、点検頻度を3ヶ月から13ヶ月に変更している。不適合の原因は、長期停止のため蒸気が冷やされたことで凍結成分が析出・スケール生成し、スライムに至ったものであり、それに伴って不具合は偶発事象と判断できる。よって、13ヶ月運転が26ヶ月運転になったとしても停止期間に変更がないことから、当該偶発事象は点検間隔変更に影響を与えない。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転間隔を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(定検)

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(9/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
18	MD-RFPミニマム フロー弁	分報点検 (ガスケット取 替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギング、Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されていない。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機および他のフロントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転間隔を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(定検)
19	グラント蒸気補助ボ イラー蒸気減圧弁	分報点検 (ハンギング 取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギング、ボデーガスケット、シーリングガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されていない。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。なお、当該機器は、第2回定期検査時に発生した不適合により、点検頻度を3ヶ月から13ヶ月に変更している。不適合の原因は、長期停止のため蒸気が冷やされたことで凍結成分が析出・スケール生成し、スライムに至ったものであり、それに伴って不具合は偶発事象と判断できる。よって、13ヶ月運転が26ヶ月運転になったとしても停止期間に変更がないことから、当該偶発事象は点検間隔変更に影響を与えない。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転間隔を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(定検)

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(9/65)

頁追加による総頁の変更

変更理由

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の変更 項目	点検計画の変更 変更後					
20	RSWストレートドレン弁・ベント弁 RCW熱交換器管側ドレン弁・ベント弁 RSWポンプ吐出側ドレン弁・ベント弁 RCW熱交換器海水出口管・ベント弁 RSW放水流量調整オリフィス出口管ドレン弁 RSWストレートアップローライン・ベント弁 HPCW熱交換器管側ドレン弁・ベント弁 HPSWポンプ吐出管ドレン弁 HPCW熱交換器海水入口管ドレン弁 HPCW熱交換器海水出口管ドレン弁	13M 分解点検(ハッキン取替)	24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハッキン、ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。	①④	・構造健全性検査(定検)
21	低圧タービン	13M 外観点検(ガスケット取替)	24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(低圧外部車室マフホーフル部分ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・蒸気タービン開放検査 ・総合耐性能検査 ・断熱健全性検査(タービン系)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(10/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の変更 項目	点検計画の変更 変更後					
20	RSWストレートドレン弁・ベント弁 RCW熱交換器管側ドレン弁・ベント弁 RSWポンプ吐出側ドレン弁・ベント弁 RCW熱交換器海水出口管・ベント弁 RSW放水流量調整オリフィス出口管ドレン弁 RSWストレートアップローライン・ベント弁 HPCW熱交換器管側ドレン弁・ベント弁 HPSWポンプ吐出管ドレン弁 HPCW熱交換器海水入口管ドレン弁 HPCW熱交換器海水出口管ドレン弁	13M 分解点検(ハッキン取替)	24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハッキン、ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(定検)
21	低圧タービン	13M 外観点検(ガスケット取替)	24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(低圧外部車室マフホーフル部分ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・蒸気タービン開放検査 ・総合耐性能検査 ・断熱健全性検査(タービン系)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(10/66)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
22	主蒸気止め弁	分解点検 (フランクハウ キョウ取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(フランクハウキョウ、ガスケット[上蓋・案内片下部用]、案内片下部用)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・蒸気タービン開放検査 ・監視機能健全性確認検査(プロセス計装)
23	油清浄機	開放点検 (フランクハウ キョウ取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(上蓋用ハウキョウ)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(定検)
24	タービンハウジング弁	分解点検 (フランクハウ キョウ取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(フランクハウキョウ、ガスケット[弁ふた用])は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・主要制御系およびタービンハウジング弁機能検査 ・構造健全性検査(定検)

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(11/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
22	主蒸気止め弁	分解点検 (フランクハウ キョウ取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(フランクハウキョウ、ガスケット[上蓋・案内片下部用]、案内片下部用)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・蒸気タービン開放検査 ・監視機能健全性確認検査(プロセス計装)
23	油清浄機	開放点検 (フランクハウ キョウ取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(フランクハウキョウ)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・構造健全性検査(定検)
24	タービンハウジング弁	分解点検 (フランクハウ キョウ取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(フランクハウキョウ、ガスケット[弁ふた用])は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・主要制御系およびタービンハウジング弁機能検査 ・構造健全性検査(定検)

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(11/63)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
25	非常用ガス処理系 空気乾燥装置	開放点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在1ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・耐震健全性検査(原子炉系)
26	非常用ガス処理系 フィルタ装置	開放点検 (ガスケット取替)	1C 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在1ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・耐震健全性検査(原子炉系)
27	非常用ディーゼル 機関付動弁注油タ ンク	簡易点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在1ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・非常用予備発電装置検査(機械設備・非常用ディーゼル機関)

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(12.164)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
25	非常用ガス処理系 空気乾燥装置	開放点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在1ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・耐震健全性検査(原子炉系)
26	非常用ガス処理系 フィルタ装置	開放点検 (ガスケット取替)	1C 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在1ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・耐震健全性検査(原子炉系)
27	非常用ディーゼル 機関付動弁注油タ ンク	簡易点検 (ガスケット取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在1ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・非常用予備発電装置検査(機械設備・非常用ディーゼル機関)

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(12.163)

頁追加による総頁の変更





添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
31	非常用ディーゼル機関動弁注油フィルタ	開放点検 (ハッキン取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハッキン、オリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・非常用予備発電装置検査(機械設備・非常用ディーゼル機関)
32	非常用ディーゼル機関動弁注油タンクストレーナ	開放点検 (オリング取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング、ハッキン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・非常用予備発電装置検査(機械設備・非常用ディーゼル機関)
33	非常用ディーゼル機関潤滑油フィルタ 高圧炉心スプレイス系ディーゼル機関付潤滑油フィルタ	開放点検 (オリング取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・非常用予備発電装置検査(機械設備・非常用ディーゼル機関) ・非常用予備発電装置検査(機械設備・高圧炉心スプレイス系ディーゼル機関) ・潤滑健全性検査(タービン系)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(14/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
31	非常用ディーゼル機関動弁注油フィルタ	開放点検 (ハッキン取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハッキン、オリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・非常用予備発電装置検査(機械設備・非常用ディーゼル機関)
32	非常用ディーゼル機関動弁注油タンクストレーナ	開放点検 (オリング取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング、ハッキン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・非常用予備発電装置検査(機械設備・非常用ディーゼル機関)
33	非常用ディーゼル機関潤滑油フィルタ 高圧炉心スプレイス系ディーゼル機関付潤滑油フィルタ	開放点検 (オリング取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・非常用予備発電装置検査(機械設備・非常用ディーゼル機関) ・非常用予備発電装置検査(機械設備・高圧炉心スプレイス系ディーゼル機関) ・潤滑健全性検査(タービン系)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(14/63)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
34	非常用ディーゼル機関始動用空気Y型ストレーナ 高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ	開放点検(ガスケット取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット、Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	・非常用予備発電装置検査(機械設備:非常用ディーゼル機関) ・非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ)
35	高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ	簡易点検(ハンギン取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(クランク室ドアハンギン、始動弁本体用J-Oリング、始動空気分配弁J-Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	・非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ、低圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ、低圧炉心スプレイスターバイパス用冷却水系統機能検査 ・高圧炉心スプレイスターバイパス用冷却水系統機能検査 ・高圧炉心スプレイスターバイパス用冷却水系統機能検査 ・非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ) ・非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ)
36	高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ	簡易点検(ハンギン取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(タービン入口ケースENカバハンギン、コンプレッサ出口ケースENカバハンギン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	・非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ)

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
添付-2(15.164)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
34	非常用ディーゼル機関始動用空気Y型ストレーナ 高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ	開放点検(ガスケット取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット、Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	・非常用予備発電装置検査(機械設備:非常用ディーゼル機関) ・非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ)
35	高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ	簡易点検(ハンギン取替他)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(クランク室ドアハンギン、始動弁本体用J-Oリング、始動空気分配弁J-Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	・非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ、低圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ、低圧炉心スプレイスターバイパス用冷却水系統機能検査 ・高圧炉心スプレイスターバイパス用冷却水系統機能検査 ・非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ) ・非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ)
36	高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ	簡易点検(ハンギン取替)	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検頻度変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(タービン入口ケースENカバハンギン、コンプレッサ出口ケースENカバハンギン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であると評価した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	・非常用予備発電装置検査(機械設備:高圧炉心スプレイスターバイパス用空気Y型ストレーナ)

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
添付-2(15.163)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
37	計測制御系統設備	特性試験 部品取替	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検実績変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該設備の点検頻度を決定する主要部位(圧力伝送器、流量検出器、位置検出器、信号変換処理部、記録計、指示計、位置検出器)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績、劣化トレンド、研究成果等および類似機器の使用実績による評価から、継続使用が可能であると評価した。 なお、当該設備の劣化トレンドによる評価において、一部の安全保護系計器等については、ドリフト評価結果に基づきセッティング値を見直すことにより、要求される機能に影響がないことを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①②③④	・安全保護系設定値確認検査 (プロセス計装)等
38	制御棒駆動機構	分解点検	91M 130M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および研究成果等を基に、詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボール、シールリング、コレットシート、バックアップリング、オリング)は、現在91ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、研究成果等による評価から、当該機器の点検頻度を130ヶ月に延長できることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、130ヶ月への延長が可能であると評価した。	①③	・制御棒駆動水圧系機能検査 ・制御棒駆動機構分解検査 ・制御棒駆動機構機能検査
39	PLRボンプハブージ ライン流量調整器	分解点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング)本体、弁棒ガイド、プラント、バックアップリング、オリング、シール、オリング(弁座部、ガイド部)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 なお、当該設備の劣化トレンドによる評価において、一部の安全保護系計器等については、ドリフト評価結果に基づきセッティング値を見直すことにより、要求される機能に影響がないことを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①	-

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(16/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
37	計測制御系統設備	特性試験 部品取替	13M 24M	③	原子炉停止間隔に影響する点検であるため、点検実績変更にあたり、詳細な技術評価を実施した。	当該設備の点検頻度を決定する主要部位(圧力伝送器、流量検出器、位置検出器、信号変換処理部、記録計、指示計、位置検出器)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績、劣化トレンド、研究成果等および類似機器の使用実績による評価から、継続使用が可能であると評価した。 なお、当該設備の劣化トレンドによる評価において、一部の安全保護系計器等については、ドリフト評価結果に基づきセッティング値を見直すことにより、要求される機能に影響がないことを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①②③④	・安全保護系設定値確認検査 (プロセス計装)等
38	制御棒駆動機構	分解点検	91M 130M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および研究成果等を基に、詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボール、シールリング、コレットシート、バックアップリング、オリング)は、現在91ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、研究成果等による評価から、当該機器の点検頻度を130ヶ月に延長できることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、130ヶ月への延長が可能であると評価した。	①③	・制御棒駆動水圧系機能検査 ・制御棒駆動機構分解検査 ・制御棒駆動機構機能検査
39	PLRボンプハブージ ライン流量調整器	分解点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング)本体、弁棒ガイド、プラント(バックアップリング、オリング、シール、オリング(弁座部、ガイド部))は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、研究成果等による評価から、当該機器の点検頻度を130ヶ月に延長できることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①	-

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(16/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	点検計画の 変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
40	制御機駆動水ポンプ	簡易点検	13M	③	当該機器の点検頻度を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(メカニカルシール、シーリング、Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・制御機駆動機機機性能検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・潤滑油診断:頻度は潤滑油診断手順書による。
41	CRDポンプ吸込配管ストレーナ	開放点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
42	CRDポンプミニマムフロー弁	分解点検	13M	③	当該機器の点検頻度を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バスケット、ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
43	CRD流量調節弁	分解点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(17/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	点検計画の 変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
40	制御機駆動水ポンプ	簡易点検	13M	③	当該機器の点検頻度を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(メカニカルシール、シーリング、Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・制御機駆動機機機性能検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・潤滑油診断:頻度は潤滑油診断手順書による。
41	CRDポンプ吸込配管ストレーナ	開放点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
42	CRDポンプミニマムフロー弁	分解点検	13M	③	当該機器の点検頻度を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バスケット、ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
43	CRD流量調節弁	分解点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(17/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更後					
44	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機	簡易点検	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット、Oリング、潤滑油ストレーナ、潤滑油ドライヤ)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①	・耐震健全性検査(原子炉系)
45	HPIN非常用フィルタ	開放点検	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①	-
46	高圧炉心スプレイトレナ補機冷却海水系	開放点検	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・耐震健全性検査(原子炉系)
47	HPWSストレーナドレン弁	分解点検	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	-

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(18/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更後					
44	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機	簡易点検	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット、Oリング、潤滑油ストレーナ、潤滑油ドライヤ)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①	・耐震健全性検査(原子炉系)
45	HPIN非常用フィルタ	開放点検	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①	-
46	高圧炉心スプレイトレナ補機冷却海水系	開放点検	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・耐震健全性検査(原子炉系)
47	HPWSストレーナドレン弁	分解点検	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	-

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(18/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
48	HPSWストレーナ ベント弁	分解点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギン、ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合が発生して、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④
49	第3軸受給油ダブルストレーナ	開放点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④
50	第4, 5軸受給油ダブルストレーナ	開放点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④
51	第6, 7軸受給油ダブルストレーナ	開放点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替作業の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(19/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
48	HPSWストレーナ ベント弁	分解点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギン、ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合が発生して、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④
49	第3軸受給油ダブルストレーナ	開放点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④
50	第4, 5軸受給油ダブルストレーナ	開放点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④
51	第6, 7軸受給油ダブルストレーナ	開放点検	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替作業の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(19/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
52	第8、9軸受給油ダブルストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更により、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オイル)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
53	第10軸受給油ダブルストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オイル)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
54	タービン側密封油H型ダブルストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オイル)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
55	コネクタ側密封油H型ダブルストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オイル)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (20/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
52	第8、9軸受給油ダブルストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更により、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オイル)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
53	第10軸受給油ダブルストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オイル)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
54	タービン側密封油H型ダブルストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オイル)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
55	コネクタ側密封油H型ダブルストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オイル)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (20/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
56	発電機入口ストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
57	非常用ディーゼル機関潤滑油サンプルタンクバケットストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット[ハンドホール部])は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
58	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ入口ストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
59	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ出口フィルタ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成績による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (21/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
56	発電機入口ストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
57	非常用ディーゼル機関潤滑油サンプルタンクバケットストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット[ハンドホール部])は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
58	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ入口ストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
59	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ出口フィルタ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成績による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (21/65)

頁追加による総頁の変更



添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容		
60	非常用ディーゼル機関燃料油フィルタ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベンキョウ蓋部、空気栓部)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機および他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・前年度健全性検査(タベン系)
61	非常用ディーゼル機関燃料ポンプY型ストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	-
62	高圧炉心スプレイスターター燃料ポンプY型ストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	-
63	高圧炉心スプレイスターター燃料ポンプY型ストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	-

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成績による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (22/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容		
60	非常用ディーゼル機関燃料油フィルタ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベンキョウ蓋部、空気栓部)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機および他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	・前年度健全性検査(タベン系)
61	非常用ディーゼル機関燃料ポンプY型ストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	-
62	高圧炉心スプレイスターター燃料ポンプY型ストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	-
63	高圧炉心スプレイスターター燃料ポンプY型ストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④	-

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成績による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (22/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
64	高圧炉心スプレイ 系ディーゼル機関 燃料油フィルタ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パンキーン蓋部)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機および他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
65	高圧炉心スプレイ 系ディーゼル機関 燃料ドレンポンプY 型ストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パンキーン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
66	主油ポンプ増速機 入口ストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パンキーン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
67	第1軸受給油オリ フィスストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パンキーン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替時期の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (23/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
64	高圧炉心スプレイ 系ディーゼル機関 燃料油フィルタ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パンキーン蓋部)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機および他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
65	高圧炉心スプレイ 系ディーゼル機関 燃料ドレンポンプY 型ストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パンキーン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
66	主油ポンプ増速機 入口ストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パンキーン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
67	第1軸受給油オリ フィスストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パンキーン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (23/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容		
68	第2軸受給油オリ フィスストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更により、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
69	第3軸受給油オリ フィスストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
70	第4軸受給油オリ フィスストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
71	第5軸受給油オリ フィスストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (24/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容		
68	第2軸受給油オリ フィスストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更により、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
69	第3軸受給油オリ フィスストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
70	第4軸受給油オリ フィスストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
71	第5軸受給油オリ フィスストレーナ	開放点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (24/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
72	第6軸受給油オリ フィズストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	
73	第7軸受給油オリ フィズストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	
74	第8軸受給油オリ フィズストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	
75	第9軸受給油オリ フィズストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (25/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
72	第6軸受給油オリ フィズストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	
73	第7軸受給油オリ フィズストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	
74	第8軸受給油オリ フィズストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	
75	第9軸受給油オリ フィズストレーナ	開放点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (25/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容		
76	第10軸受給油オリフィスストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベッキン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	蒸気タービン附属設備機能検査 ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。
77	スラスト軸受後側給油オリフィスストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベッキン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
78	スラスト軸受後側給油オリフィスストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベッキン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
79	循環水ポンプ	分解点検 簡易点検 26M —	39M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(上段水中軸受、下段水中軸受、クランクシャフト、ベッキングループ)は、現在26ヶ月毎に点検されているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①	蒸気タービン附属設備機能検査 ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (26/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容		
76	第10軸受給油オリフィスストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベッキン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	蒸気タービン附属設備機能検査 ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。
77	スラスト軸受後側給油オリフィスストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベッキン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
78	スラスト軸受後側給油オリフィスストレーナ	開放点検 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベッキン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	
79	循環水ポンプ	分解点検 簡易点検 26M —	39M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(上段水中軸受、下段水中軸受、クランクシャフト、ベッキングループ)は、現在26ヶ月毎に点検されているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①	蒸気タービン附属設備機能検査 ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (26/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前後			評価項目 ※	評価内容	
80	高圧復水ポンプ	分解点検 39M	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(分解点検:ブレーンベアリング、パッキン、簡易点検:メカニカルシール、Oリング)は、現在39ヶ月毎の分解点検と簡易点検を交互に実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、分解点検を52ヶ月へ延長することが可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断、潤滑油診断)を導入し、信頼性の向上を図る。	給・復水系設備検査(機械設備) ・耐震健全性検査(タービン系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。 ・潤滑油診断:頻度は潤滑油診断手順書による。
81	低圧復水ポンプ	分解点検 39M	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(分解点検:ベアリング【ウエ、ナカ、シタ】、簡易点検:Oリング、メカニカルシール)は、現在39ヶ月毎の分解点検と簡易点検を交互に実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、分解点検を52ヶ月へ延長することが可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を導入し、信頼性の向上を図る。	蒸気タービン附属設備機能検査 ・耐震健全性検査(タービン系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
82	タービン発電機	部品取替 (パッキン) 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
83	ライオン冷却系下部送風機用電動機	部品取替 (クリース) 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(クリース)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-

※:点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (27/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前後			評価項目 ※	評価内容	
80	高圧復水ポンプ	分解点検 39M	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(分解点検:ブレーンベアリング、パッキン、簡易点検:メカニカルシール、Oリング)は、現在39ヶ月毎の分解点検と簡易点検を交互に実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、分解点検を52ヶ月へ延長することが可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断、潤滑油診断)を導入し、信頼性の向上を図る。	給・復水系設備検査(機械設備) ・耐震健全性検査(タービン系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。 ・潤滑油診断:頻度は潤滑油診断手順書による。
81	低圧復水ポンプ	分解点検 39M	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(分解点検:ベアリング【ウエ、ナカ、シタ】、簡易点検:Oリング、メカニカルシール)は、現在39ヶ月毎の分解点検と簡易点検を交互に実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、分解点検を52ヶ月へ延長することが可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を導入し、信頼性の向上を図る。	蒸気タービン附属設備機能検査 ・耐震健全性検査(タービン系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
82	タービン発電機	部品取替 (パッキン) 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-
83	ライオン冷却系下部送風機用電動機	部品取替 (クリース) 13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(クリース)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	-

※:点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (27/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	点検計画の 変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容		
84	計測制御系統設備 特性試験 部品取替 取替	13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および劣化トレンドを基に、詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(計器の特性変化、記録計の注油等)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 劣化トレンドによる評価においては、過去の点検実績を用いて、機器重要度「高・(低)」の計器(「低」は一部計器)を対象に、特性試験の間隔を30ヶ月と想定した場合の特性変化を評価した結果、計器精度内に収まる程度のトレンドであることを確認した。また、計器精度を超えた計器については、計器の系統へ及ぼす影響を評価し問題のないこと、上述以外の機器保全重要度「低」の計器については、系統に影響を及ぼす可能性が低いことを確認した。	①②	・監視機能健全性確認検査(プロセス計装)等
85	CRD駆動水安定弁	13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(メインバルブ、プランジャー)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 劣化トレンドによる評価においては、過去の点検実績を用いて、機器重要度「高・(低)」の計器(「低」は一部計器)を対象に、特性試験の間隔を30ヶ月と想定した場合の特性変化を評価した結果、計器精度内に収まる程度のトレンドであることを確認した。また、計器精度を超えた計器については、計器の系統へ及ぼす影響を評価し問題のないこと、上述以外の機器保全重要度「低」の計器については、系統に影響を及ぼす可能性が低いことを確認した。	-	-
86	方向制御弁フィルタ	13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(Oリング、バックアップリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 劣化トレンドによる評価においては、過去の点検実績を用いて、機器重要度「高・(低)」の計器(「低」は一部計器)を対象に、特性試験の間隔を30ヶ月と想定した場合の特性変化を評価した結果、計器精度内に収まる程度のトレンドであることを確認した。また、計器精度を超えた計器については、計器の系統へ及ぼす影響を評価し問題のないこと、上述以外の機器保全重要度「低」の計器については、系統に影響を及ぼす可能性が低いことを確認した。	-	-

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (28/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	点検計画の 変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容		
84	計測制御系統設備 特性試験 部品取替 取替	13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および劣化トレンドを基に、詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(計器の特性変化、記録計の注油等)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 劣化トレンドによる評価においては、過去の点検実績を用いて、機器重要度「高・(低)」の計器(「低」は一部計器)を対象に、特性試験の間隔を30ヶ月と想定した場合の特性変化を評価した結果、計器精度内に収まる程度のトレンドであることを確認した。また、計器精度を超えた計器については、計器の系統へ及ぼす影響を評価し問題のないこと、上述以外の機器保全重要度「低」の計器については、系統に影響を及ぼす可能性が低いことを確認した。	①②	・監視機能健全性確認検査(プロセス計装)等
85	CRD駆動水安定弁	13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(メインバルブ、プランジャー)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 劣化トレンドによる評価においては、過去の点検実績を用いて、機器重要度「高・(低)」の計器(「低」は一部計器)を対象に、特性試験の間隔を30ヶ月と想定した場合の特性変化を評価した結果、計器精度内に収まる程度のトレンドであることを確認した。また、計器精度を超えた計器については、計器の系統へ及ぼす影響を評価し問題のないこと、上述以外の機器保全重要度「低」の計器については、系統に影響を及ぼす可能性が低いことを確認した。	-	-
86	方向制御弁フィルタ	13M	24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(Oリング、バックアップリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 劣化トレンドによる評価においては、過去の点検実績を用いて、機器重要度「高・(低)」の計器(「低」は一部計器)を対象に、特性試験の間隔を30ヶ月と想定した場合の特性変化を評価した結果、計器精度内に収まる程度のトレンドであることを確認した。また、計器精度を超えた計器については、計器の系統へ及ぼす影響を評価し問題のないこと、上述以外の機器保全重要度「低」の計器については、系統に影響を及ぼす可能性が低いことを確認した。	-	-

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (28/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
87	制御棟駆動水圧系 水位計測装置	特性試験	13M	1C	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および研究成果等を基に、詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(レベルスイッチ)は、「安全保護系計器のトリフト評価指針(JEAG4621-2007)」から、測定対象の水位に応じた位置に溶接で固定付けられ、水位変化に伴ってフロートが機械的に移動し、計器接点を動作させる原理であることから、計器設定は物理的な据付位置によるため、トリフトの要因はないことを確認した。	③ ・安全保護系設定値確認検査 (プロセス計装)
88	RCICタービンCV 電油変換器	分解点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に、詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット、Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④
89	燃料プール冷却浄 化系 水位計測装置	特性試験	13M	1C	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および研究成果等を基に、詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(レベルスイッチ)は、「安全保護系計器のトリフト評価指針(JEAG4621-2007)」から、測定対象の水位に応じた位置に溶接で固定付けられ、水位変化に伴ってフロートが機械的に移動し、計器接点を動作させる原理であることから、計器設定は物理的な据付位置によるため、トリフトの要因はないことを確認した。また、当該機器の点検は、性能維持のための措置を予定していない点検であり、保全サイクルに合わせた実施管理が適していることと評価した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、1サイクルへの変更が可能であると評価した。	③ ・監視機能健全性確認検査(先行定検・燃料プール冷却浄化系)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (29/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
87	制御棟駆動水圧系 水位計測装置	特性試験	13M	1C	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および研究成果等を基に、詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(レベルスイッチ)は、「安全保護系計器のトリフト評価指針(JEAG4621-2007)」から、測定対象の水位に応じた位置に溶接で固定付けられ、水位変化に伴ってフロートが機械的に移動し、計器接点を動作させる原理であることから、計器設定は物理的な据付位置によるため、トリフトの要因はないことを確認した。また、当該機器の点検は、性能維持のための措置を予定していない点検であり、保全サイクルに合わせた実施管理が適していることと評価した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、1サイクルへの変更が可能であると評価した。	③ ・安全保護系設定値確認検査 (プロセス計装)
88	RCICタービンCV 電油変換器	分解点検	13M	24M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に、詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット、Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保全サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①④
89	燃料プール冷却浄 化系 水位計測装置	特性試験	13M	1C	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および研究成果等を基に、詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検は、性能維持のための措置を予定していない点検であり、保全サイクルに合わせた実施管理が適していることと評価した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、1サイクルへの変更が可能であると評価した。	③ ・監視機能健全性確認検査(先行定検・燃料プール冷却浄化系)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (29/65)

頁追加による総頁の変更



添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更前 変更後			評価内容	4つの評価項目 ※※	
90	TD-RFPFニーマムフロー弁【弁駆動部】	分解点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に、詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ピストンパッキング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	-
91	MD-RFPF給水流量調節弁【弁駆動部】	分解点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に、詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	-
92	MD-RFPF給水流量調節弁【弁駆動部】	分解点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に、詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	-
93	欠番	-	-	-	-	-	-	No.93「タービン制御系開度検出器」は、分類3機器のためNo.37「計測制御系設備」に整理。

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(30/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更前 変更後			評価内容	4つの評価項目 ※※	
90	TD-RFPFニーマムフロー弁【弁駆動部】	分解点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に、詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ピストンパッキング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	-
91	MD-RFPF給水流量調節弁【弁駆動部】	分解点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に、詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	-
92	MD-RFPF給水流量調節弁【弁駆動部】	分解点検	13M 24M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および類似機器の使用実績を基に、詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(Oリング)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した他プラントの類似機器において、26ヶ月以上使用した実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	-
93	欠番	-	-	-	-	-	-	No.93「タービン制御系開度検出器」は、分類3機器のためNo.37「計測制御系設備」に整理。

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(30/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	評価項目		
94	計装用圧縮空気系 除塵装置除塵塔	部品取替	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(フィルタエレメント)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保守サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①	-	
95	欠番	-	-	-	-	-	-	-	No.95(ドライウェル冷却系流量計測装置)は、分類3機器のためNo.37「計測制御系統設備」に整理。 ・安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(その他)
96	格納容器内雰囲気モニタ系 濃度測定装置	特性試験	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および劣化トレンドを基に、詳細な評価を実施した。	過去の点検結果から、特性変化が認められないことから、当該機器の点検は、性能維持のための措置を予定していない点検であり、保守サイクルに合わせて実施管理が適していることと評価した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、1サイクルへの変更が可能であると評価した。	①②		
97	原子炉冷却材浄化系ポンプ	分解点検	TBM	①	回転機械振動診断手順書に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③		原子炉冷却材浄化系機能検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
98	原子炉冷却材浄化系ポンプ【電動機】	特性試験	TBM	①	回転機械振動診断手順書に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③		燃料プール冷却系浄化系機能検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
99	燃料プール冷却系ポンプ	分解点検	TBM	①	回転機械振動診断手順書に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③		燃料プール冷却系浄化系機能検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
100	燃料プール冷却系ポンプ【電動機】	分解点検	TBM	①	回転機械振動診断手順書に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③		燃料プール冷却系浄化系機能検査 ・耐震健全性検査(電気設備) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
101	低圧復水ポンプ	分解点検	TBM	①	回転機械振動診断手順書に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③		蒸気タービン附属設備機能検査 ・耐震健全性検査(タービン系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2(31/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	評価項目		
94	計装用圧縮空気系 除塵装置除塵塔	部品取替	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(フィルタエレメント)は、現在13ヶ月毎に点検しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、24ヶ月への延長が可能であると評価した。 ただし、実際の点検時期については、点検頻度および保守サイクルの実運転期間を考慮して設定する。	①	-	
95	欠番	-	-	-	-	-	-	-	No.95(ドライウェル冷却系流量計測装置)は、分類3機器のためNo.37「計測制御系統設備」に整理。 ・安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(その他)
96	格納容器内雰囲気モニタ系 濃度測定装置	特性試験	13M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績および劣化トレンドを基に、詳細な評価を実施した。	過去の点検結果から、特性変化が認められないことから、当該機器の点検は、性能維持のための措置を予定していない点検であり、保守サイクルに合わせて実施管理が適していることと評価した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、1サイクルへの変更が可能であると評価した。	①②		
97	原子炉冷却材浄化系ポンプ	分解点検	TBM	①	回転機械振動診断手順書に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③		燃料プール冷却系浄化系機能検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
98	原子炉冷却材浄化系ポンプ【電動機】	特性試験	TBM	①	回転機械振動診断手順書に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③		燃料プール冷却系浄化系機能検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
99	燃料プール冷却系ポンプ	分解点検	TBM	①	回転機械振動診断手順書に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③		燃料プール冷却系浄化系機能検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
100	燃料プール冷却系ポンプ【電動機】	分解点検	TBM	①	回転機械振動診断手順書に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③		燃料プール冷却系浄化系機能検査 ・耐震健全性検査(電気設備) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
101	低圧復水ポンプ	分解点検	TBM	①	回転機械振動診断手順書に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③		蒸気タービン附属設備機能検査 ・耐震健全性検査(タービン系) ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2(31/65)

頁追加による総頁の変更









添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更項目	変更前 変更後					
143	Hx/B海水ポンプ 至排風機	開放点検	TBM (CM)	①	「回転機械振動診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械検査 ・断手手順書による。
144	Hx/B海水ポンプ 至排風機【電動機】	分解点検	TBM (CM)	①	「回転機械振動診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(電気設備) ・振動診断: 頻度は回転機械検査 ・断手手順書による。
145	制御機駆動水ポンプ	分解点検	TBM (CM)	①	「潤滑油診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(潤滑油診断)が適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(潤滑油診断)を併用可能であると評価した。	③	・制御機駆動機構造検査 ・断手手順書による。
146	高圧復水ポンプ	分解点検	TBM (CM)	①	「潤滑油診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(潤滑油診断)が適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(潤滑油診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(タービン系) ・断手手順書による。
147	高圧復水ポンプ 【電動機】	分解点検	TBM (CM)	①	「潤滑油診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(潤滑油診断)が適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(潤滑油診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(電気設備) ・断手手順書による。
148	循環水ポンプ【電動機】	分解点検	TBM (CM)	①	「潤滑油診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(潤滑油診断)が適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(潤滑油診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(タービン系) ・断手手順書による。
149	原子炉種・タービン 区域排風機	分解点検	TBM (CM)	①	「潤滑油診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(潤滑油診断)が適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(潤滑油診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(タービン系) ・断手手順書による。
150	制御機駆動水ポンプ	分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更により、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(胴体を含む)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(潤滑油診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①	・制御機駆動機構造検査(原子炉系) ・潤滑油診断: 頻度は潤滑油診断 ・断手手順書による。
151	SLC注入電動弁	分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更により、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケットおよびパッキン)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・注水注入系機能検査 ・断手手順書による。

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対応

添付-2(36/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更項目	変更前 変更後					
143	Hx/B海水ポンプ 至排風機	開放点検	TBM (CM)	①	「回転機械振動診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械検査 ・断手手順書による。
144	Hx/B海水ポンプ 至排風機【電動機】	分解点検	TBM (CM)	①	「回転機械振動診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(振動診断)の適用可否を調査した結果、適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(振動診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(電気設備) ・振動診断: 頻度は回転機械検査 ・断手手順書による。
145	制御機駆動水ポンプ	分解点検	TBM (CM)	①	「潤滑油診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(潤滑油診断)が適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(潤滑油診断)を併用可能であると評価した。	③	・制御機駆動機構造検査 ・断手手順書による。
146	高圧復水ポンプ	分解点検	TBM (CM)	①	「潤滑油診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(潤滑油診断)が適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(潤滑油診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(タービン系) ・断手手順書による。
147	高圧復水ポンプ 【電動機】	分解点検	TBM (CM)	①	「潤滑油診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(潤滑油診断)が適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(潤滑油診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(電気設備) ・断手手順書による。
148	循環水ポンプ【電動機】	分解点検	TBM (CM)	①	「潤滑油診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(潤滑油診断)が適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(潤滑油診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(タービン系) ・断手手順書による。
149	原子炉種・タービン 区域排風機	分解点検	TBM (CM)	①	「潤滑油診断手順書」に基づき、当該機器への状態監視技術(潤滑油診断)が適用可能であることを確認した。	当該機器について、時間基準保全に状態監視技術(潤滑油診断)を併用可能であると評価した。	③	・耐震健全性検査(タービン系) ・断手手順書による。
150	制御機駆動水ポンプ	分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更により、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(胴体を含む)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(潤滑油診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①	・制御機駆動機構造検査(原子炉系) ・潤滑油診断: 頻度は潤滑油診断 ・断手手順書による。
151	SLC注入電動弁	分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更により、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケットおよびパッキン)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・注水注入系機能検査 ・断手手順書による。

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(36/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
152	PLR-VVVF冷却装置ストレーナ(冷却装置置入口側)	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
153	PLR-VVVF冷却装置ストレーナ(冷却装置置入口側)	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
154	RHR 停止時冷却線可能逆止弁均圧弁	分解点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁機能検査
155	LPCSポンプ吐出逆止弁	分解点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
156	ドライウェル低電導度廃液サンブ	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ライニング材)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
157	ドライウェル低電導度廃液サンブポン	分解点検 機能・性能試験	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ポンプおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	・液体廃棄物処理系設備検査(点検) ・耐震健全性検査(原子炉系)

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(37/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
152	PLR-VVVF冷却装置ストレーナ(冷却装置置入口側)	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
153	PLR-VVVF冷却装置ストレーナ(冷却装置置入口側)	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
154	RHR 停止時冷却装置可能逆止弁均圧弁	分解点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁機能検査
155	LPCSポンプ吐出逆止弁	分解点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
156	ドライウェル低電導度廃液サンブ	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ライニング材)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
157	ドライウェル低電導度廃液サンブポン	分解点検 機能・性能試験	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ポンプおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	・液体廃棄物処理系設備検査(点検) ・耐震健全性検査(原子炉系)

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(37/65)

頁追加による総頁の変更



添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更項目	点検計画の点検内容の変更			評価項目※※	評価内容	
158	ドラワイエル高電圧度産液サンプ	開放点検 項目 26M	変更前 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ワニング材)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
159	ドラワイエル高電圧度産液サンプポンプ	分解点検 機能・性能試験	26M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、Oリング、グランドパッキング、シートパッキン、シャフトスリーブおよびベアリング)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることと評価した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	・液体産液処理系設備検査 (定検) ・耐震健全性検査(原子炉系)
160	低電圧度産液系ろ過器	開放点検	78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(フィルタモジュール(中空糸膜))は、過去の点検実績において、中空糸膜劣化に伴って劣化傾向が確認された。 フィルタモジュール(中空糸膜)の寿命評価を実施した結果、使用開始から約5.7年程度(約68.4ヶ月)でフィルタエレメントの交換が必要なることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	・耐震健全性検査(タービン系)
161	高圧復水ポンプ油タンク	開放点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(シートパッキン)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、高圧復水ポンプ油タンク(A)(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、高圧復水ポンプ油タンク(C)については、高圧復水ポンプ油タンク(A)(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	・耐震健全性検査(タービン系)
162	MD-RFP油タンク	開放点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ゴムパッキン)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、MD-RFP油タンク(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、MD-RFP油タンク(A)については、MD-RFP油タンク(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	・耐震健全性検査(タービン系)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対応

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更項目	点検計画の点検内容の変更			評価項目※※	評価内容	
158	ドラワイエル高電圧度産液サンプ	開放点検 項目 26M	変更前 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ワニング材)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
159	ドラワイエル高電圧度産液サンプポンプ	分解点検 機能・性能試験	26M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、Oリング、グランドパッキング、シートパッキン、シャフトスリーブおよびベアリング)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、MD-RFP油タンク(A)については、MD-RFP油タンク(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	・液体産液処理系設備検査 (定検) ・耐震健全性検査(原子炉系)
160	低電圧度産液系ろ過器	開放点検	78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(フィルタモジュール(中空糸膜))は、過去の点検実績において、中空糸膜劣化に伴って劣化傾向が確認された。 フィルタモジュール(中空糸膜)の寿命評価を実施した結果、使用開始から約5.7年程度(約68.4ヶ月)でフィルタエレメントの交換が必要なることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	・耐震健全性検査(タービン系)
161	高圧復水ポンプ油タンク	開放点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(シートパッキン)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、高圧復水ポンプ油タンク(A)(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、高圧復水ポンプ油タンク(C)については、高圧復水ポンプ油タンク(A)(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	・耐震健全性検査(タービン系)
162	MD-RFP油タンク	開放点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ゴムパッキン)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、MD-RFP油タンク(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、MD-RFP油タンク(A)については、MD-RFP油タンク(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	・耐震健全性検査(タービン系)

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (38/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更前後			評価内容	4つの評価項目※※	
163	電動機駆動原子炉給水ポンプ	分解点検 簡易点検	分解点検: 52M 簡易点検: 26M	③	当該機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット(クレーンシヤカバ、ガスケット(軸受カバー)およびOリング)は、現在52ヶ月毎および26ヶ月毎に点検を実施しているが、電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、電動機駆動原子炉給水ポンプ(A)については、原子炉給水ポンプ(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月および93ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・給・復水系設備検査(機械設備) ・前年度健全性検査(タービン系)
164	TD-RFP吐出弁	分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
165	MD-RFP給水流量調節弁後弁	分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
166	高圧第1給水加熱器給水入口弁	分解点検	26M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
167	原子炉給水再循環弁	分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	-

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対応

添付-2(39/64)

変更後

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		項目	変更前後			評価内容	4つの評価項目※※	
163	電動機駆動原子炉給水ポンプ	分解点検: 65M 簡易点検: 39M	分解点検: 65M 簡易点検: 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット(クレーンシヤカバ)、ガスケット(軸受カバー)およびOリング)は、現在52ヶ月毎および26ヶ月毎に点検を実施しているが、電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、電動機駆動原子炉給水ポンプ(A)については、原子炉給水ポンプ(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月および93ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・給・復水系設備検査(機械設備) ・前年度健全性検査(タービン系)
164	TD-RFP吐出弁	分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
165	MD-RFP給水流量調節弁後弁	分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
166	高圧第1給水加熱器給水入口弁	分解点検	26M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
167	原子炉給水再循環弁	分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	-

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(39/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保安方式または点検内容の変更 項目	点検計画の 変更前					
168	湿分分離器シリンク水位調節弁	39M 分解点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギング、ポデーガスケット、シートリングガスケット、インナーシートリング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、湿分分離器(B)ドレンタンク水位調節弁の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、湿分分離器(A)ドレンタンク水位調節弁については、湿分分離器(B)ドレンタンク水位調節弁と同様にあり、過去の点検において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	
169	給水加熱器シリンク系の弁一式	39M 分解点検	39M～ 52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギングガスケット、シートリングガスケット、インナーシートリング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、劣化に起因する不具合は確認されていないが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、シリンク系蒸気排風機(A)については、シリンク系蒸気排風機(B)については、グラント蒸気排風機(A)と同様にあり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	
170	グラント蒸気排風機	39M 分解点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、グラント蒸気排風機(A)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・顕微鏡全生検査(クーベン系)
171	RFP-T補助油タンク	26M 開放点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(本体)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	
172	缸大槽	52M 開放点検	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(40/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保安方式または点検内容の変更 項目	点検計画の 変更前					
168	湿分分離器シリンク水位調節弁	39M 分解点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギング、ポデーガスケット、シートリングガスケット、インナーシートリング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、湿分分離器(B)ドレンタンク水位調節弁の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、湿分分離器(A)ドレンタンク水位調節弁については、湿分分離器(B)ドレンタンク水位調節弁と同様にあり、過去の点検において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	
169	給水加熱器シリンク系の弁一式	39M 分解点検	39M～ 52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギングガスケット、シートリングガスケット、インナーシートリング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、劣化に起因する不具合は確認されていないが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、シリンク系蒸気排風機(A)については、シリンク系蒸気排風機(B)については、グラント蒸気排風機(A)と同様にあり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	
170	グラント蒸気排風機	39M 分解点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、グラント蒸気排風機(A)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・顕微鏡全生検査(クーベン系)
171	RFP-T補助油タンク	26M 開放点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(本体)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	
172	缸大槽	52M 開放点検	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(40/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)		
		点検計画の変更				評価項目 ※※				
		項目	変更前 変更後							
173	空気抽出槽	開放点検	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在5ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	4つの評価項目 ※※	
174	主密封油ポンプ	分解点検	26M	39M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(玉軸受、メカニカルシール、オイルシールおよびOリング)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	①	
175	排ガス真空ポンプ	分解点検 機能・性能試験	26M	39M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(玉軸受、グランドハブキーンおよびOリング)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	①	・気体廃棄物処理系設備検査 ・耐震健全性検査(クービン系)
176	純水移送ポンプ	分解点検	39M	52M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、シートパッキン、メカニカルシールおよびOリング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	①	①
177	復水移送ポンプ	分解点検 機能・性能試験	39M	52M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、シートパッキン、メカニカルシールおよびOリング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	①	・燃料プール補給水系統設備検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断・積層圧回機械検査 ・動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成車による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(41/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)		
		点検計画の変更				評価項目 ※※				
		項目	変更前 変更後							
173	空気抽出槽	開放点検	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在5ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	4つの評価項目 ※※	
174	主密封油ポンプ	分解点検	26M	39M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(玉軸受、メカニカルシール、オイルシールおよびOリング)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	①	①
175	排ガス真空ポンプ	分解点検 機能・性能試験	26M	39M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(玉軸受、グランドハブキーンおよびOリング)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	①	・気体廃棄物処理系設備検査 ・耐震健全性検査(クービン系)
176	純水移送ポンプ	分解点検	39M	52M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、シートパッキン、メカニカルシールおよびOリング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	①	①
177	復水移送ポンプ	分解点検 機能・性能試験	39M	52M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、シートパッキン、メカニカルシールおよびOリング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。	①	①	・燃料プール補給水系統設備検査 ・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断・積層圧回機械検査 ・動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成車による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(41/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			4つの 評価項目 ※※	評価内容	
178	HECW冷水ポンプ 吐出逆止弁	分解点検 26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
179	RCWポンプ吐出逆 止弁	分解点検 26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
180	高圧炉心スプレ イ 機 器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(管板側水室(A)フランジガスケット、管板側水室(B)フランジガスケットおよび水室側水室(A)フランジガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・高圧炉心スプレイ補機冷却水 系系器検査 ・耐震健全性検査(原子炉系)
181	高圧炉心スプレ イ 補 機 冷 却 機 器 ポ ン プ	分解点検 26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット、オリフingおよびシフトバルブ)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	・高圧炉心スプレイ補機冷却水 系ポンプ検査 ・非常用ディーゼル発電機、高 圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機、高圧炉心スプレイ系、低 圧炉心スプレイ系、低圧注水 系、原子炉補機冷却水系機能 検査 ・振動診断:頻度は回転機械振 動診断手順書による。
182	補助ボイラー-蒸気 ため 止 止 弁	開放点検 漏えい試験 26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンドホールカバー用ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	・補助ボイラー(A)設備検査(機 械設備) ・補助ボイラー(B)設備検査(機 械設備)

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究結果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(42/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			4つの 評価項目 ※※	評価内容	
178	HECW冷水ポンプ 吐出逆止弁	分解点検 26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
179	RCWポンプ吐出逆 止弁	分解点検 26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
180	高圧炉心スプレ イ 補 機 冷 却 機 器 換 機 器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(管板側水室(A)フランジガスケット、管板側水室(B)フランジガスケットおよび水室側水室(A)フランジガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・高圧炉心スプレイ補機冷却水 系系器検査 ・耐震健全性検査(原子炉系)
181	高圧炉心スプレ イ 補 機 冷 却 機 器 ポ ン プ	分解点検 26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンドホールカバー用ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	・高圧炉心スプレイ補機冷却水 系ポンプ検査 ・非常用ディーゼル発電機、高 圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機、高圧炉心スプレイ系、低 圧炉心スプレイ系、低圧注水 系、原子炉補機冷却水系機能 検査 ・振動診断:頻度は回転機械振 動診断手順書による。
182	補助ボイラー-蒸気 ため 止 止 弁	開放点検 漏えい試験 26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンドホールカバー用ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	・補助ボイラー(A)設備検査(機 械設備) ・補助ボイラー(B)設備検査(機 械設備)

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究結果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(42/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			4つの 評価項目 ※※	評価内容	
183	補助ボイラー給水ドレンタンク	開放点検 漏えい試験	26M	39M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(マンホールハット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	① 補助ボイラー(A)設備検査(機械設備) 補助ボイラー(B)設備検査(機械設備)
184	重油遮断弁(2)【弁本体】	分解点検	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、重油遮断弁(2)【A】については、重油遮断弁(2)【B】と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。	① 補助ボイラー(A)負荷検査(電気設備) 補助ボイラー(B)負荷検査(電気設備)
185	主蒸気止弁	分解点検 漏えい試験 機能・性能試験	26M	39M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	① 補助ボイラー(A)設備検査(機械設備) 補助ボイラー(B)設備検査(機械設備)
186	復水回収装置フッシユタンク	開放点検	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	-
187	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ	分解点検	39M	52M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(メカニカルシール、Oリングおよびピストンリング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(A)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(B)については、非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(A)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。	-

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究結果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対応

添付-2(43/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			4つの 評価項目 ※※	評価内容	
183	補助ボイラー給水ドレンタンク	開放点検 漏えい試験	26M	39M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(マンホールハット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	① 補助ボイラー(A)設備検査(機械設備) 補助ボイラー(B)設備検査(機械設備)
184	重油遮断弁(2)【弁本体】	分解点検	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、重油遮断弁(2)【A】については、重油遮断弁(2)【B】と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。	① 補助ボイラー(A)負荷検査(電気設備) 補助ボイラー(B)負荷検査(電気設備)
185	主蒸気止弁	分解点検 漏えい試験 機能・性能試験	26M	39M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	① 補助ボイラー(A)設備検査(機械設備) 補助ボイラー(B)設備検査(機械設備)
186	復水回収装置フッシユタンク	開放点検	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	-
187	非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ	分解点検	39M	52M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	③	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(メカニカルシール、Oリングおよびピストンリング)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(A)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(B)については、非常用ディーゼル機関燃料移送ポンプ(A)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。	-

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究結果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(43/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検項目	変更前	変更後			4つの評価項目※※	評価内容	
188	非常用ディーゼル機関付動弁注油タンク	開放点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(ガスケット(下側用)およびガスケット(後面ホールド用))は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されているが、過去の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査
189	ハージ用空気供給側隔離弁	分解点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(パッキン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査
190	D/Wハージ用入口隔離弁	分解点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(パッキン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査
191	S/Cハージ用入口隔離弁	分解点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(パッキン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査
192	補給用窒素ガス供給側第二隔離弁	分解点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査
193	D/W補給用窒素ガス供給側第一隔離弁	分解点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対峙

添付-2(44/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検項目	変更前	変更後			4つの評価項目※※	評価内容	
188	非常用ディーゼル機関付動弁注油タンク	開放点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(ガスケット(下側用)およびガスケット(後面ホールド用))は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されているが、過去の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査
189	ハージ用空気供給側隔離弁	分解点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(パッキン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査
190	D/Wハージ用入口隔離弁	分解点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(パッキン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査
191	S/Cハージ用入口隔離弁	分解点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(パッキン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査
192	補給用窒素ガス供給側第二隔離弁	分解点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査
193	D/W補給用窒素ガス供給側第一隔離弁	分解点検	26M	39M	③	当該機器の点検履歴を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検履歴を決定する主要部位(パッキンおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	原子炉格納容器隔離弁分解検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器全体漏えい率検査

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対峙

添付-2(44/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
194	S/C補給用窒素ガス供給用第一階配管	26M 分解点検	39M 変更後	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
195	ハージ用窒素ガス供給用第二階配管	26M 分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
196	D/Wベント用出口隔離弁	26M 分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
197	ベント用SGT5側隔離弁	26M 分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
198	ベント用IVAC側隔離弁	26M 分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
199	S/Cベント用出口隔離弁	26M 分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対峙

添付-2 (45/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
194	S/C補給用窒素ガス供給用第一階配管	26M 分解点検	39M 変更後	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
195	ハージ用窒素ガス供給用第二階配管	26M 分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
196	D/Wベント用出口隔離弁	26M 分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
197	ベント用SGT5側隔離弁	26M 分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
198	ベント用HVAC側隔離弁	26M 分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
199	S/Cベント用出口隔離弁	26M 分解点検	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハツペン、Oリングおよび弁座)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	①	・原子炉格納容器隔離弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対峙

添付-2 (45/65)

頁追加による総頁の変更

変更理由



添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
200	格納容器外真空調 解点検 がし隔離弁	26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギン、オリフおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることと評価した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	・原子炉格納容器隔離弁分解検査
201	FCS 入口隔離弁	39M	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギンおよびガスケット)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることと評価した。	・可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
202	FCS 出口隔離弁	39M	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギンおよびガスケット)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることと評価した。	・可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
203	CRDポンプ真空調 機、原子炉棟MST ンネル真空調機	26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(羽根)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、CRDポンプ真空調機の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることと評価した。 また、原子炉棟MSTンネル真空調機については、CRDポンプ真空調機と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・振動診断: 測定は回転機械振動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(46/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
200	格納容器外真空調 解点検 がし隔離弁	26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギン、オリフおよびガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることと評価した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	・原子炉格納容器隔離弁分解検査
201	FCS 入口隔離弁	39M	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギンおよびガスケット)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることと評価した。	・可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
202	FCS 出口隔離弁	39M	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ハンギンおよびガスケット)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることと評価した。	・可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査 ・原子炉格納容器隔離弁機能検査 ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
203	CRDポンプ真空調 機、原子炉棟MST ンネル真空調機	26M	39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(羽根)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、CRDポンプ真空調機の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることと評価した。 また、原子炉棟MSTンネル真空調機については、CRDポンプ真空調機と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・振動診断: 測定は回転機械振動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
①点検および取替結果の評価  
②劣化トレンドによる評価  
③研究成果による評価  
④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(46/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
204	CAMS空室調機、 PCSS空室調機、H 機、LPCS空室調 機、RHR空室 調機、SGT S空室調機	開放点検 52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(印刷機)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、RHRポンプ(A)空室調機の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、その他の機器については、RHRポンプ(A)空室調機と型式が異なり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことから、当該機器の点検頻度については、延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を実施している機器については、継続実施し、信頼性の向上を図る。	・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械検査 ・動診断手順書による。
205	原子炉補機空室送風機、原子炉補機空室排風機	開放点検 52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(点検用バルブ)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、原子炉補機(A)空室調機(A)、原子炉補機(B)空室調機(B)、原子炉補機(A)空室調機(A)、原子炉補機(B)空室調機(B)、原子炉補機(HPCS)空室調機(B)および原子炉補機(HPCS)空室調機(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、その他の機器については、原子炉補機(A)等と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されていないことから、当該機器の点検頻度については、延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を実施している機器については、継続実施し、信頼性の向上を図る。	・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械検査 ・動診断手順書による。
206	原子炉補機・タービン区暖送風機	開放点検 52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(点検用バルブ)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、原子炉補機・タービン区暖送風機(A)(D)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、原子炉補機・タービン区暖送風機(B)(C)については、原子炉補機・タービン区暖送風機(A)(D)と同じ型式であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	・非常用ガス処理系機能検査 ・換気空調系機能検査

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取扱替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(47/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価項目 ※※	評価内容	
204	CAMS空室調機、 PCSS空室調機、H 機、LPCS空室調 機、RHRポンプ 空室調機、SGT S空室調機	開放点検 52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(印刷機)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、RHRポンプ(A)空室調機の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、その他の機器については、RHRポンプ(A)空室調機と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を実施している機器については、継続実施し、信頼性の向上を図る。	・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械検査 ・動診断手順書による。
205	原子炉補機空室送風機、原子炉補機空室排風機	開放点検 52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(点検用バルブ)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、原子炉補機(A)空室調機(A)、原子炉補機(B)空室調機(B)、原子炉補機(A)空室調機(A)、原子炉補機(B)空室調機(B)、原子炉補機(HPCS)空室調機(B)および原子炉補機(HPCS)空室調機(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、その他の機器については、原子炉補機(A)等と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を実施している機器については、継続実施し、信頼性の向上を図る。	・耐震健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械検査 ・動診断手順書による。
206	原子炉補機・タービン区暖送風機	開放点検 52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(点検用バルブ)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、原子炉補機・タービン区暖送風機(A)(D)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されおらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、原子炉補機・タービン区暖送風機(B)(C)については、原子炉補機・タービン区暖送風機(A)(D)と同じ型式であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	・非常用ガス処理系機能検査 ・換気空調系機能検査

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取扱替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(47/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
207	原子炉種・タービン区域排風機	分解点検	52M 65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(軸受およびバッキンク(点検口用、軸受箱用、ケーシング分利用、ケーシング分利用)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、原子炉種・タービン区域排風機(A)(D)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されず、継続使用が可能であることを確認した。また、原子炉種・タービン区域排風機(B)(C)については、原子炉種・タービン区域排風機(A)(D)と同じ型式であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。	①	・非常用ガス処理系機能検査 ・換気空調系機能検査 ・振動診断:頻度は回転機械破損 ・潤滑油診断:頻度は潤滑油診断手順書による。
208	居住炉式希ガスホールドアップ塔空調機	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(送風機羽根)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
209	高圧炉心スプレイス系の主要弁一式	分解点検 機能・性能試験	39M 130M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バッキンクおよびガスケット)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されず、継続使用が可能であることを確認した。また、油補給タンク(B)については、油補給タンク(A)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。	①	-
210	油補給タンク	開放点検	52M 65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バッキンク)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
211	RFP-T油タンク	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バッキンク)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対応

添付-2(48/64)

変更後

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
207	原子炉種・タービン区域排風機	分解点検	52M 65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(軸受およびバッキンク(点検口用、軸受箱用、ケーシング分利用、ケーシング分利用)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、原子炉種・タービン区域排風機(A)(D)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されず、継続使用が可能であることを確認した。また、原子炉種・タービン区域排風機(B)(C)については、原子炉種・タービン区域排風機(A)(D)と同じ型式であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。	①	・非常用ガス処理系機能検査 ・換気空調系機能検査 ・振動診断:頻度は回転機械破損 ・潤滑油診断:頻度は潤滑油診断手順書による。
208	居住炉式希ガスホールドアップ塔空調機	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(送風機羽根)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
209	高圧炉心スプレイス系の主要弁一式	分解点検 機能・性能試験	39M 130M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バッキンクおよびガスケット)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されず、継続使用が可能であることを確認した。また、油補給タンク(B)については、油補給タンク(A)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。	①	-
210	油補給タンク	開放点検	52M 65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バッキンク)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-
211	RFP-T油タンク	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バッキンク)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されず、継続使用が可能であることを確認した。	①	-

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(48/65)

変更理由

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式または点検内容の変更 項目	変更前後					
212	換気空調用機器非常用冷却水系冷水ポンプ	39M	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(ガスケット、弁体付弁座およびバルブ)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・状態健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。
213	原子炉補強冷却用海水系の弁一式	39M~65M	52M~65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(点検口用ハンズケツ)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、中央制御室再循環送風機(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、中央制御室再循環送風機(A)については、Hx/B海水ポンプ/室排風機(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・中央制御室再循環送風機 ・状態健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。
214	中央制御室再循環送風機	52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(点検口用ハンズケツ)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、Hx/B海水ポンプ/室排風機(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、Hx/B海水ポンプ/室排風機(A)については、Hx/B海水ポンプ/室排風機(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・状態健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (49/64)

変更後

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式または点検内容の変更 項目	変更前後					
212	換気空調用機器非常用冷却水系冷水ポンプ	39M	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(ガスケット、弁体付弁座およびバルブ)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・状態健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。
213	原子炉補強冷却用海水系の弁一式	39M~65M	52M~65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(点検口用ハンズケツ)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、中央制御室再循環送風機(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、中央制御室再循環送風機(A)については、Hx/B海水ポンプ/室排風機(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・中央制御室再循環送風機 ・状態健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。
214	中央制御室再循環送風機	52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部品(点検口用ハンズケツ)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、Hx/B海水ポンプ/室排風機(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、Hx/B海水ポンプ/室排風機(A)については、Hx/B海水ポンプ/室排風機(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・中央制御室再循環送風機 ・状態健全性検査(原子炉系) ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (49/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業修繕等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
216	高電導度廃液系取集ポンプ	開放点検 非破壊試験 (ECT)	39M 52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボア/リング、メカニカルシール、Oリングおよびピストン/スライダ)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、高電導度廃液系取集ポンプ(A)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、高電導度廃液系取集ポンプ(B)、(C)については、高電導度廃液系取集ポンプ(A)と同型であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・高電導度廃液系取集ポンプ ・液体廃棄物処理系機能検査
217	高電導度廃液系濃縮装置加熱器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ヒータ)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、高電導度廃液系濃縮装置加熱器(A)については、高電導度廃液系濃縮装置加熱器(B)と同型であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・高電導度廃液系濃縮装置加熱器 ・液体廃棄物処理系機能検査
218	高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ヒータ)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶(A)については、高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶(B)と同型であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶 ・液体廃棄物処理系機能検査
219	可燃性ガス濃度制御系の弁一式	分解点検	195M 65M~195M	⑦	当該機器の点検頻度変更にあたり、他社プラントの不適合事象(可燃性ガス濃度制御系の駆動装置異常)を踏まえ、当社先行プラントの類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(弁)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、高電導度廃液系濃縮装置加熱器目視確認において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、高電導度廃液系濃縮装置加熱器(A)については、高電導度廃液系濃縮装置加熱器(B)と同型であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	・高電導度廃液系濃縮装置加熱器 ・液体廃棄物処理系機能検査

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (50/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業修繕等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
216	高電導度廃液系取集ポンプ	開放点検 非破壊試験 (ECT)	39M 52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボア/リング、メカニカルシール、Oリングおよびピストン/スライダ)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、高電導度廃液系取集ポンプ(A)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、高電導度廃液系取集ポンプ(B)、(C)については、高電導度廃液系取集ポンプ(A)と同型であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・高電導度廃液系取集ポンプ ・液体廃棄物処理系機能検査
217	高電導度廃液系濃縮装置加熱器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ヒータ)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、高電導度廃液系濃縮装置加熱器目視確認において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、高電導度廃液系濃縮装置加熱器(A)については、高電導度廃液系濃縮装置加熱器(B)と同型であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・高電導度廃液系濃縮装置加熱器 ・液体廃棄物処理系機能検査
218	高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶	開放点検	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ヒータ)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶目視確認において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶(A)については、高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶(B)と同型であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶 ・液体廃棄物処理系機能検査
219	可燃性ガス濃度制御系の弁一式	分解点検	195M 65M~195M	⑦	当該機器の点検頻度変更にあたり、他社プラントの不適合事象(可燃性ガス濃度制御系の駆動装置異常)を踏まえ、当社先行プラントの類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(弁)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、高電導度廃液系濃縮装置加熱器目視確認において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、高電導度廃液系濃縮装置加熱器(A)については、高電導度廃液系濃縮装置加熱器(B)と同型であり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	・高電導度廃液系濃縮装置加熱器 ・液体廃棄物処理系機能検査

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (50/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更後			評価項目※※	評価内容		
220	低電圧配電液系移送ポンプ	52M	65M	③	当該機器の点検頻度を(変更前)過去12ヶ月間の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、メカニカルシール、オリングおよびシフトホース等)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、低電圧配電液系移送ポンプ(B)の過去の点検履歴を基に、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると判断した。また、低電圧配電液系移送ポンプ(A)については、低電圧配電液系移送ポンプ(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	液体廃棄物処理系音響検査(先行点検)
221	高電圧配電液系濃縮装置復水器	62M	65M	③	当該機器の点検頻度を(変更前)過去2ヶ月間の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、高電圧配電液系濃縮装置復水器(A)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、高電圧配電液系濃縮装置復水器(B)については、高電圧配電液系濃縮装置復水器(A)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	
222	高電圧配電液系濃縮装置デミスタ	26M	39M	③	当該機器の点検頻度を(変更前)過去6ヶ月間の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、高電圧配電液系濃縮装置デミスタ(A)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、高電圧配電液系濃縮装置デミスタ(B)については、高電圧配電液系濃縮装置デミスタ(A)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	
223	高電圧配電液系サンプルポンプ	62M	65M	③	当該機器の点検頻度を(変更前)過去12ヶ月間の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、メカニカルシール、オリングおよびシフトホース等)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、高電圧配電液系サンプルポンプ(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、高電圧配電液系サンプルポンプ(A)については、高電圧配電液系サンプルポンプ(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	

※※点検頻度の変更に応じた評価項目  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2(51/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更後			評価項目※※	評価内容		
220	低電圧配電液系移送ポンプ	52M	65M	③	当該機器の点検頻度を(変更前)過去12ヶ月間の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、メカニカルシール、オリングおよびシフトホース等)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、低電圧配電液系移送ポンプ(B)の過去の点検履歴を基に、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると判断した。また、低電圧配電液系移送ポンプ(A)については、低電圧配電液系移送ポンプ(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	液体廃棄物処理系音響検査(先行点検)
221	高電圧配電液系濃縮装置復水器	62M	65M	③	当該機器の点検頻度を(変更前)過去2ヶ月間の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、高電圧配電液系濃縮装置復水器(A)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、高電圧配電液系濃縮装置復水器(B)については、高電圧配電液系濃縮装置復水器(A)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	
222	高電圧配電液系濃縮装置デミスタ	26M	39M	③	当該機器の点検頻度を(変更前)過去6ヶ月間の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在2ヶ月毎に点検を実施しているが、高電圧配電液系濃縮装置デミスタ(A)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、高電圧配電液系濃縮装置デミスタ(B)については、高電圧配電液系濃縮装置デミスタ(A)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	
223	高電圧配電液系サンプルポンプ	62M	65M	③	当該機器の点検頻度を(変更前)過去12ヶ月間の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、メカニカルシール、オリングおよびシフトホース等)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、高電圧配電液系サンプルポンプ(B)の過去の点検履歴を基に、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると判断した。また、高電圧配電液系サンプルポンプ(A)については、高電圧配電液系サンプルポンプ(B)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	

※※点検頻度の変更に応じた評価項目  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2(51/65)

頁追加による総頁の変更

変更理由

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		保全方式または点検内容の変更項目	点検計画の変更内容			評価項目※※	評価内容		
224	蒸溜液系サンプリングポンプ	分解点検 項目 52M	変更前 65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、メカニカルシール、Oリングおよびシフトヘッド等)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、蒸溜液系サンプリングポンプ(B)の過去の点検履歴を調査し、蒸溜液系サンプリングポンプ(A)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていることから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	蒸水加熱器開放検査
225	デカントポンプ	分解点検 機能・性能試験	62M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、国内他プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(開放および駆動)は、現在65ヶ月毎に点検を計画しているが、国内他プラントにおいて、当該機器と材質、使用状況が類似である蒸溜液系サンプリングポンプについて、130ヶ月の周期で点検を実施しており、劣化に起因する不具合が確認されていないことから、当該機器の点検頻度については、130ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	蒸水加熱器開放検査
226	蒸溜液系サンプリングポンプ	開放点検	65M	⑦	当該機器の点検頻度変更にあたり、国内他プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在65ヶ月毎に点検を計画しているが、低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(C)の過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(A)、(B)については、低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(C)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	蒸水加熱器開放検査
227	低圧第1給水加熱器ドレン冷却器	開放点検 非破壊検査 (ECT)	62M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在65ヶ月毎に点検を計画しているが、低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(C)の過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(A)、(B)については、低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(C)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	蒸水加熱器開放検査

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化傾向による評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(62/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)	
		保全方式または点検内容の変更項目	点検計画の変更内容			評価項目※※	評価内容		
224	蒸溜液系サンプリングポンプ	分解点検 項目 52M	変更前 65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、メカニカルシール、Oリングおよびシフトヘッド等)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、蒸溜液系サンプリングポンプ(B)の過去の点検履歴を調査し、蒸溜液系サンプリングポンプ(A)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていることから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	蒸水加熱器開放検査
225	デカントポンプ	分解点検 機能・性能試験	62M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、国内他プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(開放および駆動)は、現在65ヶ月毎に点検を計画しているが、国内他プラントにおいて、当該機器と材質、使用状況が類似である蒸溜液系サンプリングポンプについて、130ヶ月の周期で点検を実施しており、劣化に起因する不具合が確認されていないことから、当該機器の点検頻度については、130ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	蒸水加熱器開放検査
226	蒸溜液系サンプリングポンプ	開放点検	65M	⑦	当該機器の点検頻度変更にあたり、国内他プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在65ヶ月毎に点検を計画しているが、低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(C)の過去の点検履歴において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(A)、(B)については、低圧第1給水加熱器ドレン冷却器(C)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	蒸水加熱器開放検査
227	低圧第1給水加熱器ドレン冷却器	開放点検 非破壊検査 (ECT)	62M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(開放および駆動)は、現在65ヶ月毎に点検を計画しているが、国内他プラントにおいて、当該機器と材質、使用状況が類似である蒸溜液系サンプリングポンプについて、130ヶ月の周期で点検を実施しており、劣化に起因する不具合が確認されていないことから、当該機器の点検頻度については、130ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	蒸水加熱器開放検査

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化傾向による評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2(62/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更前	変更後			評価内容	評価項目		
228	低圧第1給水加熱器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在5ヶ月毎に点検を実施しているが、低圧第1給水加熱器(C)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であると評価した。 また、低圧第2給水加熱器(A)、(B)については、低圧第1給水加熱器(C)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	結水加熱器開放検査	
229	低圧第2給水加熱器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在5ヶ月毎に点検を実施しているが、低圧第2給水加熱器(C)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、低圧第3給水加熱器(A)、(B)については、低圧第2給水加熱器(C)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	結水加熱器開放検査	
230	低圧第3給水加熱器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在5ヶ月毎に点検を実施しているが、低圧第3給水加熱器(A)、(C)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、低圧第4給水加熱器(B)については、低圧第3給水加熱器(A)、(C)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	結水加熱器開放検査	
231	低圧第4給水加熱器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在5ヶ月毎に点検を実施しているが、低圧第4給水加熱器(A)、(C)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、低圧第1給水加熱器(B)については、低圧第4給水加熱器(A)、(C)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	結水加熱器開放検査	

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (63/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更前	変更後			評価内容	評価項目		
228	低圧第1給水加熱器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在5ヶ月毎に点検を実施しているが、低圧第1給水加熱器(A)、(C)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、低圧第2給水加熱器(B)については、低圧第1給水加熱器(A)、(C)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	結水加熱器開放検査	
229	低圧第2給水加熱器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在5ヶ月毎に点検を実施しているが、低圧第2給水加熱器(C)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、低圧第3給水加熱器(A)、(B)については、低圧第2給水加熱器(C)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	結水加熱器開放検査	
230	低圧第3給水加熱器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在5ヶ月毎に点検を実施しているが、低圧第3給水加熱器(A)、(C)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、低圧第4給水加熱器(B)については、低圧第3給水加熱器(A)、(C)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	結水加熱器開放検査	
231	低圧第4給水加熱器	開放点検 非破壊試験 (ECT)	52M	65M	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在5ヶ月毎に点検を実施しているが、低圧第4給水加熱器(A)、(C)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、低圧第1給水加熱器(B)については、低圧第4給水加熱器(A)、(C)と型式が同じであり、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合が確認されていないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	結水加熱器開放検査	

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (63/65)

頁追加による総頁の変更



添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式または点検内容の変更項目	点検計画の変更前 変更後			評価内容	4つの評価項目※※	
232	原子炉補機冷却海水系配管一式 高圧炉心スプレッド 補機冷却海水系配管一式	開放点検	65M～130M 78M～130M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社先行プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部点検(ガスケットおよびベンキ)は、現在65ヶ月毎に点検を計画しているが、当社先行プラントにおいては78ヶ月毎の周期で点検を実施しており、劣化に起因する不具合は認められていないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	
233	タービン補機冷却海水系配管一式	開放点検	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社先行プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部点検(ガスケット)は、現在6ヶ月毎に点検を計画しているが、RFP-T低圧蒸気止め弁(D)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	
234	RFP-T低圧蒸気止め弁	分解点検	26M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、海雲の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部点検(ガスケット)は、現在6ヶ月毎に点検を計画しているが、RFP-T低圧蒸気止め弁(D)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	原子炉給水ポンプ分解検査
235	中央制御室外気取入ダクト・操作器(前)	分解点検	-	④	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	④	
236	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)	分解点検	-	④	当該機器の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	当該機器について、腐食による不適合が発生したため、点検項目に分解点検を追加した。頻度については類似機器を参考に、26ヶ月の頻度が適切であると評価した。	④	
237	中央制御室外気取入ダクト・操作器(A)	分解点検	-	④	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	④	
238	中央制御室外気取入ダクト・操作器(B)	分解点検	-	④	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	④	
239	その他計装品一式	部品取替 取替	208M 156M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社先行プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	一般的に、電気式変換器等の計装品の主要劣化は半導体、可変抵抗器、電子部品等の電子部品の特性変化による劣化が主であり、劣化は発生しない。また、計装品は劣化に起因する不具合は発生しない。当社先行プラントの電気式変換器等の計装品使用実績は、最長で25年以上継続使用していることから、当該機器の点検頻度については、247ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (54/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式または点検内容の変更項目	点検計画の変更前 変更後			評価内容	4つの評価項目※※	
232	原子炉補機冷却海水系配管一式 高圧炉心スプレッド 補機冷却海水系配管一式	開放点検	65M～130M 78M～130M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社先行プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部点検(ガスケットおよびベンキ)は、現在65ヶ月毎に点検を計画しているが、当社先行プラントにおいては78ヶ月毎の周期で点検を実施しており、劣化に起因する不具合は認められていないことを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	
233	タービン補機冷却海水系配管一式	開放点検	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社先行プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部点検(ガスケット)は、現在6ヶ月毎に点検を計画しているが、RFP-T低圧蒸気止め弁(A)、(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、39ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	
234	RFP-T低圧蒸気止め弁	分解点検	26M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部点検(ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、RFP-T低圧蒸気止め弁(A)、(B)の過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上のことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	原子炉給水ポンプ分解検査
235	中央制御室外気取入ダクト・操作器(前)	分解点検	-	④	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	④	
236	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)	分解点検	-	④	当該機器の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	当該機器について、腐食による不適合が発生したため、点検項目に分解点検を追加した。頻度については類似機器を参考に、26ヶ月の頻度が適切であると評価した。	④	
237	中央制御室外気取入ダクト・操作器(A)	分解点検	-	④	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	④	
238	中央制御室外気取入ダクト・操作器(B)	分解点検	-	④	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	中央制御室外気取入ダクト・操作器(後)の不適合事象を踏まえ、当該の類似機器の使用実績を基に点検項目を追加した。	④	
239	その他計装品一式	部品取替 取替	208M 156M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社先行プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	一般的に、電気式変換器等の計装品の主要劣化は半導体、可変抵抗器、電子部品等の電子部品の特性変化による劣化が主であり、劣化は発生しない。また、計装品は劣化に起因する不具合は発生しない。当社先行プラントの電気式変換器等の計装品使用実績は、最長で25年以上継続使用していることから、当該機器の点検頻度については、247ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

添付-2 (54/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
240	換気空調補機非常用冷却水系の弁【弁駆動部】一式	取替	39M	④	HECW冷凍機電動バイパス弁の不適合事象を踏まえ、不適合事象発生機器の至近取替から今回の不具合発生までの使用実績(累積月数)等を基に類似機器である当該機器について点検項目を追加した。	HECW冷凍機電動バイパス弁の経年劣化による不適合事象を踏まえ、当該機器の点検項目に取替を追加した。頻度については、不適合事象発生機器の至近取替から今回不適合発生までの使用実績(累積月数)等を考慮し、39Mの頻度が適切であると評価した。	④	-
241	換気空調補機非常用冷却水系の弁【弁駆動部】一式	取替	39M	④	当該機器(HECW冷凍機電動バイパス弁)の不適合事象を踏まえ、当該機器の至近取替から今回の不具合発生までの使用実績(累積月数)等を基に点検項目を追加した。	当該機器について、経年劣化による不適合が発生したため、点検項目に取替を追加した。頻度については当該機器の至近取替から今回不適合発生までの使用実績(累積月数)等を考慮し、39Mの頻度が適切であると評価した。	④	-
242	RHR熱交換器バイパス弁	分解点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン、ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・非常用炉心冷却系主要弁分解検査(数留熱除去系)
243	RHR試験用調整弁	分解点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン、ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・非常用炉心冷却系主要弁分解検査(数留熱除去系) ・主要弁検査(定検・原子炉系)
244	RHR停止時冷却用冷却水系の弁【弁駆動部】一式	分解点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン、ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①④	・非常用炉心冷却系主要弁分解検査(数留熱除去系)

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2 (55/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	4つの 評価項目 ※※	
240	換気空調補機非常用冷却水系の弁【弁駆動部】一式	取替	39M	④	HECW冷凍機電動バイパス弁の不適合事象を踏まえ、不適合事象発生機器の至近取替から今回の不具合発生までの使用実績(累積月数)等を基に類似機器である当該機器について点検項目を追加した。	HECW冷凍機電動バイパス弁の経年劣化による不適合事象を踏まえ、当該機器の点検項目に取替を追加した。頻度については、不適合事象発生機器の至近取替から今回不適合発生までの使用実績(累積月数)等を考慮し、39Mの頻度が適切であると評価した。	④	-
241	換気空調補機非常用冷却水系の弁【弁駆動部】一式	取替	39M	④	当該機器(HECW冷凍機電動バイパス弁)の不適合事象を踏まえ、当該機器の至近取替から今回の不具合発生までの使用実績(累積月数)等を基に点検項目を追加した。	当該機器について、経年劣化による不適合が発生したため、点検項目に取替を追加した。頻度については当該機器の至近取替から今回不適合発生までの使用実績(累積月数)等を考慮し、39Mの頻度が適切であると評価した。	④	-
242	RHR熱交換器バイパス弁	分解点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン、ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・非常用炉心冷却系主要弁分解検査(数留熱除去系)
243	RHR試験用調整弁	分解点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン、ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・非常用炉心冷却系主要弁分解検査(数留熱除去系) ・主要弁検査(定検・原子炉系)
244	RHR停止時冷却用冷却水系の弁【弁駆動部】一式	分解点検	52M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン、ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①④	・非常用炉心冷却系主要弁分解検査(数留熱除去系)

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2 (55/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容			
245	濃縮液液行蔵タンク	開放点検 130M	143M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社先行プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の稼働頻度となる荷役(筒取、筒投)について、点検実績はないが、劣化に起因する不具合は認められていない。また、使用条件・使用環境を考慮した当社先行プラントにおける類似機器において、143ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、143ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	-	
246	復水脱塩装置の弁【弁駆動部】一式	分解点検 104M~117M	65M~117M	④	当該機器の点検頻度変更にあたり、類似の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の類似機器について、劣化に起因する不具合が発生したため、至近の点検から不適合発生までの使用実績等を考慮し、点検頻度を65ヶ月と評価した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、類似機器と同様に65ヶ月とすることが適切であると評価した。	④	-	
247	純水移送ポンプ(A)	分解点検 52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、Oリング、メカニカルシール)は、現在55ヶ月前に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①	- ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	
248	純水移送ポンプ(B)	分解点検 (TBM)	CBM	その他	当該機器の状態基準保全への移行にあたり、劣化の検知性および修復性について詳細な評価を実施した。	当該機器の主要部位(軸受、パッキン)に対する劣化の検知は、振動診断等で検知可能である。また、当該機器に異常が確認された場合は、待機号機への切替えが可能であり、他の系統および機器の運転に影響を与えず隔離、点検を実施できる。以上ことから、当該機器の保全方式について、状態基準保全のへ移行が可能であると評価した。	-	- ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	
249	純水移送ポンプ(B)【電動機】	分解点検 (TBM)	CBM	その他	当該機器の状態基準保全への移行にあたり、劣化の検知性および修復性について詳細な評価を実施した。	当該機器の主要部位(軸受)に対する劣化の検知は、振動診断等で検知可能である。また、当該機器に異常が確認された場合は、待機号機への切替えが可能であり、他の系統および機器の運転に影響を与えず隔離、点検を実施できる。以上ことから、当該機器の保全方式について、状態基準保全のへ移行が可能であると評価した。	-	- ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2 (56/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容			
245	濃縮液液行蔵タンク	開放点検 130M	143M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社先行プラントにおける類似機器の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の稼働頻度となる荷役(筒取、筒投)について、点検実績はないが、劣化に起因する不具合は認められていない。また、使用条件・使用環境を考慮した当社先行プラントにおける類似機器において、143ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、143ヶ月への延長が可能であると評価した。	④	-	
246	復水脱塩装置の弁【弁駆動部】一式	分解点検 104M~117M	65M~117M	④	当該機器の点検頻度変更にあたり、類似の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の類似機器について、劣化に起因する不具合が発生したため、至近の点検から不適合発生までの使用実績等を考慮し、点検頻度を65ヶ月と評価した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、類似機器と同様に65ヶ月とすることが適切であると評価した。	④	-	
247	純水移送ポンプ(A)	分解点検 52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、Oリング、メカニカルシール)は、現在55ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①	- ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	
248	純水移送ポンプ(B)	分解点検 (TBM)	CBM	その他	当該機器の状態基準保全への移行にあたり、劣化の検知性および修復性について詳細な評価を実施した。	当該機器の主要部位(軸受、パッキン)に対する劣化の検知は、振動診断等で検知可能である。また、当該機器に異常が確認された場合は、待機号機への切替えが可能であり、他の系統および機器の運転に影響を与えず隔離、点検を実施できる。以上ことから、当該機器の保全方式について、状態基準保全のへ移行が可能であると評価した。	-	- ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	
249	純水移送ポンプ(B)【電動機】	分解点検 (TBM)	CBM	その他	当該機器の状態基準保全への移行にあたり、劣化の検知性および修復性について詳細な評価を実施した。	当該機器の主要部位(軸受)に対する劣化の検知は、振動診断等で検知可能である。また、当該機器に異常が確認された場合は、待機号機への切替えが可能であり、他の系統および機器の運転に影響を与えず隔離、点検を実施できる。以上ことから、当該機器の保全方式について、状態基準保全のへ移行が可能であると評価した。	-	- ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2 (56/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	評価項目		
250	復水移送ポンプ	点検計画の 項目 52M 機能・性能試験	39M 65M 78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、メカニカルシール、Oリング)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、ボールベアリングに対する振動診断結果に有意な劣化進展は確認されておらず、基準値に対し十分な余裕があることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①	・燃料プール補給水系統設備検査 ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	
251	換気空調補機非常用冷却水系冷水ポンプ	点検計画の 項目 52M	39M 65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績等を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、メカニカルシール、Oリング)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、ボールベアリングに対する振動診断結果に有意な劣化進展は確認されておらず、基準値に対し十分な余裕があることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①②	・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	
252	換気空調補機非常用冷却水系の弁一式	点検計画の 項目 39M 65M	39M 65M 78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績等を基に詳細な評価を実施した。	当該機器のうち、一部の機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット、パッキン)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、パッキンに対する圧力試験結果に有意な劣化進展は確認されておらず、基準値に対し十分な余裕があることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	-	
253	原子炉補機冷却水ポンプ	点検計画の 項目 簡易点検:2 6M 分解点検:5 2M	簡易点検:3 9M 分解点検:7 8M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績等を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(メカニカルシール、ガスケット、パッキン)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、パッキンに対する圧力試験結果に有意な劣化進展は確認されておらず、基準値に対し十分な余裕があることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①④	・原子炉補機冷却水系統ポンプ検査 ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	

※※点検頻度の変更には添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※インプット項目は添付-1(57/64)  
 添付-2(57/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後			評価内容	評価項目		
250	復水移送ポンプ	点検計画の 項目 52M 機能・性能試験	39M 65M 78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、メカニカルシール、Oリング)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、ボールベアリングに対する振動診断結果に有意な劣化進展は確認されておらず、基準値に対し十分な余裕があることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・燃料プール補給水系統設備検査 ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	
251	換気空調補機非常用冷却水系冷水ポンプ	点検計画の 項目 52M	39M 65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績等を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ボールベアリング、メカニカルシール、Oリング)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、ボールベアリングに対する振動診断結果に有意な劣化進展は確認されておらず、基準値に対し十分な余裕があることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①②	・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	
252	換気空調補機非常用冷却水系の弁一式	点検計画の 項目 39M 65M	39M 65M 78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績等を基に詳細な評価を実施した。	当該機器のうち、一部の機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット、パッキン)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、パッキンに対する圧力試験結果に有意な劣化進展は確認されておらず、基準値に対し十分な余裕があることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	-	
253	原子炉補機冷却水ポンプ	点検計画の 項目 簡易点検:2 6M 分解点検:5 2M	簡易点検:3 9M 分解点検:7 8M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績等を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(メカニカルシール、ガスケット、パッキン)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。また、パッキンに対する圧力試験結果に有意な劣化進展は確認されておらず、基準値に対し十分な余裕があることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①④	・原子炉補機冷却水系統ポンプ検査 ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。	

※※点検頻度の変更には添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※インプット項目は添付-1(57/64)  
 添付-2(57/64)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
254	原子炉補機冷却水系の主要弁一式	分解点検 65M～195M	78M～195M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器のうち、一部の機器の点検頻度を決定する主要部位(バスケケット、ガスケット)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	主要弁検査(定検:原子炉系)
255	RSWストレーナードレン弁、RCW熱交換器管側ドレン弁、ベント弁、RSWポンプ吐出側ドレン弁、ベント弁、RCW熱交換器海水出口管、ベント弁、RSW放水流量調整オリフィス出口管ドレン弁、RSWストレーナードレン弁、HPSWストレーナードレン弁、HPCW熱交換器管側ドレン弁、ベント弁、HP-SWポンプ吐出側ドレン弁、HPCW熱交換器海水入口、出口管ドレン弁	分解点検 24M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器のうち、一部の機器の点検頻度を決定する主要部位(クラッシュバスケケット、バスケケット、ガスケット、スラストシート)は、現在24ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、65ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①④	-
256	原子炉補機冷却海水系の主要弁一式	分解点検 機能・性能試験	65M	③	当該機器(RSWポンプ吐出逆止弁)の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器のうち、一部の機器の点検頻度を決定する主要部位(バスケケット、ガスケット)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	主要弁検査(定検:原子炉系)
257	原子炉補機冷却海水系の弁一式	分解点検 65M～78M	65M～78M	③	当該機器(RSWポンプ吐出逆止弁)の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	-

※※点検頻度の変更には添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 添付-2(58、64)  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

変更後

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
254	原子炉補機冷却水系の主要弁一式	分解点検 65M～195M	78M～195M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器のうち、一部の機器の点検頻度を決定する主要部位(バスケケット、ガスケット)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	主要弁検査(定検:原子炉系)
255	RSWストレーナードレン弁、RCW熱交換器管側ドレン弁、ベント弁、RSWポンプ吐出側ドレン弁、ベント弁、RCW熱交換器海水出口管、ベント弁、RSW放水流量調整オリフィス出口管ドレン弁、RSWストレーナードレン弁、HPSWストレーナードレン弁、HPCW熱交換器管側ドレン弁、ベント弁、HP-SWポンプ吐出側ドレン弁、HPCW熱交換器海水入口、出口管ドレン弁	分解点検 24M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器のうち、一部の機器の点検頻度を決定する主要部位(クラッシュバスケケット、バスケケット、ガスケット、スラストシート)は、現在24ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、65ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①④	-
256	原子炉補機冷却海水系の主要弁一式	分解点検 機能・性能試験	65M	③	当該機器(RSWポンプ吐出逆止弁)の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(バスケケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	主要弁検査(定検:原子炉系)
257	原子炉補機冷却海水系の弁一式	分解点検 65M～78M	65M～78M	③	当該機器(RSWポンプ吐出逆止弁)の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	-

※※点検頻度の変更には添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 添付-2(58、65)  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更項目	変更前後			評価項目※※	評価内容	
258	原子炉補機冷却水系の弁一式	点検計画の項目 52M～ 65M	変更前後 65M～ 78M	③	当該機器(RSWポンプ吐出弁)の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベッキン、オリング、弁)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
259	高圧炉心スプレイレイン補機冷却水ポンプ	簡易点検:5 2M 分解点検:1 04M	簡易点検:6 5M 分解点検:1 30M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(メカニカルシール、ガスケット、玉軸受)は、現在52ヶ月毎および104ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、65ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生してはいないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月および130ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	-
260	IA空気貯留安全弁	65M	78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット、パッキン)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	-
261	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング、メカニカルシール)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、65ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生してはいないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
262	非常用ディーゼル発電設備の弁一式	39M～ 130M	52M～ 130M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器のうち、一部の機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	-

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究・成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2(59, 64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更項目	変更前後			評価項目※※	評価内容	
258	原子炉補機冷却水系の弁一式	点検計画の項目 52M～ 65M	変更前後 65M～ 78M	③	当該機器(RSWポンプ吐出弁)の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベッキン、オリング、弁)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
259	高圧炉心スプレイレイン補機冷却水ポンプ	簡易点検:5 2M 分解点検:1 04M	簡易点検:6 5M 分解点検:1 30M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(メカニカルシール、ガスケット、玉軸受)は、現在52ヶ月毎および104ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、65ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生してはいないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月および130ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	-
260	IA空気貯留安全弁	65M	78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット、パッキン)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。	-
261	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	52M	65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリング、メカニカルシール)は、現在52ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、65ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生してはいないことを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
262	非常用ディーゼル発電設備の弁一式	39M～ 130M	52M～ 130M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器のうち、一部の機器の点検頻度を決定する主要部位(ガスケット)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されておらず、継続使用が可能であることを確認した。 以上のことから、当該機器の点検頻度については、52ヶ月への延長が可能であると評価した。	-

※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究・成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2(59, 65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目 ※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
263	高圧炉心スプレイ システムセル機関 燃料移送ポンプ	分解点検 項目	簡易点検: 39M 52M 分解点検: 130M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリフ、マニカシール)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合は確認されている。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、52ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	-
264	高起動変圧器付帯 設備一式	分解点検 項目	78M~ 117M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在11ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合は確認されている。また、使用条件・使用環境を考慮した当社先行プラントにおける類似機器において、130ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	-
265	非常用ガス処理系 排風機	簡易点検 分解点検 項目	簡易点検: 5 2M 分解点検: 1 04M 30M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(軸受、ベアリング、ゴムブッシュ)は、現在52ヶ月毎におよび104ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されている。また、軸受に対する振動診断結果に有意な劣化進展は確認されており、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機に、類似機器において、52ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①②④	・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。
266	格納容器外真空透 かし逆止閥継手	分解点検 項目	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン、ゴムシート、ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合は確認されている。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、39ヶ月以上の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	・原子炉格納容器隔離弁分解 検査

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対応  
 ※※点検頻度の変更により適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2 (60/164)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目 ※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
263	高圧炉心スプレイ システムセル機関 燃料移送ポンプ	分解点検 項目	簡易点検: 39M 52M 分解点検: 130M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(オリフ、マニカシール)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合は確認されている。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、52ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	-
264	高起動変圧器付帯 設備一式	分解点検 項目	78M~ 117M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(ベアリング)は、現在11ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合は確認されている。また、使用条件・使用環境を考慮した当社先行プラントにおける類似機器において、130ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	-
265	非常用ガス処理系 排風機	簡易点検 分解点検 項目	簡易点検: 5 2M 分解点検: 1 04M 30M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(軸受、ベアリング、ゴムブッシュ)は、現在52ヶ月毎におよび104ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されている。また、軸受に対する振動診断結果に有意な劣化進展は確認されており、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機に、類似機器において、52ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①②④	・振動診断: 頻度は回転機械振動診断手順書による。
266	格納容器外真空透 かし逆止閥継手	分解点検 項目	26M 39M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン、ゴムシート、ガスケット)は、現在26ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、劣化に起因する不具合は確認されている。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、39ヶ月以上の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。	①④	・原子炉格納容器隔離弁分解 検査

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対応  
 ※※点検頻度の変更により適用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2 (60/165)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更項目	点検計画の点検内容の変更			評価項目	評価内容	
267	CRDポンプ室空調機、原子炉種RMS1ンネル室空調機	開放点検 39M	変更前 65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	4つの評価項目※※ ①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(羽根)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、65ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
268	CAMS室空調機	開放点検 65M	78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(羽根)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
269	FCS室空調機、HPCSポンプ室空調機、LPCSポンプ室空調機、RHRポンプ室空調機、SGTS室空調機	開放点検 65M	78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(羽根)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
270	原子炉補機室送風機、原子炉補機室排風機、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機	開放点検 65M	78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 添付-2(61/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		保全方式または点検内容の変更項目	点検計画の点検内容の変更			評価項目	評価内容	
267	CRDポンプ室空調機、原子炉種RMS1ンネル室空調機	開放点検 39M	変更前 65M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	4つの評価項目※※ ①④	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(羽根)は、現在39ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。また、使用条件・使用環境を考慮した東通原子力発電所第1号機の類似機器において、65ヶ月の使用実績があり、劣化に起因する不具合が発生していないことを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、65ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
268	CAMS室空調機	開放点検 65M	78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(羽根)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	-
269	FCS室空調機、HPCSポンプ室空調機、LPCSポンプ室空調機、RHRポンプ室空調機、SGTS室空調機	開放点検 65M	78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(羽根)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
270	原子炉補機室送風機、原子炉補機室排風機、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機	開放点検 65M	78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	①	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、継続使用が可能であることを確認した。 以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。 なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。

※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

※インプット項目は添付1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 添付-2(61/65)

頁追加による総頁の変更



添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目 ※※	備考 (関連する定期事業検査等)
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
271	中央制御室換気空調系ダクト	漏えい試験 外観点検	10C 52M, 130M 52M, 130M	⑦	当該機器の国内他プラントの不適合情報に基づき詳細な評価を実施した。	国内他プラントの不適合情報(中央制御室空調換気系ダクト検査について)を踏まえ、東通原子力発電所第1号機の中央制御室換気空調系ダクトの外観点検を実施した結果、外気取入ダクトに腐食孔に至らない腐蝕が確認されたため、断面調査を実施した結果、約73ヶ月まで腐食孔に至る可能性が確認された。また、外気取入ダクト以外のダクトについては、運転年数が13年を経過しても腐蝕は確認されなかった。以上ことから、当該機器の点検項目に外観点検を追加することも、点検頻度については、52ヶ月(外気取入ダクト)および130ヶ月(外気取入ダクト以外)とすることが適切であると評価した。	①	-
272	原子炉棟・タービン区域送風機	開放点検	65M 78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・換気空調系機能検査 ・非常用ガス処理系機能検査
273	原子炉棟・タービン区域排風機	分解点検	65M 78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン、軸受)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されていない。また、軸受に対する振動診断結果は有意な劣化進展は確認されておらず、基準値に対し十分な余裕があることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①②	・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
274	タービン建屋送風機【電動機】	分解点検	78M (TBM)	その他	当該機器の状態基準保全への移行にあたり、劣化の検知性および修復性について詳細な評価を実施した。	当該機器の主要部位(軸受、パッキン)に対する劣化の検知は、振動診断等で検知可能である。また、当該機器に異常が確認された場合は、待機時機への切替えが可能であり、他の系統および機器の運転に影響を与えず隔離・点検を実施できる。以上ことから、当該機器の保全方式について、状態基準保全への移行が可能であると評価した。	-	・換気空調系機能検査 ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
275	タービン建屋送風機	分解点検	52M (TBM)	その他	当該機器の状態基準保全への移行にあたり、劣化の検知性および修復性について詳細な評価を実施した。	当該機器の主要部位(軸受、パッキン)に対する劣化の検知は、振動診断、監視点検で検出可能である。また、当該機器に異常が確認された場合は、待機時機への切替えが可能であり、他の系統および機器の運転に影響を与えず隔離・点検を実施できる。以上ことから、当該機器の保全方式について、状態基準保全への移行が可能であると評価した。	-	・換気空調系機能検査 ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2 (62/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目 ※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目 ※※	備考 (関連する定期事業検査等)
		保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
271	中央制御室換気空調系ダクト	漏えい試験 外観点検	10C 52M, 130M 52M, 130M	⑦	当該機器の国内他プラントの不適合情報に基づき詳細な評価を実施した。	国内他プラントの不適合情報(中央制御室空調換気系ダクト腐食について)を踏まえ、東通原子力発電所第1号機の中央制御室換気空調系ダクトの外観点検を実施した結果、外気取入ダクトに腐食孔に至らない腐蝕が確認されたため、断面調査を実施した結果、約73ヶ月で腐食孔に至る可能性が確認された。また、外気取入ダクト以外のダクトについては、運転年数が13年を経過しても腐蝕は確認されなかった。以上ことから、当該機器の点検項目に外観点検を追加することも、点検頻度については、52ヶ月(外気取入ダクト)および130ヶ月(外気取入ダクト以外)とすることが適切であると評価した。	①	-
272	原子炉棟・タービン区域送風機	開放点検	65M 78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン、軸受)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されており、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。	①	・換気空調系機能検査 ・非常用ガス処理系機能検査
273	原子炉棟・タービン区域排風機	分解点検	65M 78M	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検頻度を決定する主要部位(パッキン、軸受)は、現在65ヶ月毎に点検を実施しているが、過去の点検実績において、劣化に起因する不具合は確認されていない。また、軸受に対する振動診断結果は有意な劣化進展は確認されておらず、基準値に対し十分な余裕があることを確認した。以上ことから、当該機器の点検頻度については、78ヶ月への延長が可能であると評価した。なお、当該機器の軸受等の部品に起因する異常の早期検知を目的に、運転中の状態監視(振動診断)を継続実施し、信頼性の向上を図る。	①②	・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
274	タービン建屋送風機【電動機】	分解点検	78M (TBM)	その他	当該機器の状態基準保全への移行にあたり、劣化の検知性および修復性について詳細な評価を実施した。	当該機器の主要部位(軸受、パッキン)に対する劣化の検知は、振動診断等で検出可能である。また、当該機器に異常が確認された場合は、待機時機への切替えが可能であり、他の系統および機器の運転に影響を与えず隔離・点検を実施できる。以上ことから、当該機器の保全方式について、状態基準保全への移行が可能であると評価した。	-	・換気空調系機能検査 ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。
275	タービン建屋送風機	分解点検	52M (TBM)	その他	当該機器の状態基準保全への移行にあたり、劣化の検知性および修復性について詳細な評価を実施した。	当該機器の主要部位(軸受、パッキン)に対する劣化の検知は、振動診断、監視点検で検出可能である。また、当該機器に異常が確認された場合は、待機時機への切替えが可能であり、他の系統および機器の運転に影響を与えず隔離・点検を実施できる。以上ことから、当該機器の保全方式について、状態基準保全への移行が可能であると評価した。	-	・換気空調系機能検査 ・振動診断:頻度は回転機械振動診断手順書による。

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※※点検頻度の変更に応用した評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究結果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2 (62/65)

頁追加による総頁の変更

添付書類五 保全の有効性評価の結果に関する説明書

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
276	サービスマシナリフト 機【電動機】	分解点検	78M (TBM)	その他	当該機器の点検標準保全への移行にあたり、劣化の検知性および修復性について詳細な評価を実施した。	当該機器の主要部位(軸受)に対する劣化の検知は、振動診断等で検知可能である。また、当該機器に異常が確認された場合は、待機号機への切替えが可能であり、他の系統および機器の運転に影響を与えず隔離、点検を実施できる。	-	- ・熱気空調系機能検証 ・振動診断・頻度は回転機振振 ・動診断手順書による。
277	その他の電気品 一式	外観点検	1C~ 12C, 1Y, BDM	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社規程基準を基に詳細な評価を実施した。	当該機器のデジタル保護継電装置に関する点検は現在6サイクル毎に点検を実施しているが、当該機器には自動監視点検機能が搭載されており、常時監視および自動点検を実施している。また、当社管内の変電所における当該機器の点検は、当社規程基準に基づき、異常が確認された場合に点検を実施している。以上のことから、当該機器の点検頻度については、BDMへの変更が適切であると判断した。	-	-
278	その他の電気品 一式	特性試験	1C~ 6C, 1Y, BDM	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社規程基準を基に詳細な評価を実施した。	当該機器のデジタル保護継電装置に関する点検は現在6サイクル毎に点検を実施しているが、当該機器には自動監視点検機能が搭載されており、常時監視および自動点検を実施している。また、当社管内の変電所における当該機器の点検は、当社規程基準に基づき、異常が確認された場合に点検を実施している。以上のことから、当該機器の点検頻度については、BDMへの変更が適切であると判断した。	-	-
279	大容量電源装置 一式	分解点検 開放点検	10Y	③	当該機器の点検項目削除にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の分解点検、開放点検は現時点で実施していないが、これまでの外観点検、機能・性能試験を実施することで想定される劣化を検知できることから、分解点検、開放点検は実施する必要はないと判断した。	①	-
280	大容量電源装置 一式	機能・性能試験	1M, 8Y, 10Y	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の機能・性能試験の点検基準およびメーカー見解を考慮し、頻度を8年に変更することが妥当と評価した。	①	-

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2 (63/64)

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の 保全方式または点検内容の変更 項目	変更前 変更後					
276	サービスマシナリフト 機【電動機】	分解点検	78M (TBM)	その他	当該機器の点検標準保全への移行にあたり、劣化の検知性および修復性について詳細な評価を実施した。	当該機器の主要部位(軸受)に対する劣化の検知は、振動診断等で検知可能である。また、当該機器に異常が確認された場合は、待機号機への切替えが可能であり、他の系統および機器の運転に影響を与えず隔離、点検を実施できる。	-	- ・熱気空調系機能検証 ・振動診断・頻度は回転機振振 ・動診断手順書による。
277	その他の電気品 一式	外観点検	1C~ 12C, 1Y, BDM	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社規程基準を基に詳細な評価を実施した。	当該機器のデジタル保護継電装置に関する点検は現在6サイクル毎に点検を実施しているが、当該機器には自動監視点検機能が搭載されており、常時監視および自動点検を実施している。また、当社管内の変電所における当該機器の点検は、当社規程基準に基づき、異常が確認された場合に点検を実施している。以上のことから、当該機器の点検頻度については、BDMへの変更が適切であると判断した。	-	-
278	その他の電気品 一式	特性試験	1C~ 6C, 1Y, BDM	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、当社規程基準を基に詳細な評価を実施した。	当該機器のデジタル保護継電装置に関する点検は現在6サイクル毎に点検を実施しているが、当該機器には自動監視点検機能が搭載されており、常時監視および自動点検を実施している。また、当社管内の変電所における当該機器の点検は、当社規程基準に基づき、異常が確認された場合に点検を実施している。以上のことから、当該機器の点検頻度については、BDMへの変更が適切であると判断した。	-	-
279	大容量電源装置 一式	分解点検 開放点検	10Y	③	当該機器の点検項目削除にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の分解点検、開放点検は現時点で実施していないが、これまでの外観点検、機能・性能試験を実施することで想定される劣化を検知できることから、分解点検、開放点検は実施する必要はないと判断した。	①	-
280	大容量電源装置 一式	機能・性能試験	1M, 8Y, 10Y	③	当該機器の点検頻度変更にあたり、過去の点検実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の機能・性能試験の点検基準およびメーカー見解を考慮し、頻度を8年に変更することが妥当と評価した。	①	-
281	濃縮液貯蔵タンク	開放点検 非破壊試験 (PT)	外観点検 開放点検 非破壊試験 (PT) (UT)	⑦	当該機器の点検内容変更にあたり、他プラントにおける類似機器のトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータを基に詳細な評価を実施した。	本社他プラントにおける同タンクにおいて不具合・トラブルが顕在化していないことに加え、当該機器の主要部材はSC材である。また、当該機器の各部分に対し変更後の点検内容で経年劣化事象を検知可能であることを確認したこと、当該機器の点検内容を変更可能であると評価した。	④	-

※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応  
 ※※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検および取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

添付-2 (63/65)

頁追加による総頁の変更

保全の有効性評価の結果を反映

変更前	変更後	変更理由																
なし	<p style="text-align: center;">保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 1648 1478 1690">No.</th> <th data-bbox="1389 1533 1478 1648">系統・機器名</th> <th data-bbox="1389 1449 1478 1533">保全への反映内容</th> <th data-bbox="1389 1291 1478 1449">インプット情報の項目</th> <th data-bbox="1389 955 1478 1291">事象の概要</th> <th data-bbox="1389 567 1478 955">評価内容</th> <th data-bbox="1389 493 1478 567">4つの評価項目</th> <th data-bbox="1389 304 1478 493">備考 (関連する定期事業者検査等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1478 1648 1676 1690">282</td> <td data-bbox="1478 1533 1676 1648">非常用ガス処理系の主燃弁 一式</td> <td data-bbox="1478 1449 1676 1533">                     点検計画の                      保全方式または点検内容の変更                      変更前 195M                      変更後 78M                 </td> <td data-bbox="1478 1291 1676 1449">                     ※                      ③④                 </td> <td data-bbox="1478 955 1676 1291">                     当該機器の点検頻度変更にあたり、点検実施および点検の類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。                 </td> <td data-bbox="1478 567 1676 955">                     当該機器の点検報告書を受け、臨時で当該弁を開閉した再燃、燃焼性能に影響はないものの、主要部位(弁座)において経年使用による劣化が確認された。                      当該機器の点検間隔(195M)の短縮を検討し、現状の点検間隔を短縮し、再燃焼性能は妥当であると評価した。物と燃焼の点検間隔は当該弁と同様の使用・環境条件であることから、ベンチマーク情報として活用し、同等の78M以下の点検間隔では設備の健全性を担保できると思われる。                      以上のことから、当該機器の分解点検間隔については、78ヶ月への短縮が妥当であると評価した。                 </td> <td data-bbox="1478 493 1676 567">                     ①④                 </td> <td data-bbox="1478 304 1676 493">                     主要弁検査(定検:原子炉系)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     ※点検頻度の変更に応じた評価方法                      ①点検および取替結果の評価                      ②劣化トレンドによる評価                      ③研究結果による評価                      ④類似機器等の使用実績による評価                 </p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">                     ※インプット項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応                      添付-2(64/65)                 </p>	No.	系統・機器名	保全への反映内容	インプット情報の項目	事象の概要	評価内容	4つの評価項目	備考 (関連する定期事業者検査等)	282	非常用ガス処理系の主燃弁 一式	点検計画の 保全方式または点検内容の変更 変更前 195M 変更後 78M	※ ③④	当該機器の点検頻度変更にあたり、点検実施および点検の類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検報告書を受け、臨時で当該弁を開閉した再燃、燃焼性能に影響はないものの、主要部位(弁座)において経年使用による劣化が確認された。 当該機器の点検間隔(195M)の短縮を検討し、現状の点検間隔を短縮し、再燃焼性能は妥当であると評価した。物と燃焼の点検間隔は当該弁と同様の使用・環境条件であることから、ベンチマーク情報として活用し、同等の78M以下の点検間隔では設備の健全性を担保できると思われる。 以上のことから、当該機器の分解点検間隔については、78ヶ月への短縮が妥当であると評価した。	①④	主要弁検査(定検:原子炉系)	<p>保全の有効性評価の結果を反映のため追加</p>
No.	系統・機器名	保全への反映内容	インプット情報の項目	事象の概要	評価内容	4つの評価項目	備考 (関連する定期事業者検査等)											
282	非常用ガス処理系の主燃弁 一式	点検計画の 保全方式または点検内容の変更 変更前 195M 変更後 78M	※ ③④	当該機器の点検頻度変更にあたり、点検実施および点検の類似機器の使用実績を基に詳細な評価を実施した。	当該機器の点検報告書を受け、臨時で当該弁を開閉した再燃、燃焼性能に影響はないものの、主要部位(弁座)において経年使用による劣化が確認された。 当該機器の点検間隔(195M)の短縮を検討し、現状の点検間隔を短縮し、再燃焼性能は妥当であると評価した。物と燃焼の点検間隔は当該弁と同様の使用・環境条件であることから、ベンチマーク情報として活用し、同等の78M以下の点検間隔では設備の健全性を担保できると思われる。 以上のことから、当該機器の分解点検間隔については、78ヶ月への短縮が妥当であると評価した。	①④	主要弁検査(定検:原子炉系)											

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

3. 補修, 取替および改造計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価			備考 (関連する定期事業者検査等)
		補修, 取替, 改造工事の計画 (工事計画書届出認可対象工事 またはその他の主要工事)		インプット 情報の項目 ※	事象の概要	評価内容		
		項目	変更前				変更後	
-	なし	-	-	-	-	-	-	-

添付-1 (64/64)

変更後

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

3. 補修, 取替および改造計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価			備考 (関連する定期事業者検査等)
		補修, 取替, 改造工事の計画 (工事計画書届出認可対象工事 またはその他の主要工事)		インプット 情報の項目 ※	事象の概要	評価内容		
		項目	変更前				変更後	
-	なし	-	-	-	-	-	-	-

添付-1 (65/65)

変更理由

頁追加による頁の変更